

第 章 新たな接続料の導入
第 1 節 光ファイバ設備に係る地域別接続料設定の是非

3 考え方
(1) 事業者により異なる接続料の設定

意見

意見 1 - 1 - 1 NTT東西により異なる接続料を設定することについては、賛同。
(但し、接続料の高くなる事業者については、接続料の低廉化に向けて、最大限の経営努力が図られる仕組みが前提となる。)
(各々の接続料の設定に当たっては、長期増分費用方式を用いるべき。)

答申草案を支持します。
(JT)

賛同いたします。再編の趣旨を鑑みた適切なご判断と考えます。
(TTNet)

東西NTT地域会社間において料金差を設けることは、以下の「IT特別部会」(第一次答申)にあるようにヤードスティック競争の観点から、競争促進につながるとも考えられるため、答申草案に賛成致します。

4 ユニバーサルサービスの確保
(3) ユニバーサルサービスのコスト及び料金水準の在り方
イ ユニバーサルサービスと料金水準
一方、東西会社間の料金格差については、東西会社間の比較競争(ヤードスティック競争)が働くことが期待され、また、**東西・NTTという異なる会社間で料金が同一でなければならないという合理的根拠にかけ**る。このため、東・西NTT間においては料金を引き下げる方向で格差が生じることがあり得るものと考えられる。
【IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申 ~ IT時代の競争促進プログラム~(平成12年12月21日 電気通信審議会)~P.55~】

(KDDI)

NTT東西の経営実態に即して事業展開を行っていくというNTT再編の趣旨から判断して、特定費用負担金制度の存続する平成13年度が終了した後に、NTT東西により異なる接続料を設定することについては、賛同いたします。但し、異なる接続料の設定ありきではなく、まず同等レベルの接続料であるべきと考えております。例えば、電気料金は電力会社毎に異なりますが、その差異は地域性を考慮して常識的範囲内であると認知されています。このような常識的範囲内に収れんさせるためには、接続料の高くなる事業者については、接続料の低廉化に向けて、最大限の経営努力が図られる仕組みが前提となります。

(OMP)

NTT東日本とNTT西日本の各々について異なる接続料を設定すべきとする第二次答申草案の考え方に賛成する。草案でも述べられているように、NTT東日本・西日本は別会社であり、その費用は異なるため、異なる接続料が設定されるのは当然である。NTT東西で異なる接続料を設定する時期については、平成13年度まで特定費用負担金制度が適用されることを考えると、平成14年度からとするのもやむをえないと考える。また、各々の接続料の設定に当たっては、非効率性を排除するために長期増分費用方式を用いて算定すべきである。

(レベルスリー)

意見 1 - 1 - 2 NTT東日本・西日本間でコスト情報の開示や料金額の事前の連絡をして接続料を同額に設定することは正当ではない。

第 章 新たな接続料の導入
第 1 節 光ファイバ設備に係る地域別接続料設定の是非

3 考え方
(1) 事業者により異なる接続料の設定

再意見

考え方

再意見 1 - 1 - 1 (意見 1 - 1 - 1 同旨)

レベルスリーコミュニケーションズ株式会社の意見に賛同致します。
東西NTT地域会社間において料金差を設けることは、ヤードスティック競争の観点からも、競争促進につながるとも考えられるため、**NTT東日本とNTT西日本の各々について異なる接続料を設定すべきと考えます。**
(KDDI)

考え方 1 - 1 - 1

本答申本文で述べたとおり、平成14年度以後はNTT東日本・西日本で各々異なる接続料を設定すべきと考えられる。
その際にも、指定電気通信設備を設置する事業者においては、光ファイバ設備等に係る接続料の低廉化に向けて経営効率化が今後共必要と考えられることは言うまでもない。
なお、長期増分費用モデルの見直しに伴う同モデルの具体的な適用については、平成14年度に結論を出すこととなっている。

再意見 1 - 1 - 2 (意見 1 - 1 - 2 同旨)

考え方 1 - 1 - 2

貴審議会におかれては、平成 13 年度迄は東西 N T T の接続料が同額に設定されることはやむを得ないと述べられておりますが、特定費用負担金の交付は偶然の結果として両社の接続料が同額になる根拠にはなり得ても、これをもって両社間で接続料に関し事前に連絡をとりあい申請すべき額を合意することを正当とする根拠にはなり得ないと考えます。東西 N T T は互いの業務区域に参入し競合するサービスを提供することのできる潜在的競合事業者です。特定費用負担金の交付は、このような潜在的競合事業者間で料金に関し通謀合意することまでをも適法化するものではないと考えます。この趣旨の記述を本答申に追加していただきたくお願いいたします。

平成 14 年度以降については、東西 N T T はコストの差違に基づき各々異なる接続料を設定すべきとの貴審議会のご見解につきましては、弊社といたしましても当然のことと考えておりますが、東西 N T T が各々異なる接続料を設定する場合、設定される料金額につき両社間で事前の連絡がなされないことやコスト情報等を互いに開示しないことが情報面において他事業者との公平さを担保するために極めて重要と考えます。貴審議会におかれましては、本答申においてこの考え方を明確していただきたくお願いいたします。

(C & W I D C)

意見 1 - 2 接続料を東西別とすることについては、競争への影響、L R I C モデルにおける N T S コストの扱い方、ユニバーサル基金等の導入方法等について総合的かつ慎重な検討が必要。

平成 12 年度から、電話・I S D N の接続料金にモデルに基づいた長期増分費用方式 (L R I C) が導入されているところですが、L R I C による接続料金では実際に発生する費用が未回収となるという問題があります。現在平成 14 年度見直しに向けてモデルの見直し作業中ではありますが、企業として最大限の効率化に努めてもなおコスト未回収が発生するような接続料水準とすることは経営上大きな問題があると考えております。なお、米国においては L R I C 方式の適用は接続料金を払い合う市内通信会社間に限定されております。更に、現在連邦最高裁において仮想的なモデルによる L R I C 方式が通信法に照らして違法かどうか係争中であり、日本においては、優先接続も市内通信まで導入されていることと合わせて、接続料金の値下げに伴って市内通信の料金値下げ競争が激化しており、接続料金の未回収に加えて、ユーザ料金の値下げ競争によっても財務的に大きな影響が発生しております。

また、これまで電話・I S D N のネットワークは全国一体的に構築して、ユニバーサルサービスの維持などの社会的な要請にも配慮し、接続料金やユーザ料金は基本的に全国一律料金を維持してきたものであります。接続料金を東西別料金とした場合には、結果として各社のユーザ料金にも東西別接続料格差が反映されたものになると想定されることから、競争への影響、L R I C モデルにおける N T S コストの扱い方、現在検討中のユニバーサルサービス基金等の導入方法、更にユーザ料金の東西格差の社会的受容性等についても、総合的かつ慎重な検討が必要であると考えます。

(N T T 東日本・西日本)

C & W I D C 殿意見に賛同します。

N T T の東西への分割はヤードスティック競争による東西間の競争の実現を目的としたものであり、競争によってユーザ料金が低下しユーザにメリットが生じるのであれば、ある程度の東西間の料金の差は許容できるものと考えます。むしろ、接続料金が同一に設定されることは、料金額について両者間で事前の連絡やコスト情報の相互の開示が行われていることを意味し、N T T 再編の趣旨に反するものと考えます。

また、このことは N T T 再編で意図した N T T 東西地域会社間の相互参入が起これないことを意味し、結果的に N T T 地域会社間のヤードスティック競争が機能しないものと考えます。

(J T)

再意見 1 - 2 L R I C の導入が接続料を事業者毎とすることを困難にする訳ではない。

L R I C 方式は N T T 東西の不効率なネットワーク構成や不効率な運用に係るコストを除外する目的で導入されたものであることから、未回収のコストは N T T 東西の経営の不効率性に起因するものです。接続事業者がこのような不効率性に起因するコストまで負担する理由はありません。

企業としての最大限の効率化は自由競争市場において厳しい競争に直面して初めてなされ得るものです。地域網をほぼ 100% 独占する N T T 東西が厳しい競争に直面して企業として最大限の効率化をすでに行なっているとはとても考えられませ

ん。
(C & W I D C)

N T T 東西は東日本 / 西日本と業務区域を異にする別会社です。接続料やその他ユーザ料金について別料金を設定すべきことは当然のことです。L R I C 方式の本質はネットワークの在るべきコストを求めることです。この意味においても異なるネットワークについて異なるコスト / 接続料が在り得べきものと想定されています。別会社により異なる業務区域において同一の接続料が認められてはならないと考えます。その一方で、長距離・国際系の他事業者は日本全国を業務区域にしています。このような日本全国を業務区域にしている事業者については、N T T 東西が別な接続料を設定したからといって一つの業務区域を東日本と西日本に細分化して別々のユーザ料金を設定する必然性はないと考えます。同一の業務区域については同一のユーザ料金を設定するということはユーザ料金設定の考え方として妥当なも

N T T 西日本の経営の安定化を図る必要があるときに同社への金銭の交付を認める制度である特定費用負担金制度が存続する間は、N T T 東日本・西日本で同額の接続料とすることもやむを得ないと考えられることは本答申本文で述べたとおりであるが、N T T 東日本・西日本が各々の経営実態に則して接続料を設定することが原則であり、平成 14 年度以後の接続料の設定は両者間で協調して行なわれるべきではない。

但し、長期増分費用モデルや接続会計結果等から求められるコスト情報については、両社間のみならず広く開示すべきであり、そういった観点から公平性、公正性が損なわれないようにすべきである。

考え方 1 - 2

N T T 東日本・西日本で異なる接続料を設定すること、L R I C モデルにおける N T S コストの扱やユニバーサルサービス基金等については直接の関係は無く、意見の趣旨が明確でない。

なお、N T T 東日本・西日本で異なる接続料とすることに慎重であるべきとする本意見は、光ファイバ設備について地域別接続料導入を主張する両社の意見とは矛盾している。

のと考えます。
(C & W I D C)

NTT東西殿のご意見には、**賛同しかねます。**
LRICは、草案P30にご指摘いただいているとおり『**実際費用方式では指定電気通信設備における非効率性を接続料の原価算定上除外することが出来ない**』という課題を解消するために導入されたものです。
弊社としては、LRICは「競争原理の働かない接続料の分野に、仮想的に競争原理を持ち込むことが狙い」と理解しております。
このために、競争原理が働いた場合はこうなるはずという推計結果がLRICなのであって、NTT東西殿の「実際に発生する費用が未回収」とのご指摘には、**賛同しかねます。**
(T T N e t)

弊社はダークファイバのコストもLRIC方式で算定していただけるよう要望しておりましたがLRIC方式では算定していないため、現状ではダークファイバの接続料金にLRIC方式が適用されることはないと考えております。**ダークファイバのように現在の実際原価方式で算定している接続料金についてはNTT東西が問題だと指摘している「コスト未回収」が発生しないため、経営上何ら問題なく地域別接続料設定も可能と考えます。**

問題は、電話・ISDNに適用されているLRIC方式の接続料金と光ファイバに適用されている実際費用方式の接続料金が混在しており、LRIC方式と実際費用方式の間で内部相互補助が行われないよう接続会計を分計し監視することが難しい点にあります。特にダークファイバの加入者回線（光信号端末回線）では、7年間の需要想定をして7年間の平均原価から接続料算定をしているため、平成16年度までは巨額の赤字が発生することになります（下表参照）。LRIC方式で算定する料金区分と実際費用方式で算定する料金区分との分計が明確にできない状態のもとでは、NTT東西の経営赤字の原因が接続料金にLRIC方式を導入したからだと明確に判断できません。また、LRIC方式導入により経営が悪化する場合があったとしても、実際費用方式で本来なら7年間で採算がとれているはずの光ファイバ設備のアンバンドルまでがその影響で急遽計画変更となり、エリアが縮小されたりファイバ敷設工事が滞ったりすることがないように要望いたします。

したがって、**光ファイバ設備の中でも実際費用方式で接続料算定を行っている、光信号端末回線伝送機能及び光信号中継回線伝送機能については接続会計で分計していただけるよう強く要望いた**

3 考え方
 (2) 光ファイバ設備に係る地域別接続料の設定
 (3) 地域別接続料の設定に関する今後の検討課題

意見 2 - 1 - 1 答申草案の内容に賛同。

答申草案を支持します。
 (JT)

賛同いたします。地域別料金は、ご指摘のとおり、不当な差別的取扱いにあたることのないように、地域毎のコストを適正に把握したうえで、慎重にご議論されることを望みます。
 (TTNet)

意見 2 - 1 - 2 適切なユニバーサルサービス基金を使えば、低コスト地域での接続料引下げがユニバーサルサービスの均一料金の確保を損ねることはない。

ユニバーサルサービスの均一料金をどうするかについては、弊社としては、地域別接続料金を設定することによってユニバーサルサービスの均一料金確保に支障をきたすかどうかの議論を尽くしたあと、均一料金を確保できないという結論が出た場合には、ユニバーサルサービス基金を利用して均一料金を確保するためのコストに充てるべきであると考えます。
 (下略)
 (レベルスリー)

意見 2 - 1 - 3 地域別接続料を要望するが、答申草案には一定の理解。地域毎のコストの把握と、光ファイバ設備の長期増分費用モデルでの料金算定を要望。

します。

(表) 光信号端末回線伝送機能(加入者線)の加算料相当コスト控除後原価と収入の差額(NTT東西光ファイバ設備の接続約款の算定根拠別添1より作成)
 単位(百万円)

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
差額	-88,506	-81,544	-67,364	-42,276	24,080	100,069	155,491

(イー・アクセス)

米国においては、州際通信と州内通信における規制機関が制度上明確に異なる等の事情があり、また、アクセスチャージについては、ローカルネットワークコストの一部を補填してきた歴史的経緯により、ユニバーサルサービスコストとのセットでの議論が行われてきました。

米国では日本とは異なる制約があるため、単純な比較は行えないものと考えております。また、長期増分費用方式は米国だけでなく、英国・オランダ・カナダ・香港等でも導入されており、米国の制度のみとの比較は適切ではないものと考えております。

(JT)

考え方 2 - 1 - 1

本答申本文で述べたとおり、地域別接続料の検討に向けて都道府県毎のコスト把握を図ることが必要。

考え方 2 - 1 - 2

地域別接続料の設定についての結論を出す際には、ユニバーサルサービスの均一料金を確保する体制が十分であるかを見極める必要がある。

考え方 2 - 1 - 3

本答申本文で述べているとおり、地域別コストの

光ファイバ弊社は地域的接続料金の設定を要望しておりますが、その理由は地域間での光ファイバ設備コストに著しく差があるとすれば、地域を限定して参入している事業者は実際のコストに基づかない過大な負担を強いられる可能性があること、結果的に低コスト地域における新規参入を阻害する可能性があることです。

上記の考え方については一定の理解をいたしますが、一方で著しいコスト差が生じていた場合には、上記の理由にもかかわらず、見直しを行うべきだと考えます。

従いまして、今後の検討課題において、以下のことを要望いたします。

地域ごとのコストの把握

答申案では、「地域別接続料の検討に向けて接続会計或いは長期増分費用モデルにおいて、地域毎のコストを適正に把握する体制の整備を図ることが必要である」(p.63)と書かれておりますが、弊社も同意いたします。直ちに接続会計による都道府県毎の局間及び端末ファイバコストを開示頂くとともに、本年5月18日に審議会に諮問されたNTT東西の接続約款改定案における実績コストに基づいた局間光ファイバアンバンドル料金、将来需要・将来原価にもとづいた端末ファイバアンバンドル料金についても、地域毎に算定された数値を開示すべきだと考えます。また、長期増分費用モデルでも適切な光ファイバ設備のアンバンドル料金が算定されることを要望いたします。

(イー・アクセス)

アンバンドル化された設備の地域別料金設定とそのユニバーサル・サービスへの影響は、独占から競争へと移行するどの市場でも直面する問題であります。競争がまず根づく人口密集地域の都市環境においては単位ごとの設備コストは低くなる傾向があることから、均一化されていない卸料金(特に地方・都市間)は競争を促進し、料金を引き下げることに重要な影響を持ち得るのです。不均一化をしないままでは、競争が経済的に成長しない地域においては、既存事業者は競争がより育ち得る地域からコスト以上の料金を競合事業者からをとることにより効果的に地域間補助をし続けることができるのです。総務省の長期増分費用モデルの詳細さのレベルを考えると、不均一で、長期増分費用方式ベースの料金をアンバンドル化された設備(光ファイバーを含む)に適用することは可能なはずで、その点を検討されるべきです。

(米国大使館)

意見2-2 光ファイバ設備は本来指定電気通信設備の対象外と現在も考えている。その後接続料等は地域別等柔軟に設定できるスキームとすべき。

光ファイバ設備は、今後の高速サービスの需要拡大に伴って、設備の構築を進めて行きたいと考えております。

電気通信事業者以外も含めて光ファイバを保有する事業者は多く、今後も増加傾向にあることから、事業者による光ファイバの利用については設備調達の代替手段が存在しており、設備ベースの競争が既に始まっております。また、高速サービスは、CATV網のケーブルや無線アクセスなど、多様な設備を利用することも可能となっております。

従って、当社においてもサービスベースあるいは設備ベースの競争に対応でき、かつ、設備投資のインセンティブが損なわれないよう、本来は光ファイバ設備を指定電気通信設備の対象外であると現在も考えており、また、高速サービスのユーザ料金や光ファイバ設備の接続料金は地域別等柔軟に設定できるスキームとすべきと考えます。

(NTT東日本・西日本)

把握が必要である。なお、光ファイバ設備の長期増分費用モデルの作成については、第一次答申でも述べているとおり、「光ファイバ設備に対する相当期間の需要動向が十分見込める状況になって、かつ、事業者の新規投資へのインセンティブを失わせないことに留意してその適用の是非等を判断していくことが望ましい」。

再意見2-2 第一次答申等によりNTT東日本・西日本の光ファイバ設備が指定電気通信設備であることは整理済。

以下の「接続ルールの見直しについて」(第一次答申)にあるように、ラストワンマイルのインフラを所有する東西NTT地域会社は、他の事業者より遥かに容易に光ファイバを設置できる状況にあります。一方、新規参入事業者が自ら新たに設備を敷設することは、莫大なコストと時間を要するため、大変非効率なものと考えており、サービス開始面や料金面等の観点から、ラストワンマイルのインフラを所有する東西NTT地域会社と競争することは不可能と考えます。

従って、ラストワンマイルのインフラを所有する東西NTT地域会社の設備を有効利用することが、今後のITを普及させるために必須と考えます。

(KDDI)

次頁の「接続ルールの見直しについて」(第一次答申)にあるように、光ファイバ設備は指定電気通信設備であって、この位置づけは省令等において整理済みとなっております。

考え方2-2

光ファイバ設備と指定電気通信設備については第一次答申第 章第2節を参照。

地域別接続料については本答申本文でも今後の検討課題としている。

なお、光ファイバ設備に係る地域別接続料の設定については、NTT東日本・西日本は平成13年2月にこれを将来の課題とする意見を提出している。

<p>意見2-3 光ファイバ設備の接続料は業務区域内で一律とすべき。</p> <p>競争を促進させ、お客様の利便を向上させるためには、<u>当該接続料金は東西NTT地域会社の業務区域内において一律とすべきと考えます。</u> (KDDI)</p>
<p>意見3 光ファイバ設備は可能な限り低廉なコストで接続事業者に提供されるべきであり、管路等の投資コストの光ファイバ接続料への反映については、必要最低限にする必要がある。</p> <p>今後のITの普及は、ユーザ料金の価格によって最も左右されることが考えますが、そのためには、<u>可能な限り低廉なコストで接続事業者に提供することが必須</u>と考えます。 将来需要を見込む他、光ファイバの構築は、新たに土木設備を設けるのではなく、既存設備を有効利用し、構築されていることから、管路等の投資コストの光ファイバ接続料への反映については、必要最低限にする必要があると考えます。 上記の管路等の投資コストを必要最低限にする算定方法は、以下(略)の「電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部改正等～光ファイバ設備のアンバンドル等～」考え方7の、<u>随時適切な算定方法の工夫の一つと考えます。</u> また、長期増分費用方式の導入については、非効率性排除のインセンティブを働かせるためにも、今後の市場や「IT戦略会議」での議論を踏まえ、市場動向にあったモデル(ロジック)を作成する必要があると考えます。 (KDDI)</p>

<p>競争を促進させ、お客様の利便を向上させるためには、<u>当該接続料金は東西NTT地域会社の業務区域内において一律とすべきと考えます。</u> また、今後のITの普及は、ユーザ料金の価格によって最も左右されることが考えますが、そのためには、<u>可能な限り低廉なコストで接続事業者に提供することが必須</u>と考えます。 将来需要を見込む他、光ファイバの構築は、新たに土木設備を設けるのではなく、既存設備を有効利用し、構築されていることから、管路等の投資コストの光ファイバ接続料への反映については、<u>必要最低限にする必要があると考えます。</u> 上記の管路等の投資コストを必要最低限にする算定方法は、「電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部改正等～光ファイバ設備のアンバンドル等～」考え方7の、<u>随時適切な算定方法の工夫の一つと考えます。</u> また、<u>長期増分費用方式の導入については、非効率性排除のインセンティブを働かせるためにも、今後の市場や「IT戦略会議」での議論を踏まえ、市場動向にあったモデル(ロジック)を作成する必要があると考えます。</u> (KDDI)</p>	
	<p>考え方2-3</p> <p>地域における競争状況の進展によっては、競争促進の観点から地域別接続料の設定は検討課題となってくると考えられる。</p>
<p>再意見3(意見3同旨)</p> <p>KDDI殿及び在日米国大使館殿意見に賛同いたします。 光ファイバの構築は完全な競争状態で行われているものではなく、NTT東西地域会社は管路・電柱等の既存土木設備を活用して構築していることから、NTT東西地域会社の光ファイバ設備が指定電気通信設備であることは適当であり、またその投資コストは必要最小限であるべきと考えます。 そもそも、ユーザへの光ファイバによるサービス提供のほとんどをNTT東西地域会社が独占している現状にあつては、総収入ベースから考えると、地域別接続料の設定が、必ずしも地域別ユーザ料金の設定にはつながらないと考えます。 仮に地域別ユーザ料金及び接続料を設定する場合には、地域別のコスト構造、ユーザ料金と接続料+小売コストの関係を明確化することが前提であると考えます。 (JT)</p>	<p>考え方3</p> <p>光ファイバ設備に係る接続料は合理的な範囲で低廉化を行うべきであり、管路等に限らず接続料の原価算定にあたって算入すべきコストは必要最小限とすべきである。</p>

<p>意見4 光ファイバ設備をユニバーサルサービスの対象とすることについては十分な議論が必要。</p> <p>ユニバーサルサービスについて NTT東西は、光ファイバ設備の接続料に関して、将来7年間の需要を想定して7年間の収支相償となる料金を算定しております。収支相償となる時点まで、または需要が事業計画通りとならない場合は、NTT東西の経営に多大な影響を与える可能性もあることから、ユニバーサルサービス基金等からの補填が議論となる可能性もあると考えます。今回の光ファイバ設備の接続約款はNTT東西の自己責任により設定されたと理解しておりますので、光ファイバ設備をユニバーサルサービスの対象とすることについては十分な議論が必要と考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>意見5 ユニバーサルサービスに与える影響については、実態的な競争状況を見て判断すべき。</p> <p>ユニバーサルサービスに与える影響については、ユニバーサルサービスの範囲が確定されることはもとより、その維持が困難となるほどの競争が進展しているかどうか、実態的な競争状況を見て判断すべきものと考えます。 (JT)</p>
<p>意見6 地域別接続料の検討について、ユニバーサルサービス基金の稼働を前提とすべきでなく、基金稼働への言及を削除すべき。</p> <p>基金稼働に係る事例の削除を要望いたします。 「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」(第一次答申)には、競争進展が基金稼働の条件とされています。したがって、NTT東西の地域別光接続料の設定によるユニバーサルサービスへの影響は、基金稼働とは切り離して議論されるべき課題と理解しているからです。 (TTNet)</p> <p>また、に「ユニバーサルサービスを確保する体制が十分なものであるかどうか(例えば、ユニバーサルサービス基金の稼働)も見極めつつこれを行う必要がある。」とありますが、ユニバーサルサービスコストの負担方法について、何も定まっていない現状において、ユニバーサルサービス基金在りきの表現となっておりますので、修正していただく必要があると考えます。 (KDDI)</p>	<p>意見7 利用者料金と接続料の水準については、新料金が接続料+小売コストを上回ることが担保されるべき。</p>

	<p>考え方4</p> <p>現在FTTHサービスをユニバーサルサービスの対象範囲とする考え方は採られていない。</p>
	<p>考え方5</p> <p>光ファイバ設備に係る地域別接続料の導入の検討に当たってユニバーサルサービス確保の体制が十分であるか見極める際には、その時点での地域の競争状況を勘案する必要があると考えられる。</p>
<p>再意見6 (意見6 同旨)</p> <p>東京通信ネットワーク株式会社の意見に賛同致します。 <u>ユニバーサルサービスコストの負担方法について、何も定まっていない現状において、ユニバーサルサービスコスト負担在りきの表現となっておりますので、修正していただく必要があると考えます。</u> (KDDI)</p>	<p>考え方6</p> <p>本答申草案では、地域別接続料の導入について検討する際には、ユニバーサルサービスの均一料金確保に支障がないことが見極められるべきことを述べており、その場合の一例としてユニバーサルサービス基金の稼働などを挙げたところである。 光ファイバ設備の地域別接続料の導入がユニバーサルサービス基金の稼働を前提とするかのような誤解を招きかねないということであれば、本文から該当箇所を削除することとする。</p> <p>第 章第1節3(3) 【草案】 「ユニバーサルサービスを確保する体制が十分なものであるかどうか(例えば、ユニバーサルサービス基金の稼働など)も見極めつつこれを行う必要がある。」</p> <p>【修正文】 「ユニバーサルサービスを確保する体制が十分なものであるかどうかも見極めつつこれを行う必要がある。」</p>
<p>再意見7-1 (意見7 同旨)</p>	<p>考え方7</p> <p>本答申本文では利用者料金が接続料の水準を下</p>

答申草案を支持します。なお、利用者料金と接続料の水準については、例えば英国で採られているスタックテストや、米国で採られているインピテーションテストのような方法により、公正性を担保すべきと考えます。

【参考】英国におけるスタックテストについて

1. スタックテストとは

英国においてドミナント事業者であるBTの利用者向けサービスの料金設定が、反競争的でないかをチェックするシステム。

新料金・新割引サービス認可の際、料金額がコストを上回っていることを証明しなければならない。

2. 具体的内容

BTは以下の内容を証明する必要がある。

新料金（割引）	>	ネットワークコスト	+	小売コスト
（他事業者に相互接続料金として提供）				

この不等式を満たしている場合、認可される。他事業者においても、同水準の料金設定をすることが可能。

不等式を満たさない場合、以下の対応のどちらかが必要。

新料金（割引）の見直し
相互接続料金の引き下げ

（JT）

答申草案では「利用者料金が接続料の水準を下回することは、一般的には公正競争上適切ではない」と書かれていますが、仮に利用者料金が接続料の水準を上回っていたとしても、競争事業者が最低限必要な営業コストをととも捻出できない水準でしか上回っていないとすれば、新規参入を阻害し、結果的に独占を維持することとなります。従いまして、事業者からの申し出があれば、利用者料金が接続料金と適正な営業費用に基づいて算定されているかどうかをチェックするようなインピテーションルールの検討を強く要望いたします。

（イー・アクセス）

貴審議会におかれましては、「利用者料金が接続料の水準を下回することは、一般的には公正競争上適切ではないと考えられる」と述べておられますが、「下回る」場合のみならず同額あるいは上回ったとしてもその差が不十分であれば弊社といたしましては公正競争上適切ではないと考えます。従いまして、この記述はしかるべく修正されるべきであり、かつ弊社といたしましては、利用者料金と接続料の関係において公正競争上適切でないとする判断基準を明確にすべきと考えます。この旨ご答申いただきたくお願いいたします。なお、この判断基準の策定にあたっては、英国におけるスタックテストが参考になるものと考えます。

（C&W IDC）

（前略）

個々の利用者向けサービスにおける利用者向け料金と接続料の関係については、例えば英国で採られているスタックテストや、米国で採られているインピテーションテストのような方法により、公正性を担保すべきと考えます。

また、NTT東日本・西日本の接続会計の結果は、管理部門：黒字、利用部門：赤字となっており、小売コストを含めた場合、利用者向けサービスが提供できないことを示しています。利用者向け料金と接続料との関係については、根本的には上記の観点から検討すべきであり、早急にその詳細を開示し、内部相互補助のチェックを行うべきと考えます。

なお、現状では利用者向け料金と接続料との関係のみの議論が行われておりますが、利用者向け料金は、ネットワークコスト（接続料）+小売コストで成り立っており、小売コストを含めた検討が必要と考えます。

（後略）

上記意見に賛同致します。

接続料と利用者料金との逆転が生じることに問題があると考えており、以下（略）の第一次答申の考え方48を踏まえ、不適切な料金については、是正していただきたいと考えますが、そもそも利用者向け料金と接続料の逆転が生じないためのルールを設ける必要があると考えます。

（KDDI）

弊社としては、日本テレコム殿、C&WIDC殿のご意見に賛同し、「個々のユーザー料金と接続料の関係について小売りコストを含めた検討が必要」と考えます。

（TTNet）

イーアクセス殿意見に賛同いたします。現状のNTT東西地域会社殿のサービスには、利用者料金が接続料の水準をわずかにしか上回っていないものもあり、事実上同様のサービスを競争事業者が提供できない状況となっております。弊社意見書でも述べたように英国のスタックテストや米国のインピテーションルールのような方法により、利用者向け料金と、ネットワークコスト（接続料）及び小売コストとの関係を明確にすべきと考えます。

また、弊社意見書にて述べたように、NTT東日本・西日本の接続会計の結果は、管理部門：黒字、利用部門：赤字となっており、小売コストを含めた場合、利用者向けサービスが提供できないことを示しており、早急にその詳細を開示し、内部相互補助のチェックを行うべきと考えます。

（JT）

再意見7-2 利用者向け料金はプライスカップ以下の範囲内で経営判断により決定するものである。

利用者向け料金については、平成12年10月より主要なサービスにプライスカップ規制が導入され、上限価格の範囲内で弊社の経営判断により競争状況を勘案し決定できるものとされており、更なる規制は自由な競争を阻害するものと考えます。なお、これまで利用者向け料金と接続料との関係については、接続約款の認可申請に際し総務省への報告とともに公表を行っているとおり、接続料の水準が利用者向け料金の水準を下回っていることを検証してきたところであります。（答申案p37 図表18参照）

小売コストの回収方法については、サービスの販売方法によって異なり、競争市場に依存することから、まさに各事業者の自らリスクを負った創意工夫により、各事業者の経営判断によって決定するものであり、競争市場に委ねられるべきもの

回することは、一般的には公正競争上適切ではないと述べているところであるが、このことは利用者料金が接続料の水準を上回ってさえいけば何ら問題がないとするものではない。今後新規サービスの利用者料金等を念頭に適正性の検証について諸外国の事例も参考に検討を行う必要がある。

上記については本答申本文第 章に次の文章を付け加えることとする。

「1 接続料の利用者料金との関係の検証

（1）接続料の水準と利用者料金との関係については、既に第一次答申で述べたとおり、「利用者料金が接続料の水準を下回することは、一般的には公正競争上適切ではないと考えられる」ため、第 章第3節6で述べたとおり、平成11年度より接続料と利用者料金との比較がなされ、又、接続会計において内部相互補助がなされていないかの情報開示も行われることになっている。

（2）但し、サービスの提供にあたっては接続料の支払いの他に営業費等も不可欠であるから、利用者料金が接続料の水準を上回ってさえいけば公正競争上適切であるとは言いきれないところである。

（3）これについては、新サービスが開始される際に接続料が当該新サービスの利用者料金との関係でどの程度の水準であれば公正競争上不適切とならないのかについて検討を行う必要がある。今後総務省において検討の場を設け、海外事例の収集等を行い、研究を進めることが適当である。」

(JT)

審議会が、ユーザー料金と接続料の関係が競争を妨げることのないように注意深く提言を立案したことにつき、私たちは感謝しています。特に、ユーザー料金が接続料より低くなり、反競争的価格設定を作り出さないように総務省が保証することは、重要なことです。残念ながら、総務省は現在完全にそのような懸念を表明するような方法論も権威も持っていないように見えます。私たちは、審議会が、総務省にいかなる反競争的な価格設定行為を確認し、是正できるような権威と手段を与えることを提言するよう要請いたします。

(米国大使館)

であると考えます。例えば新サービスの収支について当初は赤字であっても、営業努力により黒字化していくこと等は、弊社も他事業者もなんら変わるものではありません。個々のサービス(割引サービス)単位で接続料と利用者向け料金を比較することは、各社の創意工夫を制限する結果となるものと考えます。なお、今後予定している光IP通信網サービスの本格提供にあたっては、接続料相当のコストに一定の営業費等の必要なコストを加えた原価を基礎に利用者向け料金を設定する考えです。

(NTT東日本・西日本)

第 2 章 新たな接続料の導入
第 2 節 定額的な接続料の導入

3 考え方 (2) 交換機での接続によるインターネット向けサービスに関する論点
意見
<p>意見 8 交換機接続における定額的な接続料はコスト発生要因を反映しないため導入すべきでない。</p> <p>弊社では通話料とインターネット接続料を合わせた、準定額制のインターネット接続サービスを提供しておりますが、長時間の利用に関しては現時点でも NTT 東日本・西日本殿のサービスに対抗できず、このようなサービスを提供していることが、定額的な接続料導入を必要としないと考える理由ではありません。</p> <p>むしろ、答申草案でも指摘されているように、<u>接続料と利用者料金との逆転が生じていることについては、問題であると考えており、交換機で接続する形態についても同様であると考えます。</u></p> <p>しかしながら、接続料はコスト発生要因により算定されるべきであり、交換機接続における接続料は、トラフィックに応じた TS (Traffic Sensitive) コストとして算定することが望ましいと考えます。定額型接続料を設定することは、NTS (Non Traffic Sensitive) コストとして算定することを意味し、コスト発生要因を反映した接続料とは相容れないものと考えます。</p> <p>(JT)</p>

3 考え方 (3) 加入者回線での接続によるインターネット接続サービスに関する論点
<p>意見 9 - 1 定額的な接続料の導入 (加入者回線での接続) を早期に行うべき。</p> <p>定額的な接続料の導入に関して賛成いたします。早急に導入いただけるよう強く要望いたします。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>電話・ISDN 網を利用したインターネット向けサービスにおいて、従量的な接続料ばかりでなく定額的な接続料の設定、すなわちキャリアズレート方式による事業者向け割引料金設定を、<u>加入者回線での接続を前提として早期に行うべきである。</u></p> <p>(理由)</p> <p>電話・ISDN 網を利用したインターネット向けサービスでは、現在、東・西 NTT 殿が提供している準定額制の利用者料金のサービスについては、第二種電気通信事業者など接続事業者が同様のサービスを提供するための接続料が設定されていないばかりか、利用者料金 (小売料金) がそのまま適用されていることから、常時接続を要さない中位な利用頻度層への同様なサービス提供や準定額制を含め柔軟な利用料金設定が事実上困難な状態にある。</p> <p>ISP など接続事業者向けに「<u>加入者回線での接続</u>」においてキャリアズレート方式による定額的な接続料の適用が開始されることで、サービスベースでの公正競争が促進されるだけでなく、料金の低廉化が図られ、「e-Japan 戦略」の早期実現に向けインターネットを広く一般に普及させるうえで非常に有効であると考えます。</p> <p>また、インターネットの常時利用を前提にした定額制料金によるアクセス手段の提供が始まったとはいえ、そのインフラとなる伝送媒体は、当面は公衆網として提供されてきた電話・ISDN・データ伝送等に使用されてきた伝送媒体 (メタル線や光ファイバ) であることに違いはない。</p> <p>以上ことから分かるように、公衆網は、広帯域インターネットの利用推進に有効なアクセス手段として、依然、重要な位置付けにあり、その延長線上にある音声通信・データ通信の IP 化による将来の利用形態を考えた場合においても、サービスの区別なく事業者向け割引料金を適用することが、広帯域インターネットの普及にとって重要であると考えます。</p> <p>(テレサ協)</p>

第 2 章 新たな接続料の導入
第 2 節 定額的な接続料の導入

再意見	考え方
	<p>考え方 8</p> <p>交換機での接続における定額的な接続料の導入については、交換機への負荷に配慮する必要がある等の理由に基づき本答申では提言を見送った。</p>

<p>再意見 9 - 1 (意見 9 - 1 同旨)</p> <p>先の意見書で述べたとおり、電話・ISDN 網を利用したインターネット向け接続サービスは、既存インフラの有効活用による低コストのインフラ提供の実現性という面で優れており、インターネットの一般への普及に極めて有効であります。</p> <p>しかしながら、電話・ISDN 網の料金は、電話サービスの歴史的背景から来る従量制料金の影響を強く受けた料金体系が現在も踏襲されており、<u>長時間接続が利用形態の特徴でもあるインターネット向けサービスの料金体系のあり方とは、本質的に馴染まないものといえ、定額的な料金体系の導入が必要であると考えます。</u></p> <p>利用者が時間・料金を気にすることなく、インターネットを利用できるサービスを広く提供することは「e-Japan 戦略」の早期実現に極めて重要であるといえますが、その実現のカギとなるのが、<u>加入者回線での接続を前提とした定額的な接続料の設定の実現にあると考えます。</u></p> <p>公衆網でのアクセスチャージに代表される現在の従量的な接続料に加え、第二種電気通信事業者などの接続専門事業者においても、準定額制を含めた柔軟かつ独自の利用料金設定の実現に必要な定額的な接続料の設定、すなわちキャリアズレート方式の考え方に基づいた定額的な事業者向け割引料金設定に関し、その早期</p>	<p>考え方 9 - 1</p> <p>インターネット向け通信の定額的な利用への需要に応えられるよう、定額的な接続料の導入は早急に行われる必要がある。</p>
---	---

実施をあらためて切望いたします。

さらに、こうした定額的な接続料の導入は、東・西NTT殿が独占する加入者系回線相当部分に対して、第二種電気通信事業者など接続事業者が、新たに東・西NTT殿が現在提供している準定額制の利用者料金のサービス等と同様のサービスを提供できる可能性を担保するために必要な措置であり、サービスベースでの競争が促進されることで、結果として、地域通信市場における競争導入に資するものと考えられるからであります。

(テレサ協)

意見9-2-1 サービス全体で利用者料金が接続料を下回らなければ問題はない。事業者向け割引料金の導入の是非はNTT東日本・西日本が経営的観点から判断すべきもの。

中継事業者等はGC接続や直収サービスを利用し、ダイヤルアクセス手段を選択できる状況下で、現に通信料金を含めた準定額インターネットアクセスサービスを提供しております。また、二種事業者のISPにおいても、他社の着信課金サービスなどを用いて、ダイヤル通話料を含む準定額インターネットアクセスサービスを提供しております。

基本的にはサービス全体でユーザ料金が接続料金を下回ることにはなければ問題なく、他事業者も各々のリスクで定額サービスを提供すればよいものであると認識しており、NTT東西のみがISPに対して事業者向け割引料金の導入を義務付けられることは、ボトルネック設備に対する規制の範囲を逸脱した過剰な規制と言わざるを得ません。本来、NTT東西が経営的観点から導入の是非を判断すべきものであると考えます。

(NTT東日本・西日本)

再意見9-2-1 「サービス全体で利用者料金が接続料を下回らなければ問題はない」とするNTT東日本・西日本の主張に反対。インピュテーション・ルールの早期導入が必要。

他事業者としては何らかの理由で例えばテレホーダイに相当する定額制サービスのみを提供したいと考える(その他の電話サービスは提供しない)場合があります。この場合、その事業者としてはNTT東西の接続料でその定額制サービスが経済的に成り立ち得るか否かを判断することになります。現在の接続料ではテレホーダイに相当する定額制サービスは経済的に成り立ち得ません。従って、NTT東西のテレホーダイおよび接続料は反競争的であることは明らかです。サービス全体(=定額制サービスを含め電話役務全体)でユーザ料金が接続料金を下回ることがなければ問題ないとのNTT東西の主張は不当なものと考えます。

ユーザ料金の接続料との関係における反競争性については、我が国としても明確な判断基準を持つべきと考えます。英国においてはスタックテスト、米国においてはインピュテーション・ルールがこのような判断基準として確立されており、我が国においても規制の透明性を高める意味においてもこのような判断基準の確立が重要な課題であると考えます。

なお、英国においては従量制の接続料ではダイヤルアップによるインターネット接続用の定額制サービスは実現できないことから、定額制の接続料(FRIACO)を提供することがBTの義務とされたことはご存知のことと思います。

(C&W IDC)

「サービス全体でユーザ料金が接続料金を下回らなければ良い」とのNTT東西殿のご意見には、賛同できません。

(TTNet)

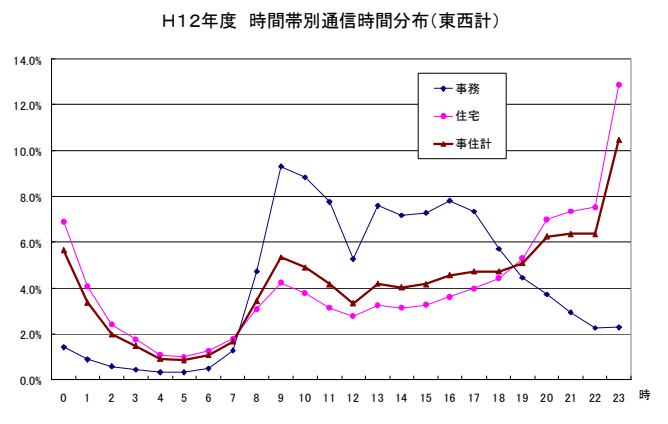
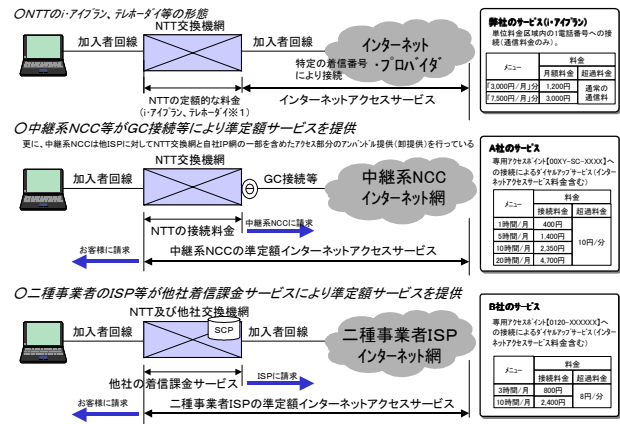
考え方9-2-1

NTT東日本・西日本は、従来より経営的な判断により事業者向け割引料金を導入したことはなく、公正競争確保の観点からルールによる導入が必要と考えられる。

なお、「ユーザ料金が接続料金を下回ることにはなければ問題ない」と断定する考え方は必ずしも適当でなく、このような考え方を前提にした意見には説得力がない。「考え方7」で述べたように、接続料と利用者料金との関係の検証については更に検討が必要である。

	<p>意見9-2-2 事業者向け料金をi・アイプラン等の競争的料金に課すことはサービス開発インセンティブを損なう。</p> <p>i アイプラン、テレホーダイは競争的割引料金プランであり、これに事業者向け割引料金設定の義務を課すことはサービス開発インセンティブを損い、サービスの多様化を阻害することとなると考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>
<p>意見9-2-3 割引サービスへの事業者向け割引料金の導入には約2年間を要すると想定され、市場ニーズと合わなくなる可能性がある。</p> <p>これらの割引サービスに事業者向け割引料金を導入するためには、課金システムなどの改造(数十億円と推定)が必要であり、検討期間も含めて約2年の期間を要するものと想定されます。その間に、ダイヤルアップ接続の利用世帯数は定額制・常時接続サービスへのシフトにより、伸びが鈍化することも考えられ、導入時期には市場ニーズと合わなくなっている可能性も想定されます。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>意見9-2-4 サービスの実現にあたっては、電気通信事業の用に供されていることを担保できないことなどの問題もある。</p> <p>サービスの実現にあたっては、大口ユーザと二種事業者の区別や、インターネットと電話利用の区別が困難であり、電気通信事業の用に供されていることを担保できないことなどの問題もあります。 (NTT東日本・西日本)</p>
<p>意見9-2-5 NTT東日本・西日本としては、交換機への追加投資がない、交換機を経由しない常時接続サービスを積極的に展開する。</p> <p>なお、現在テレホーダイによりピークトラフィックが深夜帯に移行したことに伴い、交換機への負荷が問題となっております。テレホーダイに事業者向け割引料金を導入することは更にトラフィックピークを増やし、交換機への追加投資を招くこととなり兼ねないことから、ネットワークの有効活用の点でも問題があると考えており、今後は交換機を経由しない常時接続サービスを積極的に展開する考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>	

<p>NTT東西は「ユーザ料金が接続料金を下回ることはなければ問題なく、他事業者も各々のリスクで定額サービスを提供すればよい」と主張していますので、利用者料金と接続料金に営業費相当を足した額との間で逆ざやが生じていないかどうか、サービスごとにチェックしていただけるようインピュテーション・ルールの早期導入を強く要望いたします。 (イー・アクセス)</p>	<p>考え方9-2-2</p> <p>事業者向け割引料金は利用者向けと事業者向けとのコスト差に着目して設定されるものであり、又、i・アイプラン等は料金体系を選択する選択料金であって、販売量に応じて割引を行うような割引料金ではなく、これについて他の通話料等に対するのと同様に割引を行うことで特に新サービス開発インセンティブを削ぐものではない。</p>
<p>再意見9-2-3 事業者向け割引料金導入に反対するのであれば、NTT東日本・西日本はコスト見積もりの詳細な内訳と詳細な開発スケジュールを開示すべき。</p> <p>課金システムの改造に数十億円のコストと約2年間の開発期間を要するとのことですが、これを事業者向け割引料金導入反対の根拠とするのであれば、NTT東西はコスト見積もりの詳細な内訳と詳細な開発スケジュールを開示すべきです。 (C&W IDC)</p>	<p>考え方9-2-3</p> <p>システム改造に長期間かかることが新制度導入を否定する理由とはならない。システム改造を可能な限り短縮することが求められる。 又、システム改造を行うことなく早期に導入できる事業者向け割引料金についても本答申では言及している。</p>
	<p>考え方9-2-4</p> <p>「電気通信事業の用に供されていること」を担保することについては専用線の事業者向け割引料金の導入に際して結論が得られている。</p>
	<p>考え方9-2-5</p> <p>常時接続サービスの積極展開はインターネット利用の促進に向けて望ましいことと考えられ、そのための端末系伝送路設備の細分化も含め、大いに進めて戴きたい。</p>



意見10 利用者料金と事業者向け割引料金との比率が適正であるか確認されることが必要。

第2節 3(3)には加入者回線での接続と限定されているが、定額的な利用者向けのサービスについてはその利用者料金と事業者向けの料金(キャリアズレイト)が適正比率であるかを料金算定の手法として、必ず確認することを義務つける事とされたい。(大阪めたりっく通信)

意見11 いかなる事業者もNTT東西と定額接続料について話し合えることを確約するよう提言すべき。

審議会は、総務省が料金、約款に関する紛争を迅速に仲裁するという保証を基に、いかなる事業者もNTT東西と定額接続料について話し合えることを確約するよう、提言すべきです。このようなしくみはNTTのネットワークにおいて発信、着信するようには選ばれるNTT東西の差別的な小売価格、慣習に事業者が直面したときに競争的な他の手段をつくっていく大切な機会を提供することが出来るでしょう。(米国大使館)

--	--

	考え方10
	事業者向け割引料金の割引率は、認可に当たって審査の対象となる。

	考え方11
	いかなる事業者もNTT東日本・西日本と定額接続料について話し合うことは可能であり、協定の細目について協議不調であれば、電気通信事業法第39条第3項により総務大臣に裁定の申請をすることができる。

第 3 章 新たな接続料の導入
第 3 節 公衆網への事業者向け割引料金の導入

3 考え方
(1) 事業者向け割引料金を設定するサービスの範囲

意見
意見 1 2 - 1 事業者向け割引料金を、全てのサービスについて早急に導入すべき。
<p>答申草案を支持します。 (J T)</p> <p>公衆網における事業者向け割引料金の導入の対象となるサービスの範囲は基本的に全ての公衆網サービスについて導入すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>今後、公衆網サービスにつながる機器についても急速な IP 化が進展するものと予想されるが、それぞれのサービス専用網を個別に構築せざるを得なかった時代と異なり、網の IP 化による共用・統合化と高速通信技術の革新は、網運用の効率化や大容量・高速通信の普及ばかりか、多様なアクセス手段を低廉な利用料で幅広く提供可能になることが期待できる。</p> <p>(テレサ協)</p> <p>第二次答申草案にあるように、基本的にすべての公衆網サービスについて事業者向け割引料金を設定すべきである。NTT 東日本・西日本が設定しているテレホーダイ、i・アイプラン等の割引サービスは、しばしば接続料との逆転が生じているため、他事業者はこれらの割引サービスに対抗できる料金を設定できない状況にある。また、INS ネット 1 5 0 0 等の料金についても、事業者向けの割引料金がないうえに、これらのサービスを利用してサービスを行う事業者が競争力のある料金体系を作ることができなくなっている。この状況を是正し、他事業者が競争力のある料金を設定できるようにするために、優先的に導入すべきとしている特定電話番号向けの通信料や着信側の加入者回線だけでなく、すべての公衆網サービスについて事業者向け割引料金を早急に導入すべきである。すべて同時に導入できない場合には、なぜ困難なのかその根拠を明示すべきだ。</p> <p>(レベルスリー)</p> <p>米国では、1996 年通信法の施行以来、事業者向け割引料金による再販市場の活性化は、アンバンドリングとともに地域電気通信市場に競争を促す重要な手段となってきた。したがって、日本の地域電気通信市場で競争を促進する意味からも、利用者に提供しているすべてのサービスについて事業者向け割引料金の導入を早期に実現すべきだ。</p> <p>(レベルスリー)</p> <p>新たな競合者は幾つかの手段で電気通信サービス市場へ参入できますが、小売形態による参入、すなわち単一サービスの小売あるいは設備ベースの提供に加える形の小売を通じて参入することが最も容易であります。地域網における出来るだけ広範囲なサービスに、事業者向け割引料金を許可するという審議会の提案は、小売事業者が既存事業者より効率的に日本市場においてサービスを提供できるようにするであろうし、消費者に恩恵をもたらす、最終的には効率性を高めることになるでありましょう。</p> <p>(米国大使館)</p>

第 3 章 新たな接続料の導入
第 3 節 公衆網への事業者向け割引料金の導入

3 考え方
(1) 事業者向け割引料金を設定するサービスの範囲

再意見	考え方
再意見 1 2 - 1 - 1 (意見 1 2 - 1 同旨)	<p>考え方 1 2 - 1</p> <p>事業者向け割引料金は不可欠設備である指定電気通信設備と円滑に接続し、又、利用するために有用であり、基本的に全ての分野で早急に行われる必要があり、早急に行うことが出来ないものがある場合には指定電気通信設備設置事業者においてその理由の説明が十分に行われる必要がある。</p>
<p>先の意見書でも述べたとおり、公衆網における事業者向け割引料金の導入の対象となるサービスの範囲は基本的に全ての公衆網サービスについて導入すべきものと考えます。</p> <p>今後、公衆網サービスにおいても急速な IP 化が進展すると予想され、よりインターネットを利用しやすいサービス環境が整うものと思われるが、こうした過渡期においても、公衆網インフラとして電話・ISDN・データ伝送等に使用されてきた既存の伝送媒体が、低コストのインターネット・アクセス向けインフラとしてその役目を果たす意義は大きいものと考えます。</p> <p>こうした既存インフラの活用、とりわけ公衆網を活用し、常時あるいは長時間のインターネットの利用を前提にした低廉なアクセス手段が提供できることは、高速通信技術の革新とあいまって広帯域インターネットの普及にとって重要であると考えます。</p> <p>さらに、音声やデータの IP 化による将来の利用形態を考えた場合、今後、電話や ISDN など現行の公衆網サービスの区分そのものは重要な意味を持たなくなることが十分に予想されることから、<u>公衆網を一括りのサービスインフラとして考え、従来のサービス区分にとらわれなく、広く全ての公衆網サービスについて区別なく事業者向け割引料金を適用していくこと</u>が「e-Japan 重点計画」にも示された広帯域インターネットの普及実現にとって重要であると考えます。</p> <p>(テレサ協)</p>	<p>再意見 1 2 - 1 - 2 事業者向け割引料金の導入については、全第一種電気通信事業者で同様の扱いとすべき。</p> <p>全サービスに事業者向け割引料金を導入することは、弊社が新しいサービスを開発すれば、他事業者は開発に関わる一連のコストをかけずに利用することが可能であり、弊社が他事業者に先行して新しいサービスを開発するインセンティブを無くすこととなりかねません。これは、相互接続の義務を有する第一種電気通信事業者共通の問題で</p>

意見 12-2-1 接続料が低廉化し、通話料の競争が激化しており、公衆網の市場規模が減少傾向にある等の現状において、公衆網のキャリアズレートを導入する意味はない。

電話・ISDNの市内通話等については、長期増分費用方式による接続料の低廉化とマイラインの導入を契機とする値下げ競争が激化している現状を踏まえる必要があると考えます。当社としては、現在の通話料については、利用者料金の価格が熾烈な競争下で決定されていること、利用者はサービス提供事業者を容易に選択可能であること、一方で電話サービス等の公衆網の市場規模が減少傾向にあること、等の現状において、さらに公衆網のキャリアズレートを追加コスト等をかけてまで導入する意味はないものと考えます。
(NTT東日本・西日本)

あると考えられ、各事業者が創意工夫を行い開発したサービスの競争による電気通信事業の発展が図られなくなるものと考えます。

弊社の指定電気通信設備については、アンバンドル提供のラインナップは揃っており、各社はその機能を用いて独自のサービスを提供できる状況にあります。従って、指定電気通信設備を保有する故に全てのサービスに事業者向け割引料金の導入を義務付けられるものではなく、他の第一種電気通信事業者と同様の扱いとすべきと考えます。
(NTT東日本・西日本)

再意見 12-2-1 公衆網の市場規模が減少傾向にあることは、公正競争確保のためになされるものである事業者向け割引料金を導入しない理由にならない。又、事業者向け割引料金の導入により新規需要も見込まれる。

NTT東西の3分10円の市内電話料金が3分8.5円に値下げされましたが、これは1985年の電電公社民営化後初めてのことで、また、値下げ率は昼間料金で15%に過ぎません。このような状況で「値下げ競争が激化している」、「利用者料金の価格が熾烈な競争下で決定されている」とはとても言えないと思います。しかも、基本料金や公衆電話料金についてはほとんど競争にさらされていないため値上げさえなされています。なお、参考までに、国際電話市場においては熾烈な価格競争により、弊社が1989年に国際電話サービスを開始した当時680円であった弊社の米国向け3分昼間料金は現在では180円にまで低下しています。

加入者回線というボトルネックをほぼ100%NTT東西に押えられている状況でどうして利用者はサービス提供事業者を容易に選択可能であるといえるのでしょうか。マイラインの登録状況においても明らかのように、利用者は加入者回線というボトルネックを有するNTT東西を選択する可能性が高く、他事業者から見ればとてもサービス提供事業者を容易に選択可能であるという状況にはありません。

NTT東西は市場規模が減少傾向にあることや追加コストがかかることをキャリアズレート導入反対の根拠としていますが、キャリアズレートの導入は公正競争確保のためになされるものであり、このような根拠は根拠たり得ません。また、事業者向け割引料金は、一般利用者向け料金とのコストの差異に着目して設定されるものです。サービス提供事業者を容易に選択可能か否か、電話サービス等の公衆網の市場規模が減少傾向にあるか否かに関わりなく、そのコストの差異を事業者向け料金に反映させるべきです。

考え方 12-2-1

公衆網への事業者向け割引料金導入の意義については本答申本文第 3 章第 3 節 3 (1) を参照。

<p>意見 1 2 - 2 - 2 データ伝送役務に事業者向け割引料金を導入した場合、新サービス開発のインセンティブが低下する。</p> <p>IP系サービスなどのデータ役務については、既に競争状況であり、更に競争が激化していくものと考えられます。また、NTT東西は既に専用役務については事業者向け割引料金を導入しているところであり、ドライカップやダークファイバのアンバンドル機能も利用可能であることから、既に他事業者がIP系サービスに必要なネットワーク要素は選択的に調達可能であります。このような状況下におい</p>

<p>なお、事業者向け割引料金がより多くのサービスで導入された場合他事業者により利用者へ提供されるサービスの多様化に大いに貢献することになります。例えば、NTT東西はインターネットの常時接続利用に適したサービスとして専用線やIP通信網サービスについて学校向け特別料金(70%割引等)を提供していますが、これについても事業者向け割引料金が設定されるべきと考えます。現在、他事業者はNTT東西の専用線を自社のサービスの足回りとして提供していますが、他事業者経由で足回りが提供される場合お客様が学校であっても足回りについては学校向け特別料金が適用されないという不都合が生じています。事業者向け割引料金はNTT東西のすべてのサービスについて導入されるべきと考えます。</p> <p>(C&W IDC)</p> <p>NTT東西は「電話サービス等の公衆網の市場規模が減少傾向にあること」を理由にキャリアズレートの導入に反対していますが、弊社ではキャリアズレートを導入することにより、NTT東西では不可能なパイの拡大も、他事業者が他サービスとのバンドルや大口割引など新サービスを導入することが可能となり、利用者利益及び利便性が向上し、新規需要も見込めると考えます。なお、米国では電話の回線数、収入ともに年々増加していることを申し添えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>NTT東西は「追加コストをかけてまで導入する意味はない」と述べていますが、再販については、網改造費用などの大規模な追加コストが発生しないと思われることから早期かつ容易に導入が可能と考えます。また、接続会計においてNTT東西の利用部門の営業費率が約30%であることから、再販料金は一般利用料金の約30%引きが妥当と考えられます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>事業者割引料金は、営業費用の有無というコスト構造の差に着目した料金設定であり、利用者料金における価格競争とは直接関係が無いものと考えます。</p> <p>(JT)</p>	<p>考え方 1 2 - 2 - 2</p> <p>事業者向け割引料金は利用者向けと事業者向けとのコスト差に着目して設定するものであり、特に新サービス開発インセンティブを削ぐものとは認められない。</p>
---	--

てデータ役務自体に事業者向け割引料金を導入した場合、当社の新サービス開発や設備投資等に限らず、各事業者の新サービス開発のインセンティブも低下することとなります。従って、事業者向け割引料金の導入よりも、各事業者がアンバンドルされたネットワーク要素を自由に利用することで、新サービス開発や新規の設備投資などの創意工夫を競うことの方が、IT革命の推進に繋がるものと考えます。
(NTT東日本・西日本)

3 考え方
(2) 加入者回線における事業者向け割引料金

意見13-1 加入者回線における事業者向け割引料金については帯域透過端末回線伝送機能の接続料を準用すべき。

答申草案を支持します。
(JT)

「接続料」の算定という考え方に照らしたとき、事業者向け割引料金の電話・ISDN(INSネット64)の加入者回線への設定は、先に接続料規則で定めている帯域透過端末回線伝送機能の接続料(施設設置負担金の支払いを要さない場合にはその相当額を引いたもの)を事業者向け割引料金として適用すべきである。

(理由)

そもそも事業者向け割引料金は、一般利用者向けと(通信)事業者向けとのコスト差、別の言い方をするとインフラ(設備の運用管理)部門とサービス(営業)部門とのコスト差に着目して設定する性格のものであり、こうした考え方が本来のサービスベースでの公正な競争を担保するうえでの原則であることから、接続会計の結果に基づいた費用範囲を反映させたものであると見做すことができるためである。

(テレサ協)

意見13-2-1 加入者回線への事業者向け割引料金の導入は慎重に検討すべき。

加入者回線(電話等基本料)に事業者向け割引料金を導入する場合は、事住別・級局別の効用料金体系を十分考慮する必要がある他、ユニバーサルサービス基金の導入方法や競争状況を見極め、慎重に検討する必要があります。

再意見13-1-1(意見13-1同旨)

先の意見書でも述べたとおり、「接続料」の算定という考え方に照らしたとき、事業者向け割引料金の電話・ISDN(INSネット64)の加入者回線に設定するに際しては、先に接続料規則で定めている帯域透過端末回線伝送機能の接続料(施設設置負担金の支払いを要さない場合にはその相当額を引いたもの)を、事業者向け割引料金として適用すべきであると考えます。

そもそも事業者向け割引料金は、一般利用者向けと(通信)事業者向けとのコスト差、別の言い方をすると、インフラ(設備の運用管理)部門とサービス(営業)部門とのコスト差に着目して設定する性格のものであり、接続会計の結果に基づいた費用範囲を反映させたものであることが必要と考えます。

帯域透過端末回線伝送機能の接続料については、この費用範囲を反映させた合理的なものと見做すことができることから、事業者向け割引料金として適用することが妥当であると考えます。

(テレサ協)

再意見13-1-2(意見13-2-1同旨)

また、加入者回線(電話等基本料)に事業者向け割引料金を導入する場合は、事住別・級局別の効用料金体系を十分考慮する必要がある他、ユニバーサルサービス基金の導入方法や競争状況を見極め、慎重に検討する必要があります。

(NTT東日本・西日本)

再意見13-2-1 ユニバーサルサービスの議論如何はキャリアズレート導入に反対する理由にならない。

ユニバーサルサービスを検討する際には、NTT東西のリスクにより提供している「i・アイプラン」や市内電話料金の値下げ(3分8.5円)な

考え方13-1

考え方13-2-1

加入者回線に係る事業者向け割引料金の導入に関しては本答申本文第3章第3節3(2)を参照。

(NTT東日本・西日本)

意見13-2-2 少なくとも接続を伴わない電話・ISDNの加入者回線については、帯域透過端末回線伝送機能の接続料のほか、「お客様対応の費用」についても回収が必要となる。

接続を伴わない電話・ISDNの加入者回線については、現状では、お客様対応上、付加機能契約等と加入者回線(電話番号等)は一元的に管理する必要があること、電話がライフラインとしての位置付けであること、及びユニバーサルサービスを維持していく必要があることなどを考慮すると、当社においてお客様からの問合せ対応を実施せざるを得ない状況であります。これにより、少なくとも接続を伴わない電話・ISDNの基本料を他社が再販売することとなっても、設備コストのほかに当該回線の提供にあたって実際に発生する問合せ対応等に関わる費用が発生することとなります。従って、接続事業者が全てお客様対応を行うことを前提とした帯域透過端末回線伝送機能の接続料のほか、お客様対応の費用についても必要となると考えております。

今後OSSの議論がされる予定であると認識しているところでありますが、仮にお客様情報等を提供することとなった場合には、それに必要となる費用についても負担していただく必要があります。

(NTT東日本・西日本)

どこれまでNTT東西が行ってきた料金値下げのことも十分考慮して議論をすべきと思います。しかしながら、ユニバーサルサービスの議論が進まないからという理由でキャリアズレート導入に反対する、導入を遅延するといった行為は再販事業者に対する参入妨害と考えられます。したがって、**キャリアズレート及び再販料金を早期に導入していただけるよう強く要望いたします。**
(イー・アクセス)

再意見13-2-2 他事業者においてNTT東日本・西日本の「お客様対応」が不要であれば費用負担も必要ない。

付加機能契約等と加入者回線(電話番号等)は一元的に管理する必要があるとしても、付加機能契約等に係るお客様対応コストは付加機能使用料で回収すべきものです。接続事業者に転嫁すべきコストではないと考えます。

ライフラインであること及びユニバーサルサービス維持のために必要となるお客様からの問合せ対応というものが有り得るのか疑問に思います。弊社といたしましては、どのような問合せがこれに当たるのか具体例を想像できません。このような問合せ対応は基本的にはないと考えてよいのではないかと思います。

従いまして、弊社といたしましては、答申案のとおり、電話・ISDNの加入者回線については、帯域透過端末回線伝送機能の接続料(施設設置負担金の支払いを要さない場合にはその相当額を引いたもの)を事業者向け割引料金と看做して適用することが適当と考えます。

(C&W IDC)

NTT東西は「お客様対応の費用が必要になる」と述べていますが、お客さまがNTT東西に直接問合せする場合には費用が必要になりますが、お客さまが接続事業者に問合せする場合にはNTT東西が対応しないため費用は発生しません。なお、接続事業者がNTT東西に問い合わせする場合は費用はすでに接続料に含まれております。

接続に必要な費用は当然負担すべきではありませんが、費用の対価がそれに見合うものであるかどうか、業務が公正に行われているかどうかについて厳重なチェックが必要と考えます。現在、DSLの申込の際電話の名義が必要であり、電話の名義をお客さまがNTT東西に問い合わせすることがありますが、NTT東西のお客さま窓口はNTT東西の営業部門と同じであるためファイヤウォールがないことが公正有効競争上大きな問題となっております。このように具体的な問題点についてまずは解決いただけるよう強く要望いたしま

考え方13-2-2

接続事業者・再販事業者が利用者対応を行う場合には「お客様対応」の費用負担は不要と考えられる。

	<p>3 考え方 (3) 早期に導入されるべき事業者向け割引料金</p>
<p>意見14-1 特定番号向け通信料、着信用加入者回線へ優先して事業者向け割引料金を導入すべき。</p> <p>事業者向け割引料金の対象は広範に設定すべきであるが、インターネットの早期普及と利用料低廉化および定額化において、その効果が大きいものから早急に制度化を図り優先的に導入すべきである。 (理由) 答申草案で指摘のとおり、事業者向け割引料金の対象となる料金設定範囲として、発信側の加入者回線、ネットワーク部分のすべての通信料(定額制又は従量制あるいはその両方)、ネットワーク部分の特定電番向け通信料、着信側の加入者回線、があるが、現在、提供サービスの料金設定対象として、東・西N T T殿以外の事業者が取り扱っているのは、主に、である。 これらを東・西N T T殿も含めた事業者間のサービスベースでの公正な競争条件の確保、一般利用者への定額制料金の導入による利用者利益の増大、そして、多様かつ低廉な料金で継続的にサービス提供を行なうための適正利潤の確保など事業基盤の健全化、の観点から鑑みると、とを優先して導入し、次に又はを導入していくことが適当と考えます。 (テレサ協)</p>	<p>意見14-2 早期に導入されるべき事業者向け割引料金の考え方について、定額的な料金を除き答申草案を支持。</p> <p>答申草案を支持します。ただし、口)における、定額的な事業者向け割引料金の設定については、問題があるものと考えております。 (J T)</p>

<p>す。 (イー・アクセス)</p> <p>お客様対応の費用については、他社が再販売を行うにあたっての必要性の有無によって決まるものであり、そのコスト内容を明確にした上で、必要なものについてのみ設定すべきと考えます。 (J T)</p>	
<p>再意見14-1 (意見14-1同旨)</p> <p>先の意見書でも述べたとおり、事業者向け割引料金の対象は広範に設定すべきであるが、インターネットの早期普及と利用料低廉化および定額化の導入において、その効果が大きいと考えられるものから、早急に制度化を図り優先的に導入すべきものと考えます。 答申草案のとおり、事業者向け割引料金の対象となる料金設定範囲として、(ア)発信側の加入者回線、(イ)ネットワーク部分のすべての通信料(定額制又は従量制あるいはその両方)、(ウ)ネットワーク部分の特定電番向け通信料、(エ)着信側の加入者回線、の4区分があるが、現在、提供サービスの料金設定対象として、東・西N T T殿以外の接続事業者が取り扱っているのは、主に(イ)、(ウ)、(エ)ではありますが、インターネットの早期普及と利用料低廉化および定額化の導入において効果があがると考えられる(ウ)と(エ)について、優先して事業者向け割引料金を導入すべきものと考えます。 その導入効果を見ながら、順次、(エ)と(ア)についても導入していくことが適当と考えます。 (テレサ協)</p>	<p>考え方14-1</p>
<p>再意見14-2 指定設備管理部門に小売の料金体系を持ち込むべきではない。</p> <p>テレホーダイ、i・アイプラン等の割引サービスについても、現在の接続料の仕組み上では、指定設備利用部門が従量制接続料金体系の下で、指定設備管理部門に接続料相当を支払っております。仮に、テレホーダイ、i・アイプラン等の割引サービスに事業者向け割引料金を導入することは、指定設備管理部門に当該サービスの接続料金体系を導入することとなり、小売を行わない指定設備管理部門が指定設備利用部門及び他事業者の小売のリスクを転嫁されることとなり論理的に矛盾が生じます。</p>	<p>考え方14-2</p> <p>考え方8、9-1参照。</p>

	<p>意見 1 4 - 3 着信用加入者回線について事業者向け割引料金は早期に実現可能。その他はシステム変更、対象事業者の範囲等について課題がある。</p> <p>については、特定の番号に限定されること、大幅な課金システムの変更等が生じないこと等を勘案すると、早期に実現可能と考えます。</p> <p>ロ) 特定番号向けの通信料(テレホーダイ、i・アイプラン等)への事業者向け割引料金の導入にあたっては、NTTの課金システム等の大幅な変更、事業者向け割引料金の対象にする通話を特定する仕組み(接続番号等の課題)を今後検討していく必要があると考えます。</p> <p>また、イ) 全ての通信料については、NTTの課金システムの大幅な変更に加え、割引料金が適用可能となる事業者の範囲等について検討する必要があると、この点については、今後の電気通信市場の仕組みの変更となるため、慎重に引き続き議論する必要があると考えます。(KDDI)</p>
<p>意見 1 4 - 4 発信側の加入者回線についての事業者向け割引料金の早期実現を強く要望。</p> <p>DSLを提供しております弊社としてはDSLと同様にラインシェアリングしている電話サービスも再販してワンストップサービスを行い、現在DSLを提供していただいているお客さまに利便性を享受いただきたいと考えております。したがって、電話サービスの再販が可能となるよう、特に 発信側の加入者回線についての事業者向け割引料金の早期実現を強く要望いたします。(イー・アクセス)</p>	<p>意見 1 5 事業者向け割引料金の導入時期を答申において明確にすべき。</p> <p>貴審議会は導入されるべき事業者向け割引料金について、順次の導入をご提案されており、また ロ) と については、優先的に導入することが適当とされておりますが、導入時期については明確にされて</p>

<p>指定設備管理部門に準定額制サービスの接続料金体系を持ち込むことに関しては、本来、従量制接続料を負担している事業者との公平性について検討すべきであると考えます。(後略)(NTT東日本・西日本)</p>	
<p>再意見 1 4 - 3 特定番号向け割引料金の導入にはコストがかかる。</p> <p>(前略)</p> <p>特定番号向けの通信料(テレホーダイ、i・アイプラン等)に事業者向け割引料金を導入するためには、現行の弊社利用者向け料金と事業者向け料金の割引率及び請求先等が異なるために、弊社社内システムへの開発が必要となります。改造にかかるコスト(数十億円と推定)については、接続要望事業者が負担するものと考えます。また、実現までの期間については、検討期間も含めて約2年の期間を要するものと想定されます。</p> <p>テレホーダイ、i・アイプランについては、定額制サービスの普及(ADSL等)に伴い、需要は低減傾向にあること、電話サービス等の公衆網の市場規模が減少傾向にあること等の現状において、事業者向け割引料金を導入するメリットと、導入に伴う追加コストの大小を慎重に比較し検討すべきものと考えます。(NTT東日本・西日本)</p>	<p>考え方 1 4 - 3</p> <p>事業者向け割引料金の対象事業者の範囲については、専用線における事業者向け割引料金の導入時に結論が得られており、公衆網への事業者向け割引料金の導入は、最小限のコストと最短の期間により行われる必要がある。</p>
<p>再意見 1 4 - 4 ラインシェアリングに際して、電話帯域はNTT東日本・西日本が利用者料金を設定する考え。</p> <p>DSLのラインシェアリングは、1つの電話回線のうち高周波数帯域のみを他事業者が利用者料金設定するものであって、電話帯域については、弊社サービスとして弊社が利用者料金を設定する考えであり、事業者向け割引料金等でDSL事業者に提供する考えはありません。</p> <p>仮に、加入者回線を再販する場合には、利用者向け料金体系が事住別、級局別になっていること、通話料ともセットで再販となることを考慮すると、慎重な検討が必要と考えます。(NTT東日本・西日本)</p>	<p>考え方 1 4 - 4</p> <p>公衆網の全てについて事業者向け割引料金の導入が速やかに行われるべきである。利用者料金の設定権の所在については、指定電気通信設備設置事業者において、事業者間協議において柔軟な対応がなされる必要があるところ、これが円滑に対応されないようであればそのルール化の必要性について検討される必要がある。</p>
	<p>考え方 1 5</p> <p>公衆網における事業者向け割引料金の導入時期の目途については本答申本文第 章において記述</p>

おりません。本答申において目標とされるべき導入時期が明確にされるべきと考えます。
(C&W IDC)

3 考え方
(4) 事業者向け割引料金の原価対象費用の範囲

意見16-1 公衆網の事業者向け割引料金については、利用者料金と接続料との間の費用範囲の差をもとに割引率を設定することが適当。

公衆網の事業者向け割引料金における対象費用については、第二次答申草案にあるとおり、利用者料金と接続料との間の費用範囲の差をもとに割引率を設定することが適当である。これによって、公衆網の事業者向けサービスには無関係な費用が事業者向け料金から除外されることになる。米国では、既存地域事業者と接続事業者が交渉して料金を決めることになっているが、両当事者が合意に至らない場合、州の公益事業委員会が裁定を行って料金を決めることになっている。日本では、当事者間の交渉に委ねると、多くの場合NTT東日本・西日本が交渉を有利に進めることになると想定されることから、草案のようにルール化するべきである。
(レベルスリー)

公衆網では専用線の場合と異なり、法人営業部門による営業は基本的に行なわれていないことから、これを考慮する必要はなく、接続料規則の原則どおり、利用者料金と接続料との間の費用範囲の差を忠実に反映させた割引率を設定すべきであります。
(テレサ協)

する。

再意見16-1(意見16-1同旨)

考え方16-1

先の意見書でも述べたとおり、専用線あるいは公衆網における事業者向け割引料金の対象費用に関し、サービススペースでの公正な競争条件を確保するうえで不可欠かつ有効な考え方であることから、接続料規則の原則どおり、利用者料金と接続料との間の費用範囲の差を反映させた割引率を設定すべきものと考えます。

第二種電気通信事業者への提供にあたり専用線については、現在、東・西NTT殿の法人営業部門をすべて介しているとの前提に立って費用範囲を定めている。

しかしながら、その一部は、法人営業部門の対応が不要との運用面の実状もあることから、事業者側が法人営業部門の対応の要否を自ら選択して、この費用範囲の差を反映させた割引率が設定されることが原則に即した公正な設定のあり方であると考えます。

公衆網では専用線の場合と異なり、法人営業部門による営業は基本的に行なわれていないことから、これを考慮する必要はないと考えられるので、接続料規則の原則どおり、利用者料金と接続料との間の費用範囲の差を忠実に反映させた割引率を設定すべきものと考えます。

事業者向け割引料金における割引率の設定に係る適正コストの範囲に関し、「接続」と「非接続」との違いを理由にして、その費用範囲の取扱いについて差別的あるいは競争制限的な不公正な取扱いが行なわれることのないよう、その審議あるいは認可にあたっては慎重な検討を要望いたします。

サービススペースでの公正な競争条件の確保を図るため、「接続ルール」だけに限ることなく、改正・電気通信事業法案の「卸電気通信役務」に係る約款外役務においても、接続料規則と同様な考え方に基づく事業者向け割引料金の提供が公正に行なわれるよう、情報公開も含めた制度の整備を早急に進めていただくことを切望いたします。

(テレサ協)

意見 16 - 2 企業ユーザに対して法人営業部門が営業活動を行っているので、公衆網の事業者向け割引料金の割引率から法人営業部門の費用相当を除くべき。

公衆網（電話、ISDN、データ伝送サービス）についても、企業ユーザに対しては、法人営業部門がシステム提案や契約申込み受け付け等の営業活動を行っております。従って、仮に公衆網に事業者向け割引料金を導入することとなった場合には、法人営業部門の費用は割引率を設定する際に考慮する必要があります。

（NTT東日本・西日本）

意見 17 専用線における事業者向け割引料金について、事業者側の選択により法人営業部門の対応に係る部分を費用範囲から除くべき。

専用線あるいは公衆網における事業者向け割引料金の対象費用に関し、サービスベースでの公正な競争条件を確保するうえで有効であることから、接続料規則の原則どおり、利用者料金と接続料との間の費用範囲の差を反映させた割引率を設定すべきものと考えます。

（テレサ協）

第二種電気通信事業者への提供にあたり専用線については、現在、東・西NTT殿の法人営業部門をすべて介しているとの前提に立って費用範囲を定めている。

しかしながら、その一部は、法人営業部門の対応が不要との運用面の実状もあることから、事業者側

再意見 16 - 2 企業ユーザに対する対応は事業者に対するものとは異なる。法人営業部門の費用を事業者向け割引料金の割引率において考慮する必要はない。

一般の企業ユーザーに対しては公衆網サービスであっても法人営業部門によりシステム提案がなされる場合があり得ることは理解できます。しかしながら、電気通信事業者に事業用として公衆網サービスを提供する場合にシステム提案がなされるというようなことはあり得ないと考えます。従いまして、答申案のとおり法人営業部門による営業費用は基本的には考慮する必要はないと考えます。

（C&W IDC）

NTT東西の法人営業部門が対応している会社とそうでない会社のリストをNTT東西より提供いただけるなら理解できますが、一般的に「事務」の電話を使用している会社が全て法人営業部門対応とは考え難く、その区別が恣意的運用で行われるおそれがあることから法人営業部門の費用の配賦対象を限定して適正に配賦することは困難と考えます。仮に営業部門の費用の配賦対象が限定されたとしても、電気通信事業者である再販事業者への対応は法人への対応とは異なるため、法人営業部門の費用を適用することは適切ではないと考えます。

いずれにせよ、「住宅」区分で利用している電話については法人営業部門の費用は配賦されるべきではないと考えますので、NTT東西の営業費に相当する分（約30%）の割引率が妥当と考えます。

（イー・アクセス）

法人営業部門の費用については、事業者に対するシステム提案や契約申し込み受け付けの有無によって決定されるべきであり、企業ユーザへの対応とは異なるものと考えます。

（JT）

考え方 16 - 2

公衆網の再販が行われていない現状において、再販事業者への法人営業部門による営業活動も行われておらず、一般的には考え難いためこれを前提とした割引率の設定は行わないことが適当であるが、事業者において法人営業部門を要望する場合に、追加的に費用負担することはあり得ると思われる。

考え方 17

<p>が法人営業部門の対応の要否を選択して、この費用範囲の差を反映させた割引率が設定されることが原則に即した公正な設定のあり方であると考えます。 (テレサ協)</p>	<p>意見 18 - 1 - 1 接続と非接続とで事業者向け割引料金の割引率を同等に扱うべき。</p> <p>事業者向け割引料金における割引率の設定に係る適正コストの範囲に関し、「接続」と「非接続」との違いを理由にして、その費用範囲の取扱いについて差別的あるいは競争制限的な不公正な取扱いが行なわれることのないよう、その審議あるいは認可にあたっては慎重な検討を要望いたします。 (テレサ協)</p> <p>サービススペースでの公正な競争条件の確保を図るため、「接続ルール」だけに限ることなく、<u>改正・電気通信事業法案の「卸電気通信役務」に係る約款外役務においても、接続料規則と同様な考え方に基づき事業者向け割引料金の提供が公正に行なわれるよう、情報公開も含めた制度の整備を早急に進めていただくことを切望いたします。</u> (テレサ協)</p>	<p>意見 18 - 1 - 2 専用線についても事業者向け割引料金の割引率を接続と非接続とで同等に扱うべき。</p> <p>答申草案を支持します。さらに専用役務においても、同様の考え方による事業者向け割引料金の提供が望ましいと考えます。 (JT)</p>	<p>意見 18 - 2 卸電気通信役務の料金について事前に規制を設けることには問題がある。</p> <p>電気通信事業法の改正案によれば、卸電気通信役務の料金については、認可制ではなく届出制となると認識しており、事前にその提供料金に対して規制を設けることは法律の定めを超えるものであり、問題があると考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>
---	---	---	---

	<p>考え方 18 - 1 - 1</p> <p>指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務においても事業者向け割引料金の設定が適正に行われるよう、ガイドライン等の整備が必要である。</p>
	<p>考え方 18 - 1 - 2</p> <p>専用役務については、既に接続か非接続かに関わりなく、約款外役務においても同様の考え方で事業者向け割引料金が設定されるべきことが郵政省よりNTT東日本・西日本に対して求められ、実行されている。 (「接続料規則の取扱いについて」(平成12年11月20日郵電業第3114号)記1)</p>
<p>再意見 18 - 2 NTT東日本・西日本が卸電気通信役務を提供する際には他事業者とは異なる(事後)規制の対象となり得る。</p> <p>第二次答申(草案)では新たな規制が必要というのではなく、NTT東西が卸売役務の料金を届出する際に事業者向け割引料金の設定を行わずにない場合は他事業者からの意見申立てや事後規制の対象となりうるため、NTT東西が答申を尊重して料金設定を行うべきという趣旨であると理解しております。再販料金については接続ルールのヒアリング(平成13年4月12日実施)で検討の場を設けることになっておりましたので、早急に検討いただけるようお願いいたします。</p> <p>約款外役務(第151回国会に置いて審議されている電気通信事業法等の一部を改正する法律案の卸電気通信役務)にはダークファイバなど伝送路設備の提供だけでなくいわゆるキャリアズレート及び再販も約款外役務の卸電気通信役務に含まれているのかどうか明確にしていきたいと思っております。 (イー・アクセス)</p> <p>NTT東西地域会社殿がボトルネック設備を有</p>	<p>考え方 18 - 2</p> <p>卸電気通信役務に関しては、事後規制による担保を行うため、事業者向け割引料金導入のために所要のガイドラインを設定することが有効と考えられる。</p>

	<p>意見 18 - 3 卸電気通信役務の事業者向け割引料金のルールはNTT東日本・西日本にのみ適用されるものと理解。</p> <p>なお、公衆網の事業者向け割引料金における対象費用のなかに卸電気通信役務の割引料金の記述がある。ここではNTT東日本・西日本の公衆網の事業者向け割引料金に関連して卸電気通信役務料金が議論されていることから、この料金設定ルールはNTT東日本・西日本の卸電気通信役務にのみ適用されるものと理解する。 (レベルスリー)</p>
<p>意見 18 - 4 卸電気通信役務の料金については不当な差別的取扱いとならない範囲で、自由で多様な取引条件による提供を可能とすべき。</p> <p>「接続」については、接続料金の認可にあたり、実質的に全ての接続事業者に対して同一料金を適用すべきとの指導が行われてきましたが、改正電気通信事業法においては、相互接続協定がこれまでの認可から届出に規制緩和され、新設される卸役務契約も届出となることから、不当な差別的取扱いとならない範囲で提供条件の画一性についても緩和されるものと考えます。</p> <p>草案における記述は、指定電気通信事業者の端末回線線端接続および非接続での卸売りに事業者向け割引料金を適用することについて言及したものと思われませんが、一般論としては、接続・非接続を問わず、不当な差別的取扱いとならない範囲で、自由で多様な取引条件による提供が可能となるものであり、このことについて答申に明示することを要望します。 (NTTコミュニケーションズ)</p>	<p>意見 19 専用線における事業者向け割引料金について、収容率が高いこと等を割引率に反映させるべき。</p>

<p>する事業者であり、卸電気通信役務においても利用事業者に対して立場上優位であると考えられることから、他事業者とは異なる規制のスキームが必要であると考えます。 (JT)</p>	
	<p>考え方 18 - 3</p> <p>事業者向け割引料金についての本答申での議論は、全て、指定電気通信設備により提供されるものに関して行われている。 それ以外の卸電気通信役務の運用については今後検討されることとなる。</p>
<p>再意見 18 - 4 (意見 18 - 2、13 - 2 - 2 同旨)</p> <p>卸電気通信役務(非接続)の料金については、電気通信事業法の改正では認可制ではなく届出制であり、事業者向け割引料金の設定を義務付けるような事前の規制を設けることは法律の定めを超えるものであり、問題があると考えます。</p> <p>また、接続を伴わない電話・ISDNの加入者回線については、現状では、お客様対応上、付加機能契約等と加入者回線(電話番号等)は一元的に管理する必要があること、電話がライフラインとしての位置付けであること、及びユニバーサルサービスを維持していく必要があることなどを考慮すると、弊社においてお客様からの問合せ対応を実施せざるを得ない状況であります。これにより、少なくとも接続を伴わない電話・ISDNの基本料を他社が再販売することとなっても、設備コストのほか当該回線の提供にあたって実際に発生する問合せ対応等に関わる費用が発生することとなります。従って、接続事業者が全てお客様対応を行うことを前提とした帯域透過端末回線伝送機能の接続料に加えて、お客様対応等の費用についても必要となると考えております。</p> <p>事業者向け割引料金の費用範囲は、アンバンドル機能とは異なり、サービス開発、プロモーション、お客様対応などが必要となり、単に設備コストに着目したアンバンドル機能の接続料金の費用範囲(電話のACの費用範囲をベースにしたもの)とは異なるものと考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>考え方 18 - 4</p> <p>卸電気通信役務制度の運用については、今後検討されることになっている。</p>
<p>再意見 19 提案されている見直しは不要。</p>	<p>考え方 19</p> <p>事業者向けと利用者向けとで更にコスト要因で</p>

第3節 4における割引料金の原価対象は確かに営業費用分は軽減化される部分はあると考えるが、利用者料金の原価に沿った部分のコストから生じる事業者向け料金があってさらに営業費用の割引上積みと考えるのが本答申の主旨と捉える。

因みに 今回の専用線利用に関するキャリアズレイトは 端末部分が局内で終始している 使用ケーブルや設備の収容率が高く効率がいい 使用回線の廃止率が低いなどコスト的要因が加味されるべきであるとする。

(大阪めたりっく通信)

現行の専用サービスにおけるキャリアズレイトについて、

局内終端減額を考慮することは、利用者向け料金からの割引料金という体系のため実現が困難であり、また、利用者と同等の条件でサービス提供している中で、事業者向けだけに減額を行うことは公平性に欠くものと考えております。

使用ケーブルや設備の収容率が高く効率がいい、という点については、企業等の大口ユーザが多数存在する専用線需要の中で二種事業者等を含めたキャリアズレイト適用対象となる事業者の回線がより効率が高いとは必ずしも言えないと考えます。

使用回線の廃止率が低い、という点に関しては、事業者向け割引と併せて適用している長期利用割引によりそのコスト的要因が加味されていると考えております。

(NTT東日本・西日本)

異なる部分が検証できるのであれば、割引率の算定において必要に応じて検討することは有益と考えられるが、効率性・継続性等に関しては、事業者向け割引料金においても大口割引や長期継続割引の要素が含まれている。

3 考え方
(1) 網機能計画制度の原則維持

意見
<p>意見 2 0 網機能に関する情報開示及び他事業者の意見の反映は公正競争のために必要不可欠であり、制度の原則維持の考え方に賛同。但し、問い合わせがある場合については、対応、公表内容や説明会開催周知方法においても改善を要望する。</p> <p>草案に賛成致します。 <u>「網機能提供計画」の届出・公表の義務は、草案のとおり、サービス開発に関する公正有効競争条件確保と円滑な接続の推進のために必要なルールであることから、情報開示は、公正競争のためには必要不可欠であると考えます。</u> <u>そもそも、NTT東西地域会社はボトルネック設備を有しており、他事業者はその設備と接続しなければサービス提供が不可能であるため、そのための情報開示の義務づけ、及び、他事業者の意見の反映は、当然のことであると考えます。</u> 特定の事業者のみが早期にサービス及び機能の提供を行うことのできる状況は、ユーザ利便性が向上せず、結果として IT 革命の推進が実現できないこととなります。 (KDDI、JT、TNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet)</p> <p>別途連名にて提出致しました網機能提供計画に関する意見書にて述べさせて頂きましたとおり、「網機能提供計画」の届出・公表の義務は、サービス開発に関する公正競争条件確保と円滑な接続の推進のために必要なルールであることから、答申草案を支持します。 (JT)</p> <p>網機能計画制度の意義を損なわない範囲での運用の簡素化については、草案のとおり、制度の原則維持の考え方に、賛同いたします。但し、運用の簡素化が図られたとしても、網機能計画の対象外となった機能、装置等に関する事業者からの問い合わせがある場合については、迅速かつ真摯に対応していただきたく思います。加えて、網機能の内容の理解を助けるよう今まで以上に公表内容の充実に努め、説明会の開催通知等についても、速やかに実施する等、周知方法の改善を強く要望します。 (OMP)</p>

<p>意見 2 1 網機能計画については順次柔軟に見直すことを要望。</p> <p>網機能提供計画の見直しについては、新技術の早期導入、新サービスの早期提供による IT 革命推進の観点から、次回ルール見直し時期に拘らず、技術の進展や相互接続の実態に則して、順次柔軟に見直されることを要望いたします。 (NTT東日本・西日本)</p>

再意見	考え方
-----	-----

	<p>考え方 2 0</p> <p>答申本文にも述べたとおり、網機能計画の届出・公表は、サービス開発に関する公正競争条件確保と円滑な接続の推進のために行われるものであり、現行制度の原則は今後も維持していく必要がある。 公表内容の充実、説明会の一層の迅速化等は、網機能計画制度の運用簡素化の前提となるものであり、適切に措置される必要がある。</p>
--	--

<p>再意見 2 1 (意見 2 0 同旨)</p> <p>上記意見のとおり、「新技術の早期導入、新サービスの早期提供による IT 革命推進」は必要であると考えます。 ただし、「IT 革命推進」のためには、まず公正競争の確保を前提とすべきと考えます。 <u>そもそも、NTT東西地域会社はボトルネック設備を有しており、他事業者はその設備と接続しなければサービス提供が不可能であるため、そのための情報開示の義務づけ、及び、他事業者の意見の反映は、当然のことであると考えます。</u> 特定の事業者のみが早期にサービス及び機能の提供を行うことのできる状況は、ユーザ利便性が向上せず、結果として IT 革命の推進が実現できないこととなります。 <u>「網機能提供計画」の届出・公表の義務は、答申草案のとおり、サービス開発に関する公正有</u></p>	<p>考え方 2 1</p> <p>網機能計画制度についての見直しは必要に応じて行うことが適当と考えられる。</p>
---	--

--	--

3 考え方
(2) 網機能計画の適用範囲

意見22-1 網機能計画の適用範囲の見直しについて草案に賛成。

網機能提供計画の適用範囲の見直しについて草案に賛同いたします。
(NTT東日本・西日本)

意見22-2 TTC標準と同一のものであっても、従前どおり網機能計画の対象とすべき。

草案に反対致します。
現在開示されている15項目のうち、TTC標準に係わる項目は2項目(弊社理解)であり、TTC標準であることを理由に、網機能開示の対象外とすることは、適切でないと考えます。仮に対象外とされた場合、接続事業者は、当該網機能の追加・変更がなされたこと自体をも、把握できないこととなります。
以上のことから、TTC標準と同一のものであっても、従前どおり、網機能提供計画の対象とすべきと考えます。
また、今後、特にデータ通信等において、標準的なものの導入が増加する傾向にあることから、仮にTTC標準のものが対象外とされた場合、網機能計画の制度自体が形骸化する可能性があります。

効競争条件確保と円滑な接続の推進のために必要なルールであることから、情報開示は、公正競争のためには必要不可欠であると考えます。

したがって、網機能提供計画の従来の原則を引き続き維持していくことが必要であると考えます。

上記をふまえ、今後においても網機能提供計画の見直しを行う場合には、以下の条件を担保することが必要と考えます。

周知方法のスキームが担保され、かつ、個々の案件等について、接続事業者よりクレームがないこと

(具体的には、ルール一般として、短期化しても、事業者間において同時に当該機能を利用したサービスの開始ができる状況が担保され、かつ、個別案件として、接続事業者からの要望が反映される状態が担保されることが前提と考えます。周知方法を含む。)

接続にNTT東西地域会社の独自仕様を含む場合(例:エンド・エンドの保守監視情報等)、特定事業者の独自仕様のもので開示された場合等の情報開示

設備構成、提供時期やエリア等の情報開示
設備対応、精算処理、事務手続、外販許可、
設備調達(納入時期等)等における公平な条件

等
(KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHNet、CTC、HTNet、CTNet、STNet)

3 考え方
(2) 網機能計画の適用範囲

	考え方22-1
--	---------

再意見22-2 TTC標準と同一の部分を越えて、弊社が設定する機能に限定して対象とするとの草案に賛同

考え方22-2

TTC標準と同一の部分を越えて、弊社が設定する機能に限定して対象とするとの草案に賛同いたします。

TTC標準に基づく網機能については、開発着手前の機能仕様を調整するためのモラトリアム期間は不要と考えますが、接続する他事業者の設備準備等が必要なものについては、自主ルールである「接続に関する情報開示(インタフェース関連)」により、他事業者の準備が間に合う時期に開示し、接

本答申本文の主旨はTTC標準と同一の部分については網機能計画に含めて公表する必要はない、ということであり、同計画における「1 機能の内容」「5 インタフェース」欄においてTTC標準の内容を改めて記載する必要はないことを述べている。同計画の他の欄についてはTTC標準の内容を記載するものではないことから、現行と同様の公表がなされることになる。

上述の旨をより明確にするため、答申本文の第

従って、仮にTTC標準のものが対象外とされた場合、接続事業者は、上記2項目以外については情報が得られないことから、NTT東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者のイコールフットイングは、担保されないこととなります。

(KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet)

別途連名にて提出致しました網機能提供計画に関する意見書にて述べさせて頂きましたとおり、TTC標準と同一のものであっても、対象外とされた場合には問題があると考えられ、TTC標準についても適用範囲とすべきと考えます。

(JT)

意見23 ルータ等についても接続事業者が要望を検討するのに十分な情報開示が必要。

NTT東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者のイコールフットイングの観点から、接続事業者側が要望を検討するに十分な内容を公表すべきと考えます。

公表範囲の見直しを検討するにあたっては、以下の条件を担保することが必要と考えます。周知方法のスキームが担保され、かつ、個々の案件等について、接続事業者よりクレームがないこと(具体的には、ルール一般として、短期化しても、事業者間において同時にサービスの開始ができる状況が担保され、かつ、個別案件として、事業者からの要望が反映される状態が担保されることが前提と考えます。周知方法を含む。)

接続にNTT東西地域会社の独自仕様を含む場合(例：エンド・エンドの保守監視情報等)、特定事業者の独自仕様のもので開発された場合等の情報開示
設備構成、提供時期やエリア等の情報開示
設備対応、精算処理、事務手続、外販許可、設備調達(納入時期等)等における公平な条件等
そもそも、これまでも問題になった事例があるため(下記参照)(レイヤ上位の部分においては確認を要する場合があります。)ルータ、DSLAM(G992.2 Annex C 準拠)、スプリッタについても、接続事業者に支障のないレベルが担保される程度(使用用途等)の情報開示は必要と考えます。

(これまでの事例)

フレッツ・ISDNについての情報開示：アトリビュート、認証確認等の情報について、開示されなかった

Bフレッツについての情報開示：スループットについて、開示を拒否された

上記について対象外とされた場合、P.3の「A=B」が担保されず、中継網における網構成やスループット等についての情報を得られないこととなり(具体的には、P.16~19参照)接続事業者側は、主に以下の点について支障を来すため、引き続き対象とすべきと考えます。

設備対応に期間を要する

料金設定について、スループット次第で設備の規模が異なるため、料金設定に影響する

<ルータ・DSLAM・スプリッタ等導入時に開示して欲しい内容>

続に向けた所要の協議を開始する考えです。

(NTT東日本・西日本)

TTC標準はだれもが知り得る公知の情報であり、このTTC標準に基づく網機能については、開発着手前の機能仕様を調整するためのモラトリアム期間は不要と考えます。なお、接続する他事業者の設備準備等が必要なものについては、自主ルールである「接続に関する情報開示(インタフェース関連)」により、他事業者の準備が間に合う時期に開示を行い、接続に向けた所要の協議を開始し、検討のフェーズにあわせ、順次必要な情報を開示していく考えです。【別紙2参照】

ご指摘の情報の差は、当該サービスの企画検討を自ら実施したか否かによるものです。例えば、DDI-P殿が開発要求したものに関しては、他事業者と「指定設備利用部門」は全く同一となります。

(NTT東日本・西日本)

再意見23-1(意見23同旨)

全面的に賛同いたします。

つい最近の事例として、東京めたりっく通信の経営危機が報じられました。同社の功績は、日本におけるブロードバンドサービスの推進役として大変輝かしいものであり、今後同社がエンドユーザや諸方面の支援のもと経営を立て直せることを切に望むものであります。

この問題についてはそう単純な問題ではなく、いろいろな要因が絡み合っているものであることを承知しておりますが、NTT地域会社によるドライアップ開放にいたる過程において、さまざまな障壁があったことが原因のひとつであることはほぼ間違いのないといえます。結果、「東京めたりっく」「イー・アクセス」をはじめとする新興事業者にとっては、本格提供開始の遅れなどの問題が起こっているものと認識しております。

今後このような事例を作らないためにも、情報管理をはじめ、工事の申込手順などにいたるすべての局面において、適切なファイアウォールの設置などにより、「管理部門」は、「利用部門」と「接続事業者」を同等に扱うべきことを、弊社も強く要望いたします。

また、11社連名意見にもあります「両部門の別会社化」については、現実的な案であるとして今後検討されるべきであると考えます。

(EditNet)

上記意見に賛成致します。

ルータ、DSLAM(G992.2 Annex C 準拠)、スプリッタについては、特に、以下の情報が必要と考え

章3(2)において次のような脚註を設けることとする。

「これにより、網機能計画の様式のうち1と5の項目についてTTC標準と同一の部分についての記載が不要となる(他の項目についてはTTC標準準拠と関わりない項目なので従前どおり公表される。)」

考え方23

ルータ等については、本答申本文に述べたとおり網機能計画の対象外とすることが適切と考えられるが、接続の請求に際して必要な情報開示は別途進められる必要がある。従って、本答申本文の第3章3(3)の脚註において次のとおり記述することとする。

「例えばルータ等については次の情報開示が進められる必要があり、「電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件」(平成13年6月11日総務省告示第395号)の改正により措置される必要がある。

NNI、UNIの条件(インタフェース情報)

認証情報(attribute情報等)

事業者側NWへ渡される時のスループット情報

その他接続に必要な情報(ルータ等の機種名・通信プロトコルのバージョン情報・ルータソフト等のバージョン情報)

導入開始年月日、提供予定時期

導入の目的(新規サービスの提供のため・網構成の効率化を図る等)

導入・提供エリア情報(各県毎の導入予定等)

当該設備の利用に伴う費用の有無及び概算(創設費の概算、経費化した場合の事業者の負担方法・負担額概算等)

特に以下の情報が必要となります。

- ・NNI、UNIの条件（インターフェース情報）
- ・認証情報（attribute情報等）
- ・事業者側NWへ渡される時のスループット情報
- ・その他接続に必要な情報（ルータ等の機種名・通信プロトコルのバージョン情報・ルータソフト等のバージョン情報）
- ・導入開始年月日、提供予定時期
- ・導入の目的（新規サービスの提供のため・網構成の効率化を図る等）
- ・導入・提供エリア情報（各県毎の導入予定等）
- ・当該設備の利用に伴う費用の有無及び概算（創設費の概算、経費化した場合の事業者の負担方法・負担額概算等）

また、答申草案には「今までのところ・（略）・問題となったこともないため」とありますが、具体的には、今後において、以下のような問題が想定されます。

<参考> 接続のために標準準拠より詳細な条件が必要な事例

【NTT東西地域会社がIETFのRFC準拠とだけ公表し、事業者間相互接続の詳細な技術条件を情報開示しない場合に想定される問題点】

IETFのRFC番号に準拠しているとの条件だけでは、RFC記述のあいまいさの部分や、詳細仕様のオプション機能等をどこまでルータが実装しているかが明確でないために、IPレイヤ上の相互接続ができない場合が考えられます。

以上のことから、主に、次の項目について、情報開示が必要と考えます。

- ルータの機種名
 - ルータソフトのバージョン情報
 - 通信プロトコルのバージョン情報
 - 設定パラメータ
 - スループット値
- 等

RFC準拠情報以外に開示情報がない場合、上記問題が想定される今後の相互接続例（通常のレイヤ3でのIP相互接続以外）

- ・MPLSやBGP等を使用したIP-VPN網のルータ-ルータ間の相互接続
- ・MPLSシグナリングプロトコル等を使用したIPトラフィックエンジニアリングパスの相互接続
- ・SIP等を使用したVoIP網の相互接続
- ・HTTPやキャッシュ相互通信プロトコル等を使用したコンテンツ配信網の相互接続
- ・L2TPやPPPoEのポータル配信機能の相互接続
- ・XML等を使用した動的なIPサービスレベル仕様の相互接続

（KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKn et、CTC、HTNet、CTNet、STNet）

ます。・NNI、UNIの条件（インターフェース情報）

- ・認証情報（attribute情報等）
 - ・事業者側NWへ渡される時のスループット情報
 - ・その他接続に必要な情報（ルータ等の機種名・通信プロトコルのバージョン情報・ルータソフト等のバージョン情報）
 - ・導入開始年月日、提供予定時期
 - ・導入の目的（新規サービスの提供のため・網構成の効率化を図る等）
 - ・導入・提供エリア情報（各県毎の導入予定等）
 - ・当該設備の利用に伴う費用の有無及び概算（創設費の概算、経費化した場合の事業者の負担方法・負担額概算等）
- 上記の項目について情報開示されない場合、例えば、以下のような相互接続例に支障を来すことが想定されます。（例：ルータの場合）
- ・MPLSやBGP等を使用したIP-VPN網のルータ-ルータ間の相互接続
 - ・MPLSシグナリングプロトコル等を使用したIPトラフィックエンジニアリングパスの相互接続
 - ・SIP等を使用したVoIP網の相互接続
 - ・HTTPやキャッシュ相互通信プロトコル等を使用したコンテンツ配信網の相互接続
 - ・L2TPやPPPoEのポータル配信機能の相互接続
 - ・XML等を使用した動的なIPサービスレベル仕様の相互接続
- （KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKn et、CTC、HTNet、CTNet、STNet）

上記意見に賛成いたします。

行政におかれましては、網機能提供計画の運用について引き続き注視していただくことを要望いたします。 公正競争確保の観点から、NTT東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者とのイコールフットリングが担保されることが必要であり、接続事業者側が要望を検討するに十分な内容を公表すべきと考えます。

ルータ、DSLAM（G992.2 Annex C準拠）スプリッタについては、前回意見書に述べさせていただきましたとおり、引き続き適用範囲の対象とすべきと考えます。

（KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKn et、CTC、HTNet、CTNet、STNet）

再意見23-2-1 網機能計画の現行スキームは指定設備利用部門と接続事業者とが同等に扱われている。

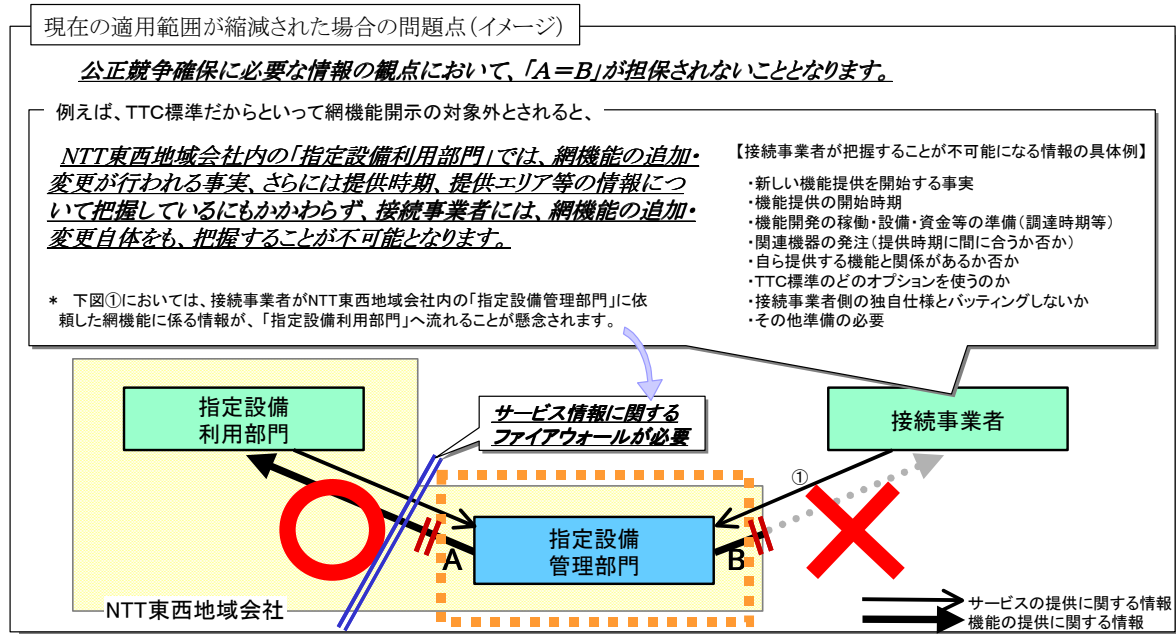
答申案において、網機能提供計画の対象外として、ルータ、DSLAM (G992.2 AnnexC 準拠)、スプリッタが挙げられておりますが、ルータ及びDSLAMにおいては、対応するプロトコルによる接続性、また上位レイヤでの接続性等により、機能の詳細な仕様が、一概には、特定できないため、網機能計画の開示対象範囲とし他事業者が確認できる機会を与えることが必要と考えます。なお、意見受付期間を設けることにより、サービスの早期実施の観点については、改善可能ですので、網提供計画の適用範囲としていただけるよう強く要望いたします。

(イー・アクセス)

NTT東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者とのイコールフットイングの観点から、入手可能な情報について、「指定設備利用部門」と接続事業者の間で同等とし、詳細に開示すべきと考えます。

NTT 東西地域会社内の「指定設備管理部門」と「指定設備利用部門」が一体（同一の会社内）である以上は、「指定設備利用部門」と接続事業者が入手する情報は、平等であることが必須と考えます。

* なお、上記が不可能である場合は、指定設備利用部門と指定設備管理部門を分離し、別会社としなければ、解決し得ない問題であると考えます。



(KDDI、JT、TNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet)

別途連名にて提出致しました網機能提供計画に関する意見書にて述べさせて頂きましたとおり、対象外とされた場合、中継網における網構成やスループット等についての情報を得られず、接続事業者側は、設備対応、料金設定等において支障を来すため、引き続き対象とすべきと考えます。

(JT)

網機能計画の下、審議会の報告書は変更届け出の対象からルータ、DSLAM及びスプリッタを外すことを提案しておりますが、これはNTTがこれらの装置を変更する場合200日間前の通告をしなくてもいいことを意味しています。審議会は、総務省が、これらの要素に関する届け出がなかった場合にこれらの装置の変更から直接影響を受ける競合事業者が不利益を被らないようにするよう、提言すべきで

網機能開発要求は、一般にサービス開発主管である「指定設備利用部門」或いは「他事業者」から出されるものであり、サービス機能に関する限り「指定設備管理部門」が自らの意思のみで開発することはありません。「指定設備利用部門」と「他事業者」は同等に「指定設備管理部門」に対して開発要求を出せるものであり、これに基づき行うところの網機能の開示は全く同等であり、開発要求・網機能利用の面でもイコールフットイングが確保されております。

仮に当該開発に関する情報量に差があるとすれば、開発要望を行ったところとそうでないところの差であって、例えばDDI-P殿の要望に基づき弊社ネットワークの開発を行った機能の情報については、「指定設備利用部門」と「他事業者」も同じとなると考えます。現行スキームでは「指定設備利用部門」と接続事業者の間で同等と扱われております。

網機能提供計画の届出の現行スキームにおいても、弊社の「指定設備利用部門」と接続事業者が「指定設備管理部門」から入手する情報については、基本的に同等であると考えます。

「指定設備管理部門」からの情報については、「指定設備利用部門」及び接続事業者からの開発要望に基づいた網機能の情報であり、また、各事業者が創意工夫し自らサービスを開発するという「意欲」があれば、当該情報に基づきサービス開発することは十分に可能であると考えます。

具体的な情報開示については今回の議論も踏まえより具体的な説明を行う考えです。

網機能提供計画時には、まだ開発着手前であり、具体的なサービス仕様は決まっていない状態であることから、機能の具体的な説明を行う考えです。

仮に、これまで以上に、具体的なサービスの開発の詳細まで開示すべきとした場合、各事業者が切磋琢磨し、また創意工夫によりあらゆるサービスを開発する、ひいてはサービス競争により電気通信事業の発展に寄与するという本来の目的から逸脱したものになると考えます。

また、各事業者が同一時期に同一のサービスしか提供しないとといった、いわゆる「護送船団型」のサービス競争になると考えられ、これは既に銀行等においても廃止された考え方です。(具体的イメージは別紙1(略)のとおり)

(NTT東日本・西日本)

再意見23-2-2 (意見22-1同旨)ルータ等については開発着手後に順次情報を開示する。

ルータ、DSLAM、スプリッタについては網機能計画の対象外とすることが適当との草案に賛同いたします。

す。
(米国大使館)

3(2)の適用のうち DSLAM 等装置については網機能の提供に問題が無いとの判断であることから、今後は接続事業者が用意する DSLAM については指定通信事業者への仕様開示などを要しない旨を網機能対象外としたことと併せて、この仕様開示不要も明文化されたい。
(大阪めたりっく通信)

網機能提供計画の届出公表制度は、弊社が主として自社利用のために開発する予定の網機能を他事業者において「利用」してもらうための検討及び弊社との機能追加・変更等の協議のために設けられたものであって、他事業者からのクレーム云々といった他事業者がチェックするために設けられているものではありません。

「ルータ、DSLAM、スプリッタ」の網機能については、開発着手前の機能仕様を調整するためのモラトリアム期間は不要と考えますが、接続する他事業者の設備準備等が必要なものについては、自主ルールである「接続に関する情報開示(インターフェイス関連)」により、他事業者の準備が間に合う時期に開示を行い、接続に向けた所要の協議を開始し、検討のフェーズにあわせ、順次必要な情報を開示していく考えです。【別紙2(略)参照】

以上の対応により、網機能提供計画の届出公表はなくとも、必要な公正競争条件の確保は可能と考えます。

また、「指定設備利用部門」と「他事業者」とは同等に「指定設備管理部門」に対して開発要求を出せるものであり、これに基づき行うところの網機能の開示は全く同等であり、イコールフットィングが確保されております。例えば、DDI-P殿の要望に基づき弊社ネットワークの開発を行った機能の情報については、「指定設備利用部門」と「他事業者」も同じになると考えます。

ご指摘の詳細条件については、接続約款の技術的条件集において、相互接続点の技術的な規定上の記載事項となった段階で、「接続に関する情報開示(インターフェイス関連)」等の情報開示により提供していくものと考えます。

ルータ・DSLAM・スプリッタ等導入時に開示して欲しい内容に対する意見は【別紙4(略)】のとおり。
(NTT東日本・西日本)

詳細な情報については、開発着手後、検討のフェーズにあわせ、順次接続に必要な情報を開示していく考えです。

ルータ等の機種名・通信プロトコルのバージョン情報・ルータ・ソフト等のバージョン情報は、ベンダとの守秘義務契約があることから開示は困難であり、また、最新設備の導入やベンダの供給状況により随時・頻繁に変更される情報であることから事前の開示は困難であり、接続に関する情報開示としては、現在のUNI,NNIの条件や認証に関する情報の開示で必要十分と考えております。

さらに、セキュリティ確保の観点からも、当該情報はハッカー、クラッカー等にとって有用な情報と想定され、一般的に広く開示すべきものではないと考えます。

相互接続点における条件規定等は開示していきませんが、IP網はベストエフォート型NWであり、ユーザ個別のスループット情報については、機能仕様や技術条件で決定するものではなく、需要変動し一意に規定できないものであることから開示できません。

「想定される今後の相互接続例」として列挙されておりますが、現状そのような接続実績はなく、原則的には、インターネット（データ伝送役務）の世界では、アクセス網及び地域県内IP網が弊社設備であっても、それぞれのISP事業者網において「自己完結的に提供可能なサービス」とであると考えております。

ただし、他事業者がこれらについて「弊社との相互接続」により機能の実現をご要望されるのであれば、これまでと同様に個別に協議させていただく所存です。

また、その実現にあたってインタフェース条件に変更等が必要である場合には、情報開示のルールにより開示していく考えです。

(NTT東日本・西日本)

「ルータ、DSLAM（G992.2 Annex C 準拠）スプリッタについては、装置の開発のペースも速く、網機能の追加・変更が頻繁にあると考えられ、又、装置自体、接続を前提として開発されたものが殆どであることから、今までのところ網機能の提供に関して問題となったこともないため、網機能計画の対象外とすることが適当である。」との答申草案に賛同します。

網機能提供計画の適用範囲の見直しにより、「IT社会に適した新サービスの早期提供が促進されることが期待される」とも考えております。

なお、網機能提供計画の適用範囲外であっても、検討フェーズに応じ、他事業者の準備期間を考慮した時期に、所要の情報提供を行い、円滑な相互接続を推進する考えであり、問題は生じないものと考えております。

また、ベンダ等の主導で開発された装置により実現する機能については、網機能提供計画制度による公表になじまないものと考えます。（ベンダの了解・協力が不可欠であり、そのような了解・協力が得られない場合は、最悪装置の調達そのものが不可能となります。）イー・アクセス殿のご指摘の詳細なインタフェース条件の開示については、着手前（ルータ等は購入前）の時期での開示は困難であり、現状においても接続に向けた事業者間協議における開示により対応しているものと考えております。

（「接続性」については、必要により「接続試験」の実施について協議し、対応しているところです。）

(NTT東日本・西日本)

意見 2 4 公表範囲の見直しを検討するにあたっては、情報開示において改善が必要。

公表範囲の見直しを検討するにあたっては、以下の条件を担保することが必要と考えます。
周知方法のスキームが担保され、かつ、個々の案件等について、接続事業者よりクレームがないこと（具体的には、ルール一般として、短期化しても、事業者間において同時に当該機能を利用したサービスの開始ができる状況が担保され、かつ、個別案件として、業者からの要望が反映される状態が担保されることが前提と考えます。周知方法を含む。）
接続に NTT 東西地域会社の独自仕様を含む場合（例：エンド・エンドの保守監視情報等）特定事業者の独自仕様のもので開発された場合等の情報開示
設備構成、提供時期やエリア等の情報開示
設備対応、精算処理、事務手続、外販許可、設備調達（納入時期等）等における公平な条件 等
NTT 東西地域会社が、現在詳細に開示していない情報について、“他事業者に影響がない”と独自に判断を示している現状は、情報開示の対象が限られることから、問題であると考えます。
（KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHknet、CTC、HTNet、CTNet、STNet）

3 考え方 (3) 網機能計画の公表期間

意見 2 5 - 1 一定の意見受付期間に要望や意見がない場合、公表期間を短縮する手続とすることに賛同。

一定の意見受付期間に要望や意見がない場合、公表期間を短縮する手続とすることに賛同いたします。
（NTT 東日本・西日本）

意見 2 5 - 2 公表期間は原則として現行どおりとすべき。短縮は接続事業者の要望がない場合とすべき。

公表期間は、原則として、現行の 200 日間としていただきたいと考えます。
ただし、短期化を検討する場合においては、事業者間において接続開始に支障のない（同時にサービスの開始ができる）状況が担保されることが必要であることから、例えば下記の項目について、事業者間において公平な条件が担保されることが前提と考えます。
周知方法のスキームが担保され、かつ、個々の案件等について、接続事業者よりクレームがないこと（具体的には、ルール一般として、短期化しても、事業者間において同時にサービスの開始ができる状況が担保され、かつ、個別案件として、事業者からの要望が反映される状態が担保されることが前提と考えます。周知方法を含む。）
接続に NTT 東西地域会社の独自仕様を含む場合（例：エンド・エンドの保守監視情報等）、特定事業者の独自仕様のもので開発された場合等の情報開示
設備構成、提供時期やエリア等の情報開示
設備対応、精算処理、事務手続、外販許可、設備調達（納入時期等）等における公平な条件 等

再意見 2 4 網機能計画は他事業者との協議のためのものであり、他事業者からのチェックのために設けられているものではない。

網機能提供計画の届出公表制度は、弊社が主として自社利用のために開発する予定の網機能を他事業者において「利用」してもらうための検討及びそのための弊社との機能追加・変更等の協議のために設けられたものであって、他事業者からのクレーム云々といった他事業者が弊社の開発行為をチェックするために設けられているものではありません。
なお、ご指摘の条件担保のうち、「設備対応、精算処理、事務手続」については、接続開始に向けた事業者間の運用上の調整事項であり、技術的条件の議論ではないと考えます。また、「外販許可や設備調達」については、その調整期間を考慮し、概ね半年から 1 年前の「接続に関する情報開示（インフォメーション）」を行っているものです。
（NTT 東日本・西日本）

独自に判断しているものではありません。
（NTT 東日本・西日本）

考え方 2 4

本答申本文においては、網機能計画の公表期間の短縮は、他事業者からの説明要望や意見がない場合に限ること
TTC 標準を超えた独自仕様については網機能計画に記載する対象とすることを提言している。

考え方 2 5

公表期間を短期化を検討する場合においては、NTT 東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者とのイコールフットイングが担保され、接続事業者が要望を検討できる程度の詳細な情報開示が行われることを大前提とすべきと考えます。(P.16~22 参照)

その前提がない場合、網機能提供計画の主旨に反することとなり、また、今後全ての網機能公示について、接続事業者が要望・意見を述べる必要が生じることとなります(例:設備調達、納入時期等について)。

(KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet)

1. ソフトウェア開発着手までの「200日」の短縮

期間短縮の検討を行うにあたって

「200日」の短縮を検討する場合は、まず、接続事業者側が要望するか否かを検討できる程度の詳細な情報開示がなされた上で、要望がなかった場合を前提とすべきと考えます。その上で、事業者間での協議次第では、現行の期間を短縮することは可能と考えます。

(2) TTC標準準拠について

TTC標準準拠について公表範囲の対象外とすべきとの意見がありますが、そもそも、TTC標準準拠については既に、通常の200日ではなく、「140日」とされているものであります。

TTC標準準拠であっても、実際、NTT東西地域会社の「独自仕様」部分が含まれている場合には円滑な接続に支障を来す可能性があること、仮に接続に影響を及ぼすような独自仕様部分がなかったとしても、設備調達等には発注の都合等から数ヶ月の期間を要しているため、現行の140日の期間は必要と考えます。

ただし、通常の200日についての考え方と同様、事業者間での協議次第では、短縮することも可能と考えます。

(KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet)

別途連名にて提出致しました網機能提供計画に関する意見書にて述べさせて頂きましたとおり、公表期間は、原則として現行の200日としていただきたいと思いますと考えますが、短期化を検討する場合においては、事業者間において公平な条件が担保されることを前提と考えます。

また、草案のとおり、説明会の通知及び開催について改善していただきたいと思います。

(JT)

意見26 「総務省研究会に基づく網機能」については、意見受付期間は不要。

「総務省研究会に基づく網機能」については、既に研究会において他事業者の意見等が反映されていることから、意見受付期間は不要であり、着手することを届け出れば足りるものと考えます。

(NTT東日本・西日本)

再意見26 「総務省研究会に基づく網機能」の定義が不明確だが、何れにしても詳細の情報開示等は必要。

上記意見に反対いたします。

NTT 東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者とのイコールフットイングが担保され、接続事業者が要望を検討できる程度の詳細な情報開示が行われることを大前提とすべきと考えます。(例:設備調達、納入時期等について)

よって、公表期間の短縮を検討する場合には、公表内容の充実、および周知方法の改善とともに、意見受付期間等のスキームが担保されることが必要と考えます。

「総務省研究会に基づく網機能」及び「一般に市販され、競争的に調達可能な装置により実現される網機能」との記述については定義が不明確であり、また、その定義が明確化されているか否かに係わらず、接続事業者にとっては、詳細についての情報開示等は必要であるため、網機能提供計

考え方26

「総務省研究会」においては通例機能の内容の詳細についてまで決めるものではなく、意見受付期間は必要と考えられる。

	<p>意見 2 7 「一般に市販され、競争的に調達可能な装置により実現される網機能」については、意見受付期間は不要。</p> <p>また、「一般に市販され、競争的に調達可能な装置により実現される網機能」については、ベンダ等が主導的に開発した機能であり、接続を前提としているものであることから、意見受付期間は不要であり、着手することを届け出れば足りるものと考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>
--	---

<p>意見 2 8 説明会の開催をNTT東日本・西日本に義務付け改善させるべき。</p>	<p><u>説明会の開催を義務づけ、またその場で質問することができるよう、機能の概要のみならず、詳細な情報を開示することにより、事業者間において公平なサービスの提供(提供開始時期等)が可能となるルールとすべきと考えます。</u>現状においては、説明会資料等に開示される内容がほぼ概要のみであることから、他事業者が説明会の後日に個別に質問する等、さらなる確認をせざるを得ない状況にあります。<u>説明会開催の時点において、技術的条件(設備構成、上位レイヤも含めたインタフェース条件等)を開示し、接続事業者が、その条件についての協議を行うことが必要と考えます。</u> (KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKn et、CTC、HTNet、CTNet、STNet)</p> <p>説明会の通知及び開催について改善していただきたいと考えます。 説明会の周知内容は、用途等、他事業者が自らの利用に有用であるか否かの判断が可能なレベルを要望いたします。<u>NTT東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者との公平性が担保されることが前提であると考えます。</u>情報の公表については、リアルタイムで広く周知することが望まれることから、官報公示のみならず、<u>接続事業者が即時にかつ容易に情報を入手することが可能な状態を担保していただきたいと考えます。</u>(「網機能提供計画」に加え、自主ルール「接続に関する情報開示(インタフェース関連)」等についても同様。) (KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKn et、CTC、HTNet、CTNet、STNet)</p>
--	---

<p><u>画の対象全てについて、意見受付期間は必要と考えます。</u> (KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKn et、CTC、HTNet、CTNet、STNet)</p>	<p>再意見 2 7 「一般に市販され、競争的に調達可能な装置により実現される網機能」の定義が不明確だが、何れにしても詳細の情報開示等は必要。</p> <p>(再掲抜粋) 「総務省研究会に基づく網機能」及び「一般に市販され、競争的に調達可能な装置により実現される網機能」との記述については定義が不明確であり、また、その定義が明確化されているか否かに係わらず、接続事業者にとっては、詳細についての情報開示等は必要であるため、<u>網機能提供計画の対象全てについて、意見受付期間は必要と考えます。</u> (KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKn et、CTC、HTNet、CTNet、STNet)</p> <p>考え方 2 7 「一般に市販され、競争的に調達可能な装置により実現される網機能」の定義が曖昧であり、本答申本文では具体的にルータ等につき網機能計画の対象外とすることを提言している。</p>
--	--

<p>再意見 2 8 網機能計画の制度はサービス開示を求めるものではない。説明会の周知は従来やってきている。</p>	<p>同一時期に同一のサービスを提供するようになるということは、汗をかいたものとかいていないものを同じく扱うという全く「不公平」な制度となり、サービス競争の否定となるものと考えます。 弊社の自己利用の機能における「指定設備管理部門」の情報については、可能な限り提供していく考えですが、サービス企画は「指定設備利用部門」が行うもので、「指定設備管理部門」が行うものではありません。 なお、仮にサービス開示をも求められるのであれば、これはもはや網機能の開示というレベルを越える変更であり、サービス開示を求めている現行電気通信事業法(第39の2)そのものの変更が必要であると考えます。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>現状、他事業者周知については、必ず個別周知を行い、説明会への参加申込みを募っております。(下表(略)参照) 弊社と他事業者との間で、健全なサービス開発競争が行われるよう、検討のフェーズにあわせ、順次必要な情報を開示していく考えです。【別紙3(略)参照】</p> <p>考え方 2 8 本答申本文において、説明会の開催通知及び開催を網機能計画に係る手続に含めるよう提言を行っているところである。 設備構成やインタフェース条件等の網機能計画記載事項については、その説明会において説明がなされることになる。</p>
--	--

意見29 「自己利用」の網機能について、どのようなサービスに使用するか開示すべき。	<p>網機能提供計画は相互接続条件に影響を及ぼす可能性があるものであるにもかかわらず、例えば、用途に関しては、これまで開示されている網機能のうち、他事業者からの要望によるものではなく NTT 東西地域会社自ら提供したもの（自己利用）については、どのようなサービスに使われるかが不明なものが大半であり、説明会で質問をしてもご回答をいただけないことが多く、現状は説明会開催の意味が失われていると考えます。<u>「自己利用」とされるものについても、網機能を明確に開示することにより、他事業者が接続を要望する可能性もあると考えます。</u> （KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet）</p>
意見30 網機能計画では機能の概要レベルの説明にならざるを得ない。	<p>短縮にあたっての公表内容の充実については、網機能計画は、そもそも開発の着手前での情報開示であり、機能の概要レベルの説明にならざるを得ないものと考えます。 NTT東西としては、他事業者のコメント等を考慮し、周知についてより一層の改善を行うとともに、当該機能により実現されるであろう方式の概要については、これまで以上に説明を行っていく考えです。 （NTT東日本・西日本）</p>

（NTT東日本・西日本）	再意見29 説明の要望には全て応じていく。	考え方29
<p>説明会においては、広く参加をご案内しており、様々な事業者が参加されていることから、届出した機能についての概要を理解していただき、ご利用を前提とした詳細の質疑や協議については説明会の場ではなじまないことから、個別対応する旨、毎回の説明会においてその位置づけを説明してきたところです。 また、説明会に先んじて、協議等を行うことも可能であり、届出内容の説明のご要望については、すべてにに応じていく考えです。 届出時点で決定している内容や検討状況について可能な限り対応していく考えですが、届出時点では、開発着手前であることから、詳細な技術条件等について未定であることもご理解を頂きたいと考えます。 詳細な情報については、開発着手後、検討のフェーズにあわせ、順次必要な情報を開示していく考えです。【別紙2（略）参照】 （NTT東日本・西日本）</p>	<p>本答申本文において、想定される利用用途を公表項目に付け加えることを提言している。</p>	
再意見30 「機能の概要レベルの説明」とすることは網機能計画の制度の趣旨に反する。	<p><u>そもそも、NTT東西地域会社が、開発着手前の情報開示では「機能の概要レベルの説明にならざるを得ない」とすることについては、接続事業者が接続に向けた検討・準備を開始することができず、「サービス開発に関する公正競争条件確保と円滑な接続の推進のために行われるもの」とされる網機能提供計画の主旨に反するため、容認すべきではないと考えます。</u> 網機能計画は本来、指定電気通信設備を有する NTT 東西地域会社が、網改造前の段階で、NTT 東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者との間で公平に、かつ、要望の有無を判断するに十分な情報を開示すべきとされる制度であると理解しております。 「当該機能により実現されるであろう方式の概要」との記述は、答申草案の「想定される利用用途」を意味すると理解しております。 そもそも、「これまで」においては、「想定される利用用途」についての情報開示がされず、接続事業者が要望を検討するにあたっては不十分であったため、<u>答申草案の主旨を踏まえ、前回弊社意見に述べさせていただきましており、可能な限り具体的に示していただきたいと考えます。</u></p>	考え方30
		<p>公表内容の充実については、可能な限り改善が図られる必要がある。</p>

意見3 1 網機能計画に関する手続を行政により整備すべき。

「手続」については、今後、検討の場を設けていただきたいと考えます。

草案では、誰が主体となり、「他事業者からの説明要望や意見」を受け付けるのか、誰が主体となり「要望・意見への対応が終了して更なる要望・意見がない」と判断するのか、誰が主体となり「手続」の整備を行うのか、明示されていません。

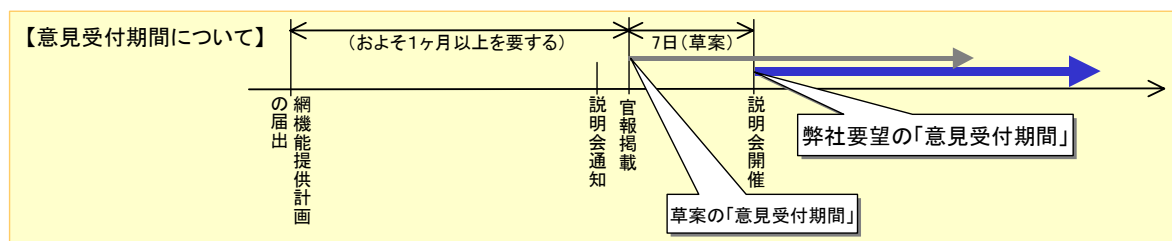
仮に、指定電気通信設備を有する事業者が、接続事業者からの意見を受け付ける主体である場合は、行政による注視を今後継続的に行っていただく旨を答申に明記していただきたいと考えます。(例えば、指定電気通信設備を有する事業者が接続事業者からの意見を受け付けない等、意見受理までに相当の期間を要する等の事態も想定されますが、そのような場合においては、速やかに行政による指導が行われる等の措置を担保していただきたいと考えます。また、受理から対応終了までの期間についても、相当期間を要することが懸念されるため、そのような場合においては、速やかに行政による指導が行われる等の措置を担保していただきたいと考えます。)

弊社では、基本的に手続の大枠は、行政により整備していただき、個別の事業者間の運用において問題が発生した場合は、接続事業者からの申告に基づき、速やかに行政により適切な措置を行っていただきたいと考えておりますので、このような主旨が反映されるよう、答申に明記していただきたいと考えます。

(KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet)

「要望・意見への対応が終了」等についての判断主体を明確にいただきたいと考えます。その主体が指定電気通信設備を有する事業者である場合には、「終了」の予告を義務づけていただきたいと考えます。また万が一、「他事業者からの説明要望や意見」を、指定電気通信設備を有する事業者が速やかに受け付けられない場合や、対応の「終了」について他事業者が合意できない場合等においては、従前の、行政による裁定や、現在審議中の改正事業法にて規定されている、斡旋・調停対象となり得ることを明記していただきたいと考えます。

意見受付期間については、官報掲載後ではなく、説明会開催後から起算した一定期間としていただきたいと考えます。(下図参照)(意見受付に要する期間については、引き続き議論の必要があると考えます。)



(KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet)

仮に、期日までに詳細の決定が不可能となった場合においては、未決定である理由、及び、決定時期を明記することを義務づけていただきたいと考えます。

例えばインタフェースについては「ヶ月前」或いは開発着手前の開示を義務づけていただきたいと考えます。(KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet)

再意見3 1 - 1 (意見3 1 同旨)

上記意見に賛成いたします。

期間の短縮にあたっては、意見受付等の運用基準について、今後、検討の場を設けていただきたいと考えます。 具体的には、誰が主体となり、「他事業者からの説明要望や意見」を受け付けるのか、誰が主体となり「要望・意見への対応が終了して更なる要望・意見がない」と判断するのか、誰が主体となり「手続」の整備を行うのかについて、答申に明記していただきたいと考えます。

仮に、指定電気通信設備を有する事業者が、接続事業者からの意見を受け付ける主体である場合は、行政による注視を今後継続的に行っていただく旨を答申に明記していただきたいと考えます。

(例えば、指定電気通信設備を有する事業者が接続事業者からの意見を受け付けない等、意見受理までに相当の期間を要する等の事態も想定されますが、そのような場合においては、速やかに行政による指導が行われる等の措置を担保していただきたいと考えます。また、受理から対応終了までの期間についても、相当期間を要することが懸念されるため、そのような場合においては、速やかに行政による指導が行われる等の措置を担保していただきたいと考えます。)

弊社では、基本的に手続の大枠は、行政により整備していただき、個別の事業者間の運用において問題が発生した場合は、接続事業者からの申告に基づき、速やかに行政により適切な措置を行っていただきたいと考えておりますので、このような主旨が反映されるよう、答申に明記していただきたいと考えます。

(KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet)

再意見3 1 - 2 意見受付期間はNTT東日本・西日本が明らかにし、他社の意見は意見申出制度を活用すれば足りる。

考え方3 1

網機能計画の具体的な手続については、今後省令の改正により、恣意的な運用がなされることのないよう、主体や期間を明示して定めていく必要がある。又、紛争がある場合には適宜総務省において処理することとすべきである。

意見受付期間の始期は客観的に明確である必要があり、官報掲載日をこれに充てることを提言している。

機能提供計画の公表期間について 一定の意見受付期間を設け、開示期間を柔軟に運用することは適当と考えますが、公表内容、周知方法並びに意見受付スキームなど、明確な運用基準を規定して頂くことを要望します。
(イー・アクセス)

3 考え方
(4) 新制度の検証

意見32 新制度の検証について答申草案に賛同。

草案に賛成いたします。
(KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet)

別途連名にて提出致しました網機能提供計画に関する意見書にて述べさせて頂きましたとおり、答申草案を支持します。
(JT)

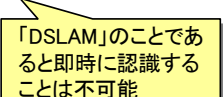
(その他)

意見33 網機能計画の内容を充実させるべき。

(1) 届出内容の充実について
NTT東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者のイコールフットリングの観点から、接続事業者側が要望を検討するに十分な内容を記載していただきたいと考えます。

届出内容については、接続時期、接続エリア、用途等の、接続仕様書と同レベルの情報の開示が必要と考えます。例えば各項に小項目を設置する等により接続事業者が利用を検討できる状況が担保されると考えます。

具体的には、「1 機能の内容」「2 提供条件」については、**接続事業者側が要望するか否かを判断するために十分な内容を示していただきたいと考えます。**「9 自己利用、共同利用又は他事業者利用の別」については、「自己利用」と記述される場合であっても、接続事業者が利用を検討できる程度に詳細に情報開示していただきたいと考えます。また、届出書の提出とともに、仕様についての詳細な資料を提出いただくことを要望いたします。

届出書の項目	現在の網機能開示の状況	これまでの例	必要な開示の条件(案)
1. 機能の内容	開示される内容は概要のみであり、接続事業者が機能の内容を把握することは困難 要望の検討が不可能	計画番号H10-8 (ADSLに関わる情報開示) 公示された本項目の内容から、類推するのは困難 	提供可能となる適用例 を具体的にあげて、周知していただきたいと考えます。本来は説明会より前に、開示の段階で、明確にされるべきと考えます。 本項目の不十分な開示が、以下の各項目の理解を一層妨げている要因であり、詳細に説明されるべきと考えます。

具体的な意見受付期間については、官報掲載やホームページにて明らかにして行く考えです。

なお、異議申し立て等については、事業法96条2の意見の申し出制等を利用すれば足りると考えます。

意見受付開始は、幅広く官報で公表された後で問題ないと考えます。

なお、届出以降速やかに行っている他事業者への個別周知(届出の事実及び説明会開催案内)は今まで以上に、改善していく考えです。

(NTT東日本・西日本)

考え方32

再意見33 公表内容は現行どおりで必要十分。

平成8年12月の接続ルール答申に基づき、届出内容が決定したものと理解しており、広く一般に公表する内容としては、必要十分と考えます。

下記に示す電通審答申にある通り、現行の記載項目による公表後、意見反映手続きにおいて、必要とされる他事業者からの要求や協議に対応していく考えです。

(NTT東日本・西日本)

考え方33

網機能計画の各項目に関しては、次のとおりその充実が図られる必要がある。

「1 機能の内容」に関しては、本答申本文において、「想定される利用用途」を届出・公表項目に付け加えることを提言している。

2. 提供条件	「1. 機能の内容」が不明確であるため、接続事業者は、交換機等の機種、予定地域、回線種別等の各提供条件について検証を行うことが不可能	計画番号H10-8 (同上)(2) 予定地域:「首都圏、大阪圏の一部地域」 接続事業者が自主的な判断を行うために必要な情報はなし	接続事業者が自主的な判断を行うためには、 より詳細な区分、あるいは地域拡張計画等の情報を開示すべきと考えます。 (例) ・このGC局において機能が提供されるのか等
3. 使用する番号	課金に関する事項は、サービス提供と密接な関わりを持つため、「1. 機能の内容」が不明確であることにより、現在の本項目の開示内容について判断することは困難	特に、電話に関わるものであれば、接続事業者にとっては情報が必要	使用する番号は、接続事業者にとって、単に技術的な懸念事項にとどまらず、サービス展開施策においても重要な情報です。 現在の開示内容は十分検討に資する内容であり、今後も継続して本項目について開示すべきと考えます。
4. 課金	課金に関する事項は、サービス提供と密接な関わりを持つため、「1. 機能の内容」が不明確であることにより、現在の本項目の公示内容について判断することは困難	これまでの適用なし	本項目は接続事業者にとっても重要な判断材料となる項目であり、 本項目の開示をより有効とするためにも、「1. 機能の内容」の改善が必要と考えます。
5. インタフェース	・TTT標準準拠であっても、その適用範囲は広範であり、詳細については別資料を参照しなければ分からない場合がある ・TTT標準準拠であっても、パラメータの利用方法は複数通り想定される場合、また、NTT東西地域会社の接続パターンによって適用が異なる場合等の接続条件については、必ずしも十分な開示が行われていない	計画番号H9-3-1 計画番号H10-3 計画番号東H12-1-1 等	NTT東西地域会社の独自仕様 について、詳細に説明されるようにしていただきたいと考えます。 ・TTT標準準拠であっても、接続条件については引き続き詳細に説明されるようにしていただきたいと考えます。接続事業者側が依拠すべき資料や、NTT東西地域会社の独自仕様による接続条件のバリエーションについての情報開示は、円滑な接続に不可欠であり、継続的な情報開示が必要と考えます。 ・TTT標準準拠の場合でも、TTT標準が想定していないインタフェース条件は皆無ではなく、NTT東西地域会社の情報開示が必要不可欠な場合があります。 ・NTT東西地域会社の接続パターンによって、適用される接続条件が異なる場合があります。
6. 利用条件の設定	「交換機毎の機能開始データの設定」「加入者毎の利用条件データの設定」「IPアドレスの設定」等、NTT東西地域会社内での必要作業が毎回形式的に記載されているに 設定規模、内容が不明		各交換機でどのような処理をさせるためデータ設定を行うのか、またどのような必要があり、どの設備にIPアドレスを設定するのか等 、具体的な説明をすべきと考えます。 なお今後、 音声系のサービスについては予想されるトラフィック規模、またIP系サービスについては事業者網へ接続する際のスループット値、認証方法に用いるアトリビュート等 についても本項目で記載すべきと考えます。
7. 機能の変更又は追加の別	1項、2項に関連		現状の通り、今後も記載していただきたいと考えます。

「2 提供条件」に関しては、予定地域については、可能な限り局単位での状況が分かるような情報を記載する必要がある。

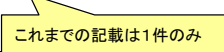
「5 インタフェース」に関しては、網機能計画において可能な限り詳細に記述するとともに、網改造前に決定されていないものについては遅くとも網改造着手後速やかに開示することとすべきである。

上記については本答申本文においても記述することとする。

次の文を第 3 章(3)に追加する。

「又、これら網改造前に未決定である詳細及び、網機能計画の対象外となっている網機能に関するインタフェース等についても、網機能計画とは別に、網改造着手後、接続事業者が時宜を失することなく自網における対応の検討をすることが出来る程度に速やかに開示することとすべきである。」

「6 利用条件の設定」に関しては、可能な限り詳細に記載すべきと考えられる。ルータ等に関しては考え方23参照。

8. 関連する機能及び設備並びに計画との関係	殆ど適用された実績がない	計画番号H10-4 (話中時再ダイヤルサービスに関する情報開示) 「H10-3の機能追加が必要」 	関連のある機能等 については、弊社共にて当該機能の理解の助けとなると思われるため、記載していただきたいと考えます。 (例) 東H11-3・・・優先接続 H10-8・・・ADSLに関連がある旨等
9. 自己利用、共同利用又は他事業者利用の別	利用範囲の特定はNTT東西地域会社の自主的判断によるもの 「自己利用」とされているものであっても、他事業者が接続を要望する可能性があるため、現状の情報開示では不十分	計画番号H9-3-1 計画番号東H12-1-1 等	<本項目で把握したい情報> 他事業者が接続可能である機能(インタフェース条件)か(特に「自己利用」としている場合) 本機能を要望した場合の費用按分事業者数による負担額の把握 現状の記載は、「自己利用」「共同利用」「他事業者利用」のみとなっており、上述の情報としては不足しているため、以下のとおり記載していただきたいと考えます。 (例) ・「『自己利用』であるが、既存のインタフェース条件で接続が可能」 ・「『共同利用』(NTT東西地域会社以外に2社要望済み)であり、接続するための条件は、～に準拠したインタフェース条件で接続可能」 ・「『他事業者利用』(1社から要望済み)であり、接続するための条件は、今回開示の網機能による」
10. 概算費用額 11. 10の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額	当該網機能に対し要望するしないの判断を行うに十分な記載内容ではない(10項:年経費ベースの記載のみ、11項:その経費項目毎の額が記載されているのみ) 開示された網機能の開発費の妥当性等、事業者側で申込むための検証・判断が不可能		装置別・機能別・ソフト/ハード別の開発規模が分かるものが必要であるため、概算費用額には創設費を上掲の項目に分けて記載されるべきと考えます。 その上で、11項には、 経費化した場合の算定方法 、また追加事項として 事業者按分方法(案) を記載していただきたいと考えます。 また、接続事業者自らの事業計画の立案等に必要な情報であるため、 ホームページにおいても記載していただきたいと考えます。
12. 工事開始年月日 13. 提供予定時期 14. 計画の設定又は変更年月日	利用範囲の特定はNTT東西地域会社の自主的判断によるもの	計画番号H9-3-1 計画番号東H12-1-1 等	今後のルール策定の中で、開示期日が遵守されたものであれば、問題ないと考えます。 ただし、 TTTC標準が対象外とされた場合には、接続事業者側の設備調達の計画に影響するため、引き続き開示していただきたいと考えます。
15. 計画の設定又は変更理由	「ユーザ利便性の向上」「ネットワーク高度化のため」等の記載のみ 内容・背景に関する把握が困難		1、2項と連動した、より詳細な理由を記載して頂くことを要望します。 (例) 「市内交換機への接続のためのインタフェース」 背景 NTT東西地域会社の市内網オープン化

「8 関連する機能及び設備並びに計画との関係」に関しては、関連する機能等を記載すべきことについては既に省令にも規定されており、関連のあるものについて極力詳細に記載することが求められる。

「9 自己利用、共同利用又は他事業者利用の別」に関しては、他事業者との接続は本計画に係る条件で基本的に可能と考えられるため、「自己利用」とされたものについても十分詳細な情報開示が求められる。

「10 概算費用額」「11 10の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額」に関しては、創設費、概算費用額の算出方法、事業者按分方法案について、届出時点で決まっているものについては計画に記述することとすべき。

「15 計画の設定又は変更理由」に関しては、背景において他事業者との関係があれば、当該他事業者の許諾する範囲でそのことについて、又、他の関連スケジュールとの兼ね合いがある場合についてはそのことについて記述する必要がある。

		により、要望のあった3社と接続条件を協議開始、現在協議中。 TTC標準 現在標準化作業を進行中。H9年8月に完了予定。 具体的な内容 1項に記載
(KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet)		

意見34 網改造前の段階では「未決定」とする情報があることについては容認すべきではない。

(2) 情報の記載について

そもそも、NTT東西地域会社が、網改造前の段階では「未決定」とする情報があることについては、接続事業者が接続に向けた検討・準備を開始することができず、「サービス開発に関する公正競争条件確保と円滑な接続の推進のために行われるもの」とされる網機能提供計画の主旨に反するものであるため、容認すべきではないと考えます。

網機能計画は本来、指定電気通信設備を有するNTT東西地域会社が、網改造前の段階で、NTT東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者との間で公平に、かつ、要望の有無を判断するに十分な情報を開示すべきとされる制度であると理解しております。

仮に、期日まで決定が不可能となった場合においては、未決定である理由、及び、決定時期を明記することを義務づけていただきたいと思います。

例えばインタフェースについては「ヶ月前」或いは開発着手前の開示を義務づけていただきたいと思います。

届出書の項目	現在の網機能開示の状況		網機能開示されない場合	
	「指定設備利用部門」が得られる情報(想定)	接続事業者が得られる情報	「指定設備利用部門」が得られる情報(想定)	接続事業者が得られる情報
1. 機能の内容	◎	△	◎	×
2. 提供条件	◎	△	◎	×
3. 使用する番号	◎	△	◎	×
4. 課金	◎	△	◎	×
5. インタフェース	◎	△	◎	×
6. 利用条件の設定	◎	△	◎	×
7. 機能の変更又は追加の別	◎	△	◎	×
8. 関連する機能及び設備並びに計画との関係	◎	△	◎	×
9. 自己利用、共同利用又は他事業者利用の別	◎	△	◎	×
10. 概算費用額	◎	△	◎	×
11. 10の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額	◎	△	◎	×
12. 工事開始年月日	◎	△	◎	×
13. 提供予定時期	◎	△	◎	×
14. 計画の設定又は変更年月日	◎	△	◎	×
15. 計画の設定又は変更理由	◎	△	◎	×

「指定設備利用部門」と接続事業者との公平性

例えば、「TTC標準なので対象外」との理由で

更に、公正競争が担保されない状況となる

網機能に係る情報
(網機能提供の事実判明後当該標準番号を問い合わせた上で自入手する情報)

(KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet)

意見35 インタフェースの情報開示について確実な運用をして戴きたい。

再意見34 「想定される利用用途」も追加はサービス開示となるので不適當。

届出書の項目に関する意見については【別紙3】のとおり

特に、16項として「想定される利用用途」を追加し、「サービス」を記載することは、本制度が機能開示ではなく、「サービス開示」となるものであり、制度における開示範囲を越え、追加すべきではないと考えます。

また、方式概要のこれまで以上の説明を行い、従来の説明会資料で示している具体的な機能の適用の例示についてHP掲載等により公表していく考えであり、現行の記載項目及び公表手続きで、「網機能開示」としては必要十分と考えます。

(NTT東日本・西日本)

考え方34

インタフェースの詳細等について、網改造以前に決定しないものは網機能計画の中で届出・公表することはできないと思われるが、開示の必要性は理解できるので、着手後速やかに開示することとし、その旨を本答申本文においても記述することとする(考え方33参照)

再意見35 (意見35 同旨)

考え方35

「接続に関する情報開示(インタフェース関連)」についての確実な運用をしていただきたいと考えます。

今後においても確実な運用がなされない場合には、**提供開始時期等の観点から公正競争を確保するためにも、義務化することが必要と考えます。**提供開始から「概ね半年～1年前」の公表の遵守(P.参照)と、開示すべき情報を全て開示していただくことが必要と考えます。

実際これまでに、DAサービス等において接続事業者に支障があった事例があり、公正競争上問題であると考えます。

現状においては、必要な情報が全て開示されているかについて、接続事業者側には判断が不可能であり、個別案件について上記ルールの対象か否かを判断するのはNTT東西地域会社であるため、行政におかれましては、上記ルールの運用について今後継続的に注視していただく旨を答申に明記していただくとともに、今後問題があった場合は、法的担保等も含めた検討を行っていただきたいと考えます。

(KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKn et、CTC、HTNet、CTNet、STNet)

意見36 非指定設備についても情報開示のルールが必須。

今後の整理の中で、非指定設備とされる設備(機能)が出てくる可能性も否めません。

地域IP網・光ファイバにもみられたように、当初は非指定設備でその後の整理で指定設備となるケースもありました。(*)これらの設備・機能の接続条件は、接続事業者側にとっては当然のことながら必要不可欠な情報であり、提供(もしくは暫定提供)開始時点(以前)に開示が必要であったものであります。

以上の事も踏まえ、非指定設備であっても情報開示ルールの規定は必須と考えます。

(*)「データ伝送役務」が不可欠設備の範囲に含まれていなかった当時に問題となった事例

NTT東西地域会社の「フレッツ・ISDN」「フレッツ・オフィス」の提供に関して、本サービスについては、NTT東西地域会社が独占的に提供し得るサービスでありましたが、不可欠設備の範囲ではないとして、網機能提供計画の事前開示、及び、接続に必要な情報提供が十分に行われなかった事例があります。

(KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKn et、CTC、HTNet、CTNet、STNet)

「接続に関する情報開示(インタフェース関連)」についても、網機能提供計画と同様に、公表内容、周知方法等について、確実に運用していただきたいと考えます。

今後においても上記ルールが確実に運用されない場合には、提供開始時期等の観点から公正競争を確保するためにも、義務化することが必要と考えます。提供開始から「概ね半年～1年前」の公表の遵守と、接続事業者にとって必要不可欠な情報を全て開示していただくことが必要と考えます。

前回意見書に述べさせていただきましてとおり、これまでに接続事業者に支障があった事例があり、公正競争上問題であると考えます。

現状においては、必要な情報が全て開示されているか否かについて、接続事業者側には判断が不可能であり、個別案件について上記ルールの対象か否かを判断する主体はNTT東西地域会社であるため、**行政におかれましては、上記ルールの運用について今後継続的に注視していただく旨を答申に明記していただくとともに、今後問題があった場合は、法的担保等も含めた検討を行っていただきたいと考えます。**

(KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKn et、CTC、HTNet、CTNet、STNet)

再意見36 (意見36同旨)

非指定設備についても、情報開示のルールを設けていただきたいと考えます。

前回意見書に述べさせていただきましてとおり、当初は非指定設備であったものがその後の整理で指定設備となるケースもありましたため、**公正競争条件確保の観点から今後の動向を鑑み、非指定設備とされる設備(機能)が出てきた場合等においては、ルールの策定等の措置を講じていただきたいと考えます。**

(KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKn et、CTC、HTNet、CTNet、STNet)

インタフェースに関する情報開示については、NTT東日本・西日本において迅速且つ適切に行われる必要がある(考え方33参照)。

考え方36

網機能計画は指定電気通信設備について採られている制度であり、網機能計画の対象とすべき網機能に係る電気通信設備であって指定電気通信設備ではないものがあるのであれば、これを指定電気通信設備として指定することについて検討すべきである。指定電気通信設備の範囲の見直しについては本答申本文でも言及している平成14年度の接続制度全体の見直し等の機会に必要な応じて議論されていく必要がある。

第 章 機能の更なる細分化（アンバンドル）

3 考え方
（1）伝送路設備の更なる細分化

意見

意見37-1 伝送路設備の更なる細分化について答申草案を支持。

答申草案を支持します。
（JT）

RT や電柱でのコロケーションについては、スペースが限定されていると NTT 東日本・西日本が主張しているが、第二次答申草案が言うように、すでに決められている局舎へのコロケーションルールを適用すれば足りることと考える。RT や電柱に関しても、コロケーションの要望を NTT 東日本・西日本が断る場合には、その理由を明確にし、コロケーション要望事業者がそれを検証できるようなシステムを作るべきである。
（レベルスリー）

意見37-2 局外任意区間の細分化については具体的な要望に則して検討を進めたい。

サブグループについては、技術的及び運用的な課題が多く、接続を要望される事業者の具体的な要望を明確にして頂いた上で検討を進める考えであります。
（NTT東日本・西日本）

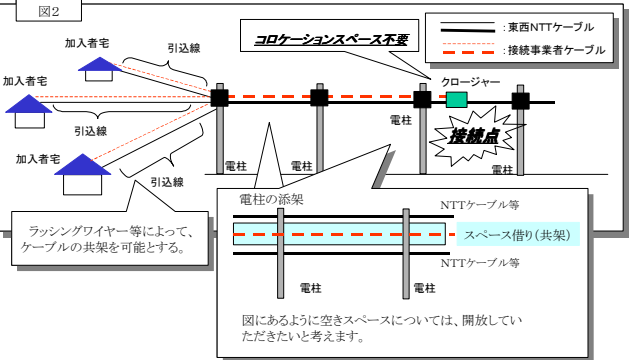
第 章 機能の更なる細分化（アンバンドル）

3 考え方
（1）伝送路設備の更なる細分化

再意見	考え方
	考え方37-1

<p>再意見37-2 局外任意区間の細分化について、検討は早急に行われるべき。</p> <p>その他局外の任意の区間について、引き続き約款化にむけて、総務省において検討していただく必要はあると考えますが、今後のITを普及させるためにも、<u>可能な限り早急に検討していただく必要があると考えます。</u></p> <p>具体的箇所につきましては、次頁以降の図1、図2にあるように、<u>東西NTT局～クロージャー（接続点）</u> <u>クロージャー（接続点）～加入者宅部分</u>におけるメニューについても設けていただき、アンバンドルしていただきたいと考えます。</p> <p>このような場合には、現在東西NTT地域会社が認可申請している、東西NTT局～加入者宅のアンバンドルメニューを更に細分化することになるため、料金面についても細分化し、<u>各々の料金を設けていただき、可能な限り低廉となるようにしていただきたいと考えます。</u></p> <p><u>クロージャーに接続する場合は、コロケーションは不要と考えます。</u></p> <p>東西NTT局～クロージャー（接続点） クロージャー（接続点）～加入者宅についてアンバンドルすると共に、効率的に接続事業者がサービス提供となるようにするため、選択肢を広げる意味で、図1・図2（点線）にあるように、<u>自社のケーブルを敷設可能</u>としていただくことも要望したいと考えます。 （KDDI）</p>	<p>考え方37-2</p> <p>局外任意区間における細分化についての検討に際しては出来るだけ具体的な需要に則して議論が行われる必要がある。</p>
--	---

	<p>意見38 迂回ルートについても細分化されたい。</p> <p>3(1)の局外任意区間として申込み利用区間の迂回ルートについても、細分化区間として提供することとされたい。この迂回ルートは中継区間においては通信事業者としてサービス上必須なものであることから、利用区間と合せた形で料金も考慮した料金算定を考慮されることを要望する。 (大阪めたりっく通信)</p>
<p>意見39 RT収容施設等につきNTT東日本・西日本の行う調査にあたっては、最新の小型RT等を考慮する必要がある。</p> <p>調査を行っていただくことには賛成いたしますが、その調査にあたっては、最新の小型RT等を考慮したものにさせていただく必要があると考えます。 また、その調査結果については、詳細に公開していただきたいと考えます。 (KDDI)</p>	<p>意見40 クロージャへの接続等についても可能とすべき。</p> <p>配線区間、及びユーザ引込み区間(ドロップケーブル)における細分化について、マンホールや電柱に設置されている東西NTT地域会社のクロージャに直接接続とするパターン(コロケーションスペース不要)も可能としていただきたいと思いますと考えます。 また、その際の料金についても、新たに設けていただき、加入者宅までを前提として現在東西NTT地域会社より提示されている料金よりも可能な限り低廉となるようにしていただきたいと思いますと考えます。 また、線路敷設権の議論に及ぶことになると考えますが、電柱の添架スペースの開放やドロップケーブルの共有等についても、今後議論していただきたいと考えます。 (KDDI)</p>
<p>意見41 局外任意区間での接続は十分可能であり、総務省において検討することに賛成。</p> <p>草案にあるように今後総務省において検討していただくことに賛成致します。 橋梁区間等において、効率的に接続事業者が光ファイバと接続可能とするために、局外の任意区間においても、アンバンドルしていただきたいと考えます。技術的に、設備(クロージャ、PD盤等)を介することにより接続は十分可能と考えます。 局間で一体としての利用を前提としても設備の稼働率が100%になることはなく、このようなアンバンドルによって、生じる余剰設備部分については稼働回線が費用負担をせざるを得ないこと、事業者によって要望箇所も異なること、また、設備を介する点において加入者側と局側において、ファイバが</p>	

 <p>図2</p> <p>加入者宅 引込線</p> <p>加入者宅 引込線</p> <p>加入者宅 引込線</p> <p>ラッシングワイヤー等によって、ケーブルの共架を可能とする。</p> <p>コロケーションスペース不要</p> <p>クロージャ</p> <p>電柱</p> <p>接続点</p> <p>電柱</p> <p>電柱の添架</p> <p>NTTケーブル等</p> <p>スペース借り(共架)</p> <p>NTTケーブル等</p> <p>電柱</p> <p>図にあるように空きスペースについては、開放していただきたいと考えます。</p> <p>早急に検討を進めていただくよう要望いたします。 (JT)</p>	<p>考え方38</p> <p>局外任意区間の細分化の検討に当たっては、迂回ルートも含めて全ての局外伝送路が検討の対象となるものと考えられる。</p>
	<p>考え方39</p> <p>RT収容施設等の実態把握は、技術革新を踏まえて行われる必要がある、又、その調査結果は、詳細に公開される必要がある。</p>
<p>再意見41(意見41同旨)</p> <p>エムシーアイワールドコム・ジャパン株式会社の意見に賛同致します。 橋梁区間等において、効率的に接続事業者が光ファイバと接続可能とするために、局外の任意区間においても、アンバンドルしていただきたいと考えます。技術的に、設備(クロージャ、PD盤等)を介することにより接続は十分可能と考え</p>	<p>考え方40</p> <p>RT収容施設及び電柱以外の場所でのコロケーション等については、局外任意区間における細分化と併せて総務省において検討の場を設けて早急に検討を進めていく必要がある。</p>
<p>再意見41(意見41同旨)</p> <p>エムシーアイワールドコム・ジャパン株式会社の意見に賛同致します。 橋梁区間等において、効率的に接続事業者が光ファイバと接続可能とするために、局外の任意区間においても、アンバンドルしていただきたいと考えます。技術的に、設備(クロージャ、PD盤等)を介することにより接続は十分可能と考え</p>	<p>考え方41</p> <p>局外任意区間における細分化については、技術的に可能な形態も想定され、その条件の約款化に向けて検討を進めていく必要がある。</p>

常に1対1となっているわけではないこと等を踏まえると、任意区間での利用も可能とすることで稼働回線を増加させ、規模の経済性（稼働率の上昇を含む）を享受し全体としての芯線単価をさげるべきと考えます。
（KDDI）

現在の光ファイバ提供区間には、必ずNTT地域会社の局舎設備を経由する必要があり、提供を受ける際にはNTT地域会社局舎設備を経由した中継伝送路と端末系伝送路、NTT地域会社局内伝送路の2区間のみに制限されており、他の区間（例えば、マンホール-マンホール間等）または接続個所での開放がなされておらず、他事業者が柔軟にネットワーク構築をすることができなくなっております。このままでは、NTT地域会社局舎への伝送路を自社（他社から貸与も含む）で確保した事業者しか光ファイバの提供受けられず、新規参入事業者等のネットワーク設備を十分に所有していない事業者にとっては、相当な負担を事前に強いられることとなります。アンバンドル区間を制限することは、事業者市場参入の機会を規制することになり、真の地域市場の競争促進を制限することになるため、局外任意区間（特にマンホール-マンホール間を含む）の光ファイバ設備のアンバンドルを法律で義務化すべきと考えます。また、局外任意区間の光ファイバ設備の保守や責任分界の問題については、NTT地域会社が光ファイバ設備の故障検知をする必要があるという視点から離れ、設備借用事業者がその責任にて顧客へのサービス提供を保証し、故障検知することを可能にすれば相当部分が解決できると考えます。現在、NTT地域会社が管路スペースの他事業者への提供の際には、管路設備の借用事業者が管路故障等の検知し、早急な復旧作業ができる体制が存在しております。光ファイバ設備は、借用事業者が回線障害を検知することは管路設備よりも容易であるため、検知後、NTT地域会社へ通知し、責任分界を明確にし、早急な復旧作業を実施することは同様に可能と考えます。
（MCIワールドコム）

意見4-2 RT収容施設等の実態調査が早急に行われるべき。

東・西NTT殿ではRT等の実態把握も十分でないとの説明もあるが、配線区間でのアンバンドル化の早期実現に向けた協議ができるよう、コロケーション・スペース等の実態調査を早急に行い、具体的な協議を行なえるよう措置すべきである。
（理由）
配線区間において、饋線点までの光ファイバ化が進んでいる場合、DSLサービス事業者は現行のままであるとサービス提供を断念せざるをえないことになり、既存インフラの有効活用と競争促進の両方の観点からも改善が必要と考えるからです。
（テレサ協）

意見4-3 伝送路設備の配線部分のアンバンドルを提案するには意見招請を行うべき。

米国政府は、RTにおける伝送路設備をアンバンドルするという審議会の提案を支持します。これは特にDSL提供事業者の助けになるとともに、もしNTT東西がRTを広範囲に敷設することによりファイバーの使用を拡大しようとする場合、RTのアンバンドルは競争的参入に最も実行可能な方法を提供できるでありましょう。これは、NTT東西のローカル・ループにおける99%のシェアを考慮すると、アンバンドルされた要素への効果的なアクセスを確保することは重要な優先事項であるべきなのです。DSLサービスの発展速度を考えると、私たちは、審議会が総務省にコロケーション条件の発達に優先を与えることを提言すべきであると考えますし、また提案された条件に対しては、パブリックコメントを求めるべきであると考えます。
（米国大使館）

ます。
（KDDI）

再意見4-2（意見4-2同旨）

先の意見書でも述べたとおり、配線区間において、饋線点までの光ファイバ化が進んでいる場合、DSLサービス事業者は現行のままであるとサービス提供を断念せざるをえないことになり、既存インフラの有効活用と競争促進の両方の観点からも早急に改善の必要があるため、配線区間でのアンバンドル化の早期実現に向け、東・西NTT殿と具体的な協議ができるよう、RTやコロケーション・スペース等の実態調査を早急に行うよう指導するなど、問題解決に向けた措置を講じるべきであると考えます。
（テレサ協）

考え方4-2
円滑な機能の細分化と接続の実現に向けて、RT収容施設等の実態把握は早急に行われる必要がある。

考え方4-3
伝送路設備の配線区間における細分化について省令改正が行われる際には意見招請が行われることになるものと考えられる。

3 考え方 (2) FTTHサービスの提供に用いられる光ファイバ網の細分化	
意見44-1 FTTHサービスの提供に用いられる光ファイバ網の細分化を推進すべき。	
<p>答申草案を支持します。 (JT)</p> <p>レベルスリーは、NTT東日本・西日本の伝送路設備、及びFTTHサービスの提供に用いられる光ファイバ網の更なる細分化を求める第二次答申草案の見解を支持する。弊社が以前、いくつかの意見書の中で述べたように、新規事業者が経済的効率性の高いネットワークを構築するためには、サービスの提供に必要な既存事業者のネットワーク構成要素を自由に組み合わせて利用できるようにしなければならない。また、WTOの基本電気通信合意でも、「サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して支払いをする必要がないように十分に細分化された」不可欠設備と相互接続できるようにし、「請求がある場合には、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても(相互接続を)提供」しなければならないことが規定されている。したがって、NTT東日本・西日本の伝送路設備等を更にアンバンドルし、長期増分費用方式に基づく料金で接続できるようにすることは、WTO合意から見ても適当なことである。 (レベルスリー)</p>	
意見44-2 光ファイバ設備をシェアリングするメニューについて収容局でのアンバンドルを行う。	
<p>Bフレッツの光ファイバをシェアリングするメニューについては、ブロードバンドサービスのニーズに的確に答えていけるように、一定の需要が見込まれるエリアにおいて、技術的な工夫を行いながら、できる限り効率的に提供していく考えです。そのため、本サービスのアンバンドルメニューの提供にあたっては、効率的な運用が可能となるよう、一定の条件等を設定し、自主的に収容局メニューを提供していく考えです。</p> <p>なお、本サービスの光ファイバのシェアリング方式などは、技術革新も激しく、その成果を弾力的に採り入れていく考えであり、従って、提供条件の変更もあり得るものと考えております。また、設備構築に関しても一定の需要に対応して順次エリアを拡大していくものであり、他事業者からの要望があっても、全国任意の箇所での接続ができるものではなく、当社のサービス提供地域(局内設備を導入している収容局で、かつ、光ファイバの設置されているエリア)が対象となります。 (NTT東日本・西日本)</p>	

	<p>考え方44-1</p> <p>指定電気通信設備との円滑な接続と公正競争条件の確保の観点から、機能の細分化は可能な限り接続事業者の要望に応えられるよう推進されるべきである。長期増分費用方式の光ファイバ設備への適用については、第一次答申でも述べているとおり、「光ファイバ設備が今後設備投資されていくという点に鑑み、光ファイバ設備に対する相当期間の需要動向が十分見込める状況になって、かつ、事業者の新規投資へのインセンティブを失わせないことに留意してその適用の是非等を判断していくことが望ましい」。</p>
再意見44-2-1 Bフレッツでは収容率がほぼ100%でないとしてNTT東日本・西日本と同水準の利用者料金が作れない。	<p>考え方44-2</p> <p>「Bフレッツ」サービスにおいて限定的にしか提供しない「シェアリング」メニューに限り、更に地域も限って細分化を行うとするNTT東日本・西日本の趣旨が不明確であり、細分化はその需要に応じて、技術的・経済的に著しく困難でない限り行われる必要がある。</p> <p>NTT東日本・西日本は平成12年に光ファイバ設備の細分化が推進されるまでは接続は伝送装置を介して行うべきと主張していたところであった。現在の同社の立場は、細分化された光ファイバ設備が利用されるべきであって、メディアコンバータを介した接続は行わないとするものだが、かつてのもの対比しても矛盾している。</p> <p>なお、「Bフレッツ」の「シェアリング」メニューに関する接続料については別途認可申請され、答申も出された。</p>
再意見44-2-2 「Bフレッツ」のエリアや条件について早目に情報開示が必要。	
<p>現在認可申請されているBフレッツの光ファイバをシェアリングするメニューについては、装置単位の切り出した提供により、エリア単位でほぼ100%収容しないと東西NTT地域会社と同水準の料金でのサービスを提供することができません。このような公正競争を阻害するようなメニューは、以下の答申を踏まえ、是正していただく必要があると考えます。 (KDDI)</p> <p>NTT東西は「(Bフレッツのエリアは)当社のサービス提供地域が対象」と述べていますが、接続事業者がNTT東西と同時にサービスを開始できるようにエリア展開及び提供条件などについて早めに情報開示いただけるよう強く要望いたします。 (イー・アクセス)</p>	

3 考え方 (2) 「基本的な接続機能」の判断基準	
意見	
意見 4 5 - 1 「基本的な接続機能」の判断基準について答申草案に賛同。	
<p>答申草案を支持します。 (J T)</p> <p>適切な判断基準と考えます。草案に賛同いたします。 今後、草案の基準では判断困難な網機能が出現することが想定されますが、その際は草案末文に記載されている「接続制度全体の定期的な見直し」のスキームにおいて意見招請や議論がなされ、基準の追加がなされるものと理解しております。 また、今回「基本的な接続機能の判断基準」をお示しいただきましたので、草案において具体的取扱を取り上げていただいた 6 機能以外の全ての網改造料負担機能に関して、判断基準に照らした再検証をお願いしたいと考えます。 (T T N e t)</p> <p>従来は、基本的な接続機能の判断基準が明確になっていないことから、N T T 地域会社と議論がまとまらない機能等が多々あり、ネットワーク構築、及び業務上の支障を来すことがありましたが、今回の「基本的な接続機能」の整理は、従来の問題が解消されものと考えられ、電気通信市場の発展を促すものと考えます。 (K D D I)</p> <p>草案の内容に賛成いたします。 接続事業者が希望する接続が円滑に行えることは競争を促進する上で重要であり、そのためには多くの接続事業者にとって接続に必要なような機能や共通的に用いられる機能は本来ネットワークが有すべき機能であり「基本的な接続機能」と考えます。 従って、加入者交換機及び専用回線ノード装置接続用伝送路振分機能 (D S M - I)、伝送路設備利用機能 (T C M) など具体的な整理が求められている各機能は、草案のとおり「基本的な接続機能」として捉えるべきと考えます。 なお、これらの機能については、早急に新たな接続料が適用されることを希望いたします。 (Q T N e t)</p> <p>基本的な接続機能の判断基準となっている「多くの接続事業者にとって共通的に必要」との記載について、より一層の明確化 (特に従来から利用している接続事業者用の個別設備の取扱い) を要望いたします。 「接続の基本的なルール」の在り方について (平成 8 年 12 月 19 日答申) では、Z C 接続において利用する I G S が基本的な接続機能となり、また今回の答申案において G C 接続において利用する D S M - I や T C M が、「多くの接続事業者にとって共通的に必要」という理由により基本的な接続機能と位置付けられておりますが、これらはいずれも N T T 東日本・西日本殿が接続事業者の要望に基づき建設して、専ら接続事業者が利用する個別設備と理解しております。 基本的な接続機能のコストが広く網使用料で回収されることを前提とすれば、「多くの接続事業者にとって共通的に必要」とは、個別設備に直接接続する事業者数が問題になるのではなく、<u>その個別設備 (と直接接続する事業者) を介していろいろな事業者間の相互接続が実現し、電気通信サービス利用者全体の利益につながるかどうか</u>が重要であると考えます。 実際に、D S M - I や T C M は移動系事業者では直接利用しない機能ですが、当該機能を用いた事業者との接続において間接的には利用しているとの考え方に立てば、基本的な接続機能と位置付けられることは適当と考えております。 そのため、答申案に記載された「多くの接続事業者」は、単に当該機能を直接利用する事業者だけ</p>	

再意見	考え方
<p>再意見 4 5 - 1 (意見 4 5 - 1 同旨)</p> <p>上記 2 社の意見に賛成いたします。 前回の弊社意見書 (「接続ルールの第二次答申草案」に対する意見 (平成 13 年 6 月 4 日) p.3) でも述べさせていただきましたが、今回の対象 6 機能以外についても検証を行った結果、基本的な接続機能と捉えられた機能については、この 6 機能と同様に扱う旨を答申に追加していただきたいと考えます。 (D D I - P)</p> <p>上記意見に賛同致します。 新たな「基本的な接続機能の判断基準」を設けることとなるのであれば、検証されていない機能についても再検証していただきたいと考えます。 (K D D I)</p> <p>ディーディーアイポケット株式会社の意見に賛同致します。 多数事業者間接続により、間接的に多くの事業者が使用する機能についても、直接接続と同様に利益を享受していることから、多くの事業者が利用する機能と判断すべきものと認識しております。 (K D D I)</p> <p>「基本的な接続機能」については、N T T 東西地域会社殿と接続事業者との情報の非対称性によって接続事業者が本来不要である設備のコスト負担を余儀なくされるといった不利益を回避する観点からの検討が必要と考えます。 基本的には D D I ポケット殿の意見にあるように、電気通信サービス利用者全体の利益につながるという観点から、単に当該機能を直接利用する事業者に限定されるものではなく、将来的に当該機能を利用することが可能である全ての事業者を含んでいるのが適当であり、接続事業者の接続形態により、当該機能を直接利用することが不可能なものについてのみ個別負担とすべきと考えます。 (J T)</p>	<p>考え方 4 5 - 1</p> <p>本答申本文では「基本的な接続機能」の判断基準 5 項目を設定したところであるが、その見直しや具体的適用の判断については、接続制度全体の見直しその他の機会を通じて、具体的な問題提起等に応じて進められていく必要がある。 本答申により提言を行っている「基本的な接続機能」たる新たな基準により新たな接続料の算定が必要な機能については、早急に算定を行い適用される必要がある。</p>

に限定されるものではなく、間接的に当該機能を利用することになる全ての事業者を含んでいることを明確にさせていただきたく考えます。
(D D I - P)

意見 4 5 - 2 「基本的な接続機能」であっても、自社で利用しない機能を他の機能に包括（バンドル）して提供条件を設定すべきではない。

従来より推進されてきた「ネットワークのアンバンドル」は、各事業者が真に必要なもののみを利用すると共に、その利用の程度に応じて負担するという「負担の公平性」を確保することが前提であったものと考えます。

「基本的な接続機能」と位置付けられるものであっても、その利用形態は各事業者毎に区々であり、全ての事業者が同様に全ての基本的な接続機能を利用するものではありません。したがって、その提供条件を包括（バンドル）して規定すると、個々の事業者にとっては不要な利用しない機能やそのコスト負担を余儀無くされるおそれがあり、そのような不利益を回避できるようにすることが極めて重要であると考えます。

N T T 東西としても自社で利用しないものまでのコスト負担を迫られることとなれば、当該コストの回収手段がなく、経営に不当な影響を与えるものであることを申し上げます。

(N T T 東日本・西日本)

意見 4 6 中継ダークファイバの 2 4 時間 3 6 5 日の保守機能を「基本的な接続機能」とする見解を明確にされたい。

再意見 4 5 - 2 「基本的な接続機能」はネットワークが本来具備すべき機能であり、N T T 東日本・西日本も費用負担する必要がある。

「基本的な接続機能」は、指定設備との円滑な接続を実現するために、相互接続を前提とするネットワークが本来具備しておくべき機能であるか否かといった考えが根本にあるものと認識しており、負担の公平性のみで議論すべきことではないものと認識しております。

「気象情報提供機能」、「災害時優先電話接続機能」等のように、多くの事業者が直接的に使用することのない機能が、経過措置を経て網使用料となった前例からも、負担の公平性を過度に強調する東西 N T T 地域会社の主張には妥当性が欠けると考えます。

(K D D I)

N T T 東西殿のご意見には賛同しかねます。

何故ならば、「自社で利用しない機能又は設備」は、次の接続事業者と N T T 東西殿との関係があるから生じた事態と考えているからです。

(イ) N T T 東西に接続要請する接続事業者は、他の接続事業者がどのように接続しているか知り得る立場にありません。また、N T T 地域には「他事業者が既に使っているこの装置を代用すれば安いコストで接続できますよ」というアドバイスをする義務はありません。したがって、接続事業者は、他事例の検討もできずに、自らの要求条件をベースに独自仕様のインターフェースを要望してしまうことが多いと考えます。

(ロ) 従来の整理のままでは、こうした状況の改善は期待できません。なぜならば、N T T 東西にとってどんなに無駄な設備でも接続事業者が 1 0 0 % 負担するスキームですし、それが多大な負担であるほど競争上 N T T 地域は有利になるという構造だからです。

(ハ) 従いまして、弊社としては、接続事業者が最安のコストで接続できるように、N T T 地域自らが自局内設備構成を検討しなければならなくなる仕組みが肝要だと考えます。

(ニ) 具体的には、基本機能化を推し進め個別機能を削減していくことによって、接続事業者が無駄な構成を要望しようとした際に N T T 地域自らが痛みを伴うような仕組みが必要と考えます。

(T T N e t)

考え方 4 5 - 2

指定電気通信設備を設置する事業者がネットワークが接続を前提としないで構築或いは改造した場合には、接続のための追加投資を要することとなり、そのコストを接続事業者の個別負担とすることは新規事業者に費用負担を片寄せすることとなり、事実上の参入障壁ともなりかねない。

従って、様々な接続を許容するネットワークであれば通常備えていると考えられる機能については、ネットワークがこれを当初より備えているものを見て各事業者で広く負担することとする考え方を採るほうが公平であり、且つ、公正競争に適っている。

考え方 4 6

3(2)における基本的な接続機能として、多くの接続事業者が求める機能の中継伝送機能として接続される所謂中継ダークファイバについては、24時間365日の保守機能は必須機能の一つであり、包含されるとの見解を明確にされたい。
(大阪めたりっく通信)

3 考え方
(3) 各機能の具体的取扱い

意見47-1 加入者交換機及び専用回線ノード装置接続用伝送路振分機能(DSM-I)を「基本的な接続機能」とすることに賛成であり、LRICモデルに反映させるまでは加入者交換機能に含めて接続料を算定すべき。

草案に全面的に賛同いたします。

弊社は、DSM-Iを経由した新ノードとの接続を平成10年2月から実施しておりますが、直近の平成13年5月の接続トラヒック実績であっても新ノードの「最低伝送速度：50Mbps」から見ると過小なトラヒックに止まっています。

関東圏において約15%のシェアである弊社にとっても、「最低50M」という新ノードの仕様は「過大な容量」であるという事実から、新ノードの仕様は「接続事業者との円滑な接続を考慮したものではありません」と言えると考えます。

また、新ノードは一つのビルに複数ユニットが設置されているケースが大半であるため、DSM-Iが無く新ノードと光ファイバーを直結しなければならない場合は、接続事業者の限られた光ファイバーでは接続不可能な交換機ユニットが発生してしまいます。

従いまして、草案の「新ノードにより構築されたネットワークはDSM-Iを一体として捉える」という見地は、接続事業者との円滑な接続という観点から、極めて適切な考え方です。

(TTNet)

基本的に草案に賛同致します。

比較的需要の少ない呼を収容するASMユニットの場合、ASMユニット毎に光芯線を直結する接続形態は大変非効率であり、弊社共事業者側が大きな負担を強いられることとなります。これはNTT地域会社が事業者との相互接続のためのインタフェース条件を十分整備していないことが原因と考えられます。

DSM-Iが基本機能インタフェースとして整理されることにより、今後弊社のみならず他の事業者も効率的な設備・コストでNTT地域会社とGC接続を行えるようになりますと考ます。

(KDDI)

DSM-Iの接続料金については、可能な限り早期の段階でLRICモデルの中に反映させる必要があると考ます。また、LRICモデルへ反映させる以前の扱いは、個別のメニューを作成し、ネットワークが本来具備すべき機能「通常求められるような様々な接続形態を許容するネットワーク」といったことから、GC交換機に含めて、GC交換機を通過する総トラヒックを用いて接続料を算定することが適当と考ます。

(KDDI)

答申草案を支持します。モジュールBについては基本機能として整理されており、これを小容量化したDSM-Iが個別負担として整理されることについては問題があると考えます。

(JT)

意見47-2 加入者交換機及び専用回線ノード装置接続用伝送路振分機能(DSM-I)は利用する事業者において利用に応じて負担すべき。

各設備の保守のやり方は、「基本的な接続機能」の議論とは関係がない。

再意見47-1(意見47-1同旨)

上記意見に賛同致します。

弊社意見書の前ページでも述べさせていただきましたが、相互接続を前提とするネットワークが本来具備しておくべき機能であり、基本機能と整理すべきものと考ます。

(KDDI)

比較的需要の少ない呼を収容するASMユニットの場合、ASMユニット毎に光芯線を直結する接続形態は大変非効率であり、弊社共事業者側が大きな負担を強いられることとなります。これはNTT地域会社が事業者との相互接続のためのインタフェース条件を十分整備していないことが原因と考えられます。

従ってDSM-Iは、相互接続を前提とするネットワークが本来具備しておくべき機能であり、個別のバースケットを作成するといった東西日本電信電話株式会社の意見に反対致します。

DSM-Iが基本機能インタフェースとして整理されることにより、今後弊社のみならず他の事業者も効率的な設備・コストでNTT地域会社とGC接続を行えるようになりますと考ます。

DSM-Iの接続料金については、可能な限り早期の段階でLRICモデルの中に反映させる必要があると考ます。また、LRICモデルへ反映させる以前の扱いは、ネットワークが本来具備すべき機能「通常求められるような様々な接続形態を許容するネットワーク」といった考えのもとに、GC交換機に含めて、GC交換機を通過する総トラヒックを用いて接続料を算定することが適当と考ます。

(KDDI)

「個別負担とすべき」とのNTT東西殿、NTTドコモ殿のご意見には賛同できません。

第二次草案への弊社意見(H13.6.4,経企発13第37号)にてご指摘させていただいたとおり、関東圏約15%のシェアである弊社の接続トラヒック実績から、

考え方47

DSM-Iは、新ノードが円滑な接続を前提としない形で開発・導入されたために交換機の外に追加的に設置されたものであり、円滑な接続を前提とした交換機の中に機能として含まれているべきだったものと考えられることから、加入者交換機能の中で併せて接続料を算定し、回収することが適当であり、その中で指定電気通信設備を設置する事業者も応分の費用負担を行うこととするべきである。

NTTコミュニケーションズの意見にあるように、DSM-Iと同様の機能はNTTグループ内であっても必要とされ、新ノードが利用されている間はNTTコミュニケーションズにおいても外付けで取り付けることとしている。現在はネットワークが様々な接続形態による接続を前提としたものになるまでの移行期にあると見られるので、本機能は外付けの装置によって実現されるものであっても「基本的な接続機能」として扱う必要がある。

なお、長期増分費用モデルの見直しについては、別途総務省で開催している「長期増分費用モデル研究会」で検討しており、既に長期増分費用方式の中で算定されているものはその中で見直しの議論を行うことが適当と考えられる。(以下考え方53まで同様。)

DSM-Iを、加入者交換機能にバンドルして回収するといったことは、当該機能を利用しない多数事業者がその大部分のコスト負担（トラヒック比率で約70%）を迫られることになることから、負担の公平性の観点から決定的に問題であり、当該機能については、単独のバスケットとして利用する事業者にて利用に応じて負担すべきであると考えます。

仮に、加入者交換機能等に含めて回収しなければならないとしても、DSM-Iのみならず、NTT東西を含め他事業者も一般に利用しているModule B等の現在『中継伝送共用機能』・『中継伝送専用機能』・『通信路設定伝送機能』の網使用料で回収している伝送装置を含めて、「伝送装置の機能」と位置付け、同一のバスケットで扱い、コスト按分すべきと考えます。

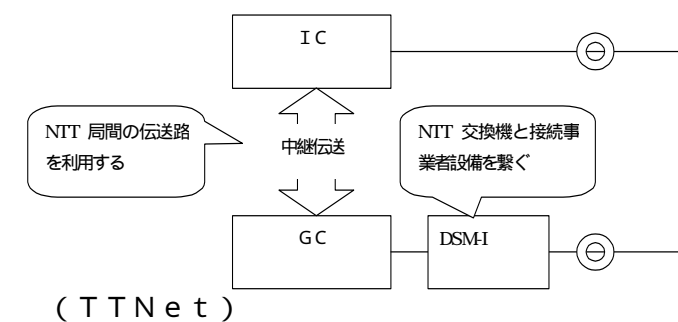
なお、独立のバスケットとしても一部他事業者の主張のように多くの事業者が当該利用機能を利用することになれば、自ずと料金の低廉化が図られるものと考えます
(NTT東日本・西日本)

新ノードの最低伝送速度50Mは接続事業者を考慮した仕様では無いため、草案にてご提案いただいたとおり「新ノードにより構築されたネットワークはDSM-Iを一体として捉えることで『通常求められるような様々な接続形態を許容するネットワーク』とみなす」ことが適切であり、「基本的な接続機能」と捉えるべき対象と考えます。

DSM-Iを介さず「新ノードユニット毎に芯線直結」とする接続形態を「基本」と解されるのは、NTT地域ビルへの引込み光ケーブルをふんだんに保有されている事業者様ゆえのご判断としか思えず、多くの接続事業者の実態とは乖離したご意見と考えます。

「負担の公平性」という論点に関しては、弊社は前述意見のとおり「NTT東西殿も痛みを伴う仕組みとしなければ、接続事業者が最安のコストで接続できる環境はできない」と考えているのであって、当該機能を利用しない移動体通信事業者様へ負担を強いることは真意ではありません。

なお、NTT東西殿の「中継伝送機能など同一バスケット」とのご意見に関しては、下図に示すようにDSM-Iと中継伝送機能では、機能の性格上の違いがありますので、同一バスケットとするには無理があると考えます。



再意見47-2 (意見47-2 同旨)

DSM-Iを基本的な接続機能とする第二次答申草案には賛成しますが、DSM-Iの接続料を既存の機能に含めて算定し回収することには反対します。

費用負担については、DSM-Iをアンバンドルし、利用事業者が利用見合いで負担すべきと考えます。

加入者交換機能に含めて費用負担することとした場合、DSM-Iを利用しない事業者が、振分機能にかかる費用を二重に負担する問題があります。

DSLスプリッタの扱いと同様に、各事業者の経営判断に基づいた効率的な接続が可能となるような、利用しやすいネットワークの提供が行われるべきと考えます。

1. DSM-Iの費用負担について

- ・ DSM-Iは、GC接続を行う際に同一ビル内の複数ユニットへの振り分けを行う機能（振分機能）であり、NTT地域会社のGC交換機と効率的な接続を行うために必要な機能であることが

ら、基本的な接続機能と整理する答申草案に賛成します。

しかしながら、費用負担については、以下のとおり振分機能に係る費用の二重負担を回避するため、当該機能をアンバンドルし、実際に利用する事業者が利用見合いで負担すべきものと考えます。

2. 二重負担の問題について

・ GC交換機への接続の際には、同一ビル内の複数ユニットへの振分機能が必要ですが、振分機能の実現方法には、

GC - IC間の伝送機能と一体となったNTT地域会社中継局におけるモジュールBによる振分
接続事業者が設置する伝送装置による振分
NTT地域のDSM - Iによる振分
の3パターンがあります(参考1参照)

(弊社は自社の伝送装置に既に具備している振分機能を用いてのGC接続(パターン)を行うケースも予定しております。)

・ このうちパターン およびパターン 及びIC接続をする事業者にとっては、DSM - Iのコストを加入者交換機能に含めて負担することとした場合、振分機能に係る費用について二重に負担することとなります。

3. 効率的な接続の実現について

・ 接続事業者の競争力向上のためには、アクセス回線コストの低廉化が重要な課題であり、各事業者は設備投資リスクとの兼ね合いを見ながら、それぞれの経営判断で、自社ネットワークへの機能追加を行うか、NTT地域会社の設備を利用するかを選択しております。

従って、費用負担の在り方については、設備ベースでの自由な競争を阻害しないよう、自社網でより効率的に様々な機能を実現しようとする事業者にとって不利とならないような整理とすべきと考えます。

4. DSLとの比較について(下図参照)

・ DSLサービスにおけるスプリッタについては、DSL事業者が自ら設置する場合とNTT地域の設備を利用する場合とがあり、NTT地域の設備を利用する場合のみ、機能としてアンバンドルされたスプリッタの費用を利用事業者が負担するよう整理されております。これは、局内スプリッタを自前で設置する事業者が不利とならないよう整理が図られたものと考えます。

GC接続用の振分機能についても、接続事業者が設置する場合とNTT地域の設備を利用する場合とがある点は同様であり、費用負担の整合性の観点及び設備ベースでの事業者間の競争促進の観点から、DSM - Iを実際に利用する事業者が利用見合いで費用負担すべきものと考えます。

(NTTコミュニケーションズ)

--	--

意見 4 8 - 1 伝送路設備利用機能 (T C M) を「基本的な接続機能」とすることに賛成。

基本的に草案に賛同致します。
本機能は、 D S M - I と同様の位置づけで、 **ネットワークが本来有すべき機能であり、基本的な接続機能** であると考えます。
(K D D I)

D S M - I と同様、 **可能な限り早期の段階で、長期増分費用モデルへ反映** する必要があると考えます。

L R I C モデル導入以前の扱いについては、 D S M - I と同様の位置づけであることから、 **個別のメニューを作成し、 G C 交換機に含めて、 G C 交換機を通過する総トラヒックを用いて接続料を算定** するべきと考えます。
(K D D I)

答申草案を支持します。
(J T)

伝送路設備利用機能 (T C M (G C 接続)) について、「 Z C 接続の場合と同様な「基本的な接続機能」として既存の機能に含めて費用回収すべき」とすることは、接続階梯によらず同等の提供条件により接続可能となるという点で、適切な考え方であると認識しております。

一方、既に G C 接続を実施している事業者は、長期増分費用方式の導入による Z C 接続と G C 接続の網使用料の差分がほとんどない現状において、 G C 接続を実施するのに要したコストの回収ができないまま、 T C M の個別費用を負担している状況にあります。

従いまして、今回の答申結果をふまえ、伝送路設備利用機能について現時点で個別負担が不要な Z C 接続事業者と個別負担を継続している G C 接続事業者の接続条件を公平化させる観点から、早急かつ適切な方法により、 G C 接続事業者の T C M 個別費用負担を不要とする必要があると考えます。
(C T C)

意見 4 8 - 2 伝送路設備利用機能 (T C M) は加入者交換機能とは別に接続事業者が利用見合いで負担すべき。

T C M については、 Z C 接続や当社のビル間の伝送路を用いて G C 接続する場合には、中継伝送機能の費用範囲の中でコスト負担をしていただいているところであり、これと同様に考えると、加入者

--	--

再意見 4 8 - 1 (意見 4 8 - 1 同旨)

T C M を基本的な接続機能として既存の機能に含めて費用回収すべきとする第二次答申草案に賛成します。

費用負担の公平性に関する、 N T T 東西殿の意見に賛成します。

I N S - P サービスにおける費用についても同等性確保を要望します。
(N T T コミュニケーションズ)

T C M の費用負担について
・ D 7 0 交換機と接続するために利用する T C M はインタフェースの多重変換機能を提供しており、 D 7 0 交換機と G C 接続を行ううえで必要不可欠な設備であること及び A S M ではその機能が加入者交換機能に吸収されていることから、基本的な接続機能と整理し、加入者交換機能に含めて費用負担することが適当と考えます。

なお、費用負担の整合性および T C M コスト二重負担回避の観点から、 N T T 東西殿の意見にもあるように、中継伝送共用機能・中継伝送専用機能に含めて回収されている D 7 0 交換機と接続するための T C M のコストについても、加入者交換機能に含めて回収することになるものと考えます。(下図 (略) 参照)
(N T T コミュニケーションズ)

弊社サービスとの同等性の確保について
・ 弊社の I N S - P サービスおよび P H S 事業者のポケットサービスにおいては、 I S M または P S M が

考え方 4 8

T C M は交換機能の一部を構成すると考えられ、加入者交換機能に含めて接続料の算定や回収が行われるべきである。

従って、本答申本文第 3 章 (5) において次のとおり記述することとする。

「 T C M は、 D 7 0 交換機のインタフェースが現在の中継伝送路のインタフェースと合っていないためにこれらの変換等を行うために外付けされたものであり、交換機能の一部が張り出したものと見ることが出来る。実際、新ノードや長期増分費用モデルの交換機では T C M を介することなく伝送路に接続する形態が採られている。(中略)
従って、 T C M は加入者交換機能に含めて考えるべきものであるから、接続料の算定や回収もこれに含めて行われるべきである。」

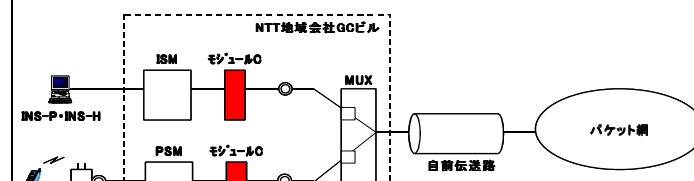
交換機に含めて費用回収することは他の接続をしている事業者との公平性の点で問題があると考えます。従って、加入者交換機能とは別に、G C接続する事業者が利用見合いで負担する回収方法とすべきと考えます。

仮に、加入者交換機に含めて回収する場合でも、費用負担の公平性の観点から、Z C接続や当社のビル間の伝送路を用いてG C接続する場合に利用するT C Mも同様に加入者交換機に含めて回収するよう変更が必要と考えます。

(N T T 東日本・西日本)

ら直接パケット網へ接続する際にT C Mを利用するケース(下図参照)が想定されます。このようなケースにおいてT C Mを利用する場合でも、インタフェースの多重変換機能という機能には異なるところがないことから、負担する費用水準については、D 7 0 交換機との接続に利用するT C Mとの同等性を確保することを要望します。

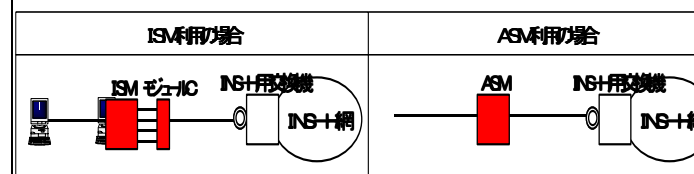
・ なお、コスト低廉化の観点から、T C Mの提供にあたっては可能な限り共用化し、設備の効率化を図って頂くことを要望します。



(N T T コミュニケーションズ)

I N S - Hで利用するI S M / A S Mについても基本的な接続機能の検討対象とすることを要望します。

(注 : I N S - H は、I N S ネット 1500 を利用し、H チャネル(H0 チャネル:384kbit/s・H1 チャネル:1.5Mbit/s)での高速な回線交換を行うサービス)



弊社が提供しているI N S - Hは、N T T 地域会社のI S M / A S Mを利用してサービスを行っており、その際、利用見合いのI S M / A S Mの費用については個別費用負担を行っております。

I N S - Hで利用するI S M / A S Mが個別負担となった理由として、当時データ伝送役務で利用するI S M / A S Mが非指定電気通信設備と整理されていた事情がありましたが、現在I S M / A S Mは役務に関わらず指定電気通信設備であると整理されております。

また、長期増分費用方式による網使用料においては、I S M 交換機能の接続料は加入者交換機能と一体となっております。

I N S - HでI S M / A S Mを個別専用的に利用している装置はなく、すべてBチャネルサービスとの共用装置によりサービスを提供していることから、I N S - Hで利用するI S M / A S Mについて、基本的な接続機能と整理し、Bチャネルサービスにおける網使用料と同等の負担水準とすることを要望します。

なお、T C M (モジュールC) が加入者交換機能に含めて負担すべきであると整理された場合、I N S - Hで利用するT C Mの費用についても、加入者交換機能に含めて負担するものと考えております。

(N T T コミュニケーションズ)

本機能は、DSM-Iと同様の位置づけで、ネットワークが本来有すべき機能であることから、加入者交換機とは別に、GC接続する事業者の利用見合いで負担することに反対致します。 DSM-Iと同様、可能な限り早期の段階で、長期増分費用モデルへ反映する必要があると考えます。

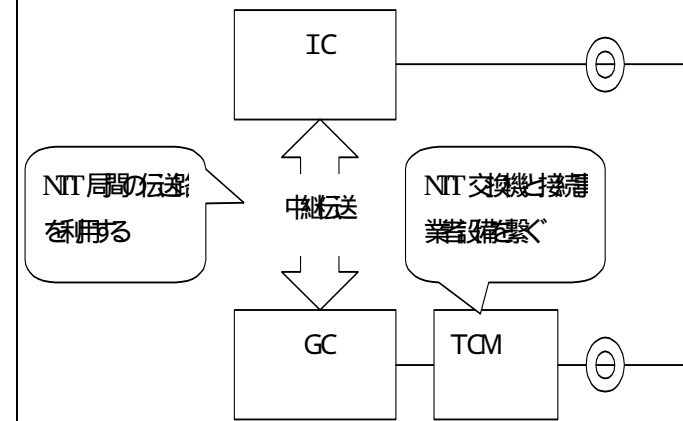
LRICモデル導入以前の扱いについては、DSM-Iと同様の位置づけであることから、GC交換機に含めて、GC交換機を通過する総トラフィックを用いて接続料を算定するべきと考えます。

(KDDI)

NTT東西殿は、基本機能とする点に関しては、ご賛同いただいているものと理解いたします。しかし、「GC接続する事業者利用見合いで負担する回収方法とすべき」とのご意見には賛同できません。

弊社といたしましては、前述意見のとおり「NTT東西殿も痛みを伴う仕組みとしなければ、接続事業者が最安のコストで接続できる環境はできない」と考えています。NTT東西殿も痛みを伴う仕組みとして、草案でご提案いただいている「既存の機能（例えば交換機能）に含めて費用回収すべき」とのお考えを支持いたします。

なお、NTT東西殿の「当該機能を加入者交換機に含めて回収する場合は、中継伝送機能の費用範囲の中でコスト負担している、ZC接続や当社ビル間の伝送路を用いてGC接続する場合に利用するTCMも加入者交換機に含めて回収」とのご意見に関しては、DSM-Iで述べた弊社意見と同様に、機能の性格上の違いがありますので、同一バスケットとするには無理があると考えます。



(TTNet)

再意見48-2(意見48-2同旨)

米国の州際アクセスチャージにおいても、市内交換機の専用トランクポートや接続事業者と対向する伝送装置は、当該接続事業者が個別に負担しており、受益者負担となっております。

		<p>また、仮に、TCMを加入者交換機に含めて回収する場合は、ZC接続や弊社のビル間の伝送路を用いてGC接続する場合に利用するTCMも同様に加入者交換機に含めて回収するよう変更が必要と考えます。(NTT東日本・西日本)</p>	
<p>意見49 事業者間精算(固定発移動着)機能を「基本的な接続機能」とすることに賛成。</p> <p>多数接続の進展により接続形態の複雑化に対応するために、多数事業者間インタフェースがつくられたと認識しております。これに合わせ精算機能もセットであると認識しており、汎用性を持たせるべきであり、全事業者に関する問題としてとらえ、多数の接続事業者と多様な接続対応を行わなければならない東西NTT地域会社において、<u>本来具備すべき機能であって、答申草案にあるように「基本的な接続機能」として捉えることに賛成致します。</u></p> <p>当該システム相当は、<u>LRICモデルのロジックを変更することなく対応可能と考えており、現見直しモデルの中に反映可能と考えております。</u>また、最新実績を採用することにより、今回の機能を含め、その他追加的な精算機能も反映されていくものと考えます。</p> <p>なお、一応の確認ではありますが、専用線等の「定額制の網使用料」の事業者間精算機能においても同様の整理であると認識しております。</p> <p>(KDDI)</p> <p>当該システム相当は、<u>LRICモデルのロジックを変更することなく対応可能と考えており、現見直しモデルの中に反映可能と考えております。</u>また、最新実績を採用することにより、今回の機能を含め、その他追加的な精算機能も反映されていくものと考えます。</p> <p>なお、一応の確認ではありますが、専用線等の「定額制の網使用料」の事業者間精算機能においても同様の整理であると認識しております。</p> <p>(KDDI)</p> <p>答申草案を支持します。</p> <p>(JT)</p>			<p>考え方49</p> <p>本答申本文においても述べたとおり、事業者間の精算方法が一次的には事業者間の協議に委ねられ、多様な方法があり得る中で、特定の方式のみを基本的な方式とし、それ以外は個別的方式とすることには十分な合理性があるとは考えられず、他の方式による精算の場合と同様の方式を採るべきと考えられる。</p>
<p>意見50 加入者交換接続における溢れ呼の中継交換機迂回接続機能を「基本的な接続機能」とすることに賛成。又、本機能は長期増分費用モデルの交換機に含まれている。</p> <p>答申草案にあるように「基本的な接続機能」として捉えることに賛成致します。</p> <p>このような機能は、<u>長期増分モデル上の交換機に含まれていると認識しており、ロジックの変更、人力値の変更等は必要なく、現段階で回収されているもの</u>と考えます。従って、新たにメニューを作成する等の措置は必要ないものと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>答申草案を支持します。</p> <p>(JT)</p>		<p>再意見50 「溢れ呼の中継交換機迂回接続機能」は長期増分費用モデルに含まれていない。</p> <p>LRICモデルにおいて、GC-IC間のトラヒックについて「溢れ呼の中継交換機迂回接続機能」によるものは考慮されていないことから、溢れ呼の中継交換機迂回接続機能についてはLRICモデルの交換機に含まれていないと考えております。</p> <p>仮にモデルに含まれているという判断をされるのであれば、モデル全体を加入者交換機接続を前提としたモデルに見直す必要があります。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>考え方50</p> <p>現行の長期増分費用モデルにおいて「加入者交換接続における溢れ呼の中継交換機迂回接続機能」の費用が加入者交換機能の費用に含まれていると認められるため、本答申の本文を修正する。本機能の接続料は加入者交換機能の接続料に含まれるものとして回収される必要がある。</p> <p>これについては第 3章(5)を修正することとする。</p> <p>【草案】 「上記の機能は、何れも現行の長期増分費用方式の原価算定に用いている長期増分費用モデルで想定している加入者交換機能等には含まれないものであるため、その接続料は現時点では実際費用方式で算定の上回収されることが適当と考えられる。」</p> <p>【修正文】 「上記の機能のうち 以外は、何れも現行の長期増分費用方式で算定の上回収されることが適当と考えられる。」</p>

<p>意見5 1 網同期クロック供給機能を「基本的な接続機能」とすることに賛成。</p> <p>答申草案を支持します。 (J T)</p>
<p>意見5 2 - 1 加入者交換機機能メニュー利用機能を「基本的な接続機能」とすることに賛成。</p> <p>「基本的な接続機能」は決して基本呼のみを限定したのではなく、ユーザの利便性を確保した公共の利益増進に資するための接続機能（インタフェース）すなわち高度サービスの提供機能も十分含まれるものであると理解しております。</p> <p>近年ユーザの高度サービスに対する要望は、多種多様化してきており、電気通信事業者はこれに答えるべく、また今後の電気通信業界における更なる発展のためにも、信号網接続による機能メニューは、重要な位置付けを担うものと理解しており、<u>ネットワークが本来有すべき機能を備えるものであって、答申草案にあるように「基本的な接続機能」と捉えることに賛成致します。</u></p> <p>長期増分費用モデルへ反映させる以前の扱いについては、<u>個別のメニューを作成し、G C交換機に含め、G C交換機を通過する総トラヒックを用いて接続料を算定すべきものと認識しております。</u> (K D D I)</p> <p>費用負担方法については、<u>可能な限り早期の段階でL R I Cモデルに反映する必要があると考えます。</u> (K D D I)</p> <p>答申草案を支持します。 (J T)</p>
<p>意見5 2 - 2 加入者交換機機能メニュー利用機能は利用の程度に応じて負担すべき。</p> <p>加入者交換機機能メニュー利用機能は「番号ポータビリティ」導入の際の議論を踏まえ、既に基本的な接続機能として総務大臣（旧郵政大臣）の認可を受けて接続約款に規定しているところです。その際、「負担の公平性」を確保するため単一のバスケットとし、当該機能の利用の程度に応じて負担いただくこととされたと考えます。</p> <p>この機能メニュー料金の適用に当たっては、N T T コミュニケーションズと他事業者の同等性確保の観点から、「みなし適用」といった特例措置も講じており、現時点G Cアクセスチャージ化といったバスケットの見直しを行うべき新たな事情もないものと考えております。</p> <p>仮に、加入者交換機機能メニュー利用機能を加入者交換機機能に含めたとしてバンドル化することは、</p>

	<p>増分費用方式の原価算定に用いている長期増分費用モデルで想定している加入者交換機能等には含まれないものであるため、その接続料は現時点では実際費用方式で算定の上回収されることが適当と考えられる。<u>については同モデルで加入者交換機能に含まれていることから、長期増分費用方式の段階的導入が完了する平成14年度からは長期増分費用方式で算定されている加入者交換機能の接続料の中で回収することとする。</u>」</p>
	<p>考え方5 1</p>
	<p>考え方5 2</p> <p>加入者交換機機能メニュー利用機能については、信号網を利用した高度サービスのための「基本的な接続機能」とするが、当分の間、本機能を利用する事業者がその利用により費用を負担することとするのが適当と考えられる。</p> <p>これに関しては、本答申本文第 3 (3) を改めて次のとおり記述することとする。</p> <p>「<u>3 (3) 基本的な接続機能</u>」に関する費用負担の原則</p> <p><u>接続を前提としないで構築されたネットワークでは接続のために追加投資を要することになる。その追加投資のコストを接続事業者の個別負担とすることは新規事業者に費用負担を片寄せすることとなり、事実上の参入障壁ともなりかねない。従って、様々な接続を許容するネットワークであれば通常備えていると考えられる機能については、ネットワークがこれを当初より備えているものと見て、そのネットワークの利用見合いで各事業者が広く負担することが公平であり、且つ公正競争に適っていると考えられる。</u></p> <p><u>このことから、「基本的な接続機能」は基本的に、加入者交換機能のような、既存のネットワークにおける機能の中に入れて接続料が算定され、また、回収されることになるものと考えられる。</u></p> <p>(4) 「基本的な接続機能」に関する特例的措置</p> <p>但し、現実においては、追加投資によって</p>
<p>再意見5 2 - 2 加入者交換機機能メニュー利用機能はG C交換機に含めて接続料を算定すべき。</p> <p>「基本的な接続機能」は決して基本呼のみを限定したのではなく、ユーザの利便性を確保した公共の利益増進に資するための接続機能（インタフェース）すなわち<u>高度サービスの提供機能も十分含まれるものであると理解しております。</u></p> <p>近年ユーザの高度サービスに対する要望は、多種多様化してきており、電気通信事業者はこれに答えるべく、また今後の電気通信業界における更なる発展のため</p>	

当該機能を利用しない、PHS事業者・携帯事業者・CATV事業者までもが負担することとなり、「負担の公平性」から問題があるものと考えます。

(NTT東日本・西日本)

今回の答申案においては、多くの接続事業者において共通的に用いられるものであり、またすべての形態の事業者にとって設置のメリットがある設備であるならば、「基本的な接続機能」として捉える方向に異論はありません。

但し、「多くの接続事業者」の定義の客観的かつ明確な基準が必要であり、少なくとも、地域系、長距離・国際系、移動体通信系といった分野毎にまんべんなく多くの事業者が当該機能を利用することが前提となると考えます。

その点、移動体通信事業者において、優先接続等は実施しておらず、また、「加入者交換機機能メニュー利用機能」、「加入者交換機及び専用回線ノード装置接続用伝送路振分機能」等は利用していないことから、これらの機能を基本的な接続機能と位置づけるのは無理があり、負担の公平性の観点から問題があると認識しております。

従って当社としては、当該機能については、当該機能を利用する事業者の個別負担とすることが妥当であると考えます。

仮に当該機能を「基本的な接続機能」と位置付け、網使用料での費用負担としたとしても、その網使用料は当該機能を利用する事業者のみが負担することになると考えます。

なお、優先接続に利用する機能の費用負担方法は平成10年11月24日付「優先接続に関する研究会報告書」においても「網改造費用については、移動体事業者を除いた地域網事業者及びすべての接続事業者が共通に利用する基本機能とし、網使用料として地域NTTを含む関係事業者が応分に負担する。」とされております。

(NTTドコモ)

めにも、信号網接続による機能メニューは、重要な位置付けを担うものと理解しており、相互接続を前提とするネットワークが本来具備すべき機能であると認識していることから**単一のバスケットとすることに反対致します。**費用負担方法については、**可能な限り早期の段階でLRICモデルに反映する必要がある**と考えます。

長期増分費用モデルへ反映させる以前の扱いについては、**GC交換機に含め、GC交換機を通過する総トラフィックを用いて接続料を算定するべきものと認識しております。**

(KDDI)

(再掲)

「基本的な接続機能」は、**指定設備との円滑な接続を実現するために、相互接続を前提とするネットワークが本来具備しておくべき機能であるか否かといった考えが根本にあるものと認識しており、負担の公平性のみで議論すべきことではないものと認識しております。**

「気象情報提供機能」、「災害時優先電話接続機能」等のように、多くの事業者が直接的に使用することのない機能が、経過措置を経て網使用料となった前例からも、負担の公平性を過度に強調する東西NTT地域会社の主張には妥当性が欠けると考えます。

(KDDI)

設定される「基本的な接続機能」ではあっても、既存のネットワークの実態と「様々な接続を許容するネットワーク」としてのあるべき姿とに乖離が大きく、且つ、追加投資コストによって実現する機能が限定された事業者に対して提供されることにやむを得ない事情がある場合がある。このような場合には、このコストを加入者交換機能のような既存のネットワークにおける機能の中に含めて回収することは、当該追加投資コストによって実現する機能を利用しない事業者にとっては公平さを失うことになりかねない場合がある。

従って、上記の事態が解消するまでの間は、その費用を、加入者交換機能等の利用事業者ではなく、当該追加投資により実現する機能の利用事業者に限定して負担することとするのも、特例的措置としてやむを得ないものと考えられる。

現在このような考え方に合致するものとしては、信号網を利用した高度サービスの提供に用いられる一連の機能と優先接続機能が挙げられる。

については、SCP(Service Control Point)を設置する事業者が実態として限られ、高度サービスが通常のサービスとして一般に提供されるようにはなっていないこと、については、優先接続が制度として固定網のみに導入され、移動体通信網については導入されていないことから、「限定された事業者に対し提供されることにやむを得ない事情」があると認められ、特例的措置が採られることもやむを得ないものと考えられる。

しかしながら、これら特例的措置は経過的措置であって、基本的にその範囲は縮減させていくべきであり、償却の進展状況その他の状況を勘案して、「基本的な接続機能」としての原則的な扱いに合致させていくべきものと考えられる。

(5)各機能の具体的取扱い

(中略)

加入者交換機機能メニュー利用機能

(中略)

「加入者交換機機能メニュー利用機能は、各事業者が自らのSCP(Service Control Point)で信号網を使った高度サービスの利用者を識別し、加入者交換機により通信を交換させるときに利用される。

これが開発された平成11年当時には中継系の接続事業者のみが利用することが想定され、NTTは別方式により高度サービスを提供していたことから、中継系事業者のみによる個別負担を求めていた。

その後、NTTコミュニケーションズにおいて本機能を利用する方式への転換がなされ、平成13年4月からはNTT東日本・西日本においても本機能を利用して信号網を使った高度サービスの提供を始めたことから、各々の会社の利用見合いの費用負担が行われている。

現時点では、本機能は信号網を使った高度サービスのために利用する機能としての「基本的な接続機能」の実を挙げていると言え、そのような扱いを行うことが適当である。

前述したように高度サービスは現在の段階で電話・ISDNの一般的なサービスとまでなっている訳ではないことから、携帯電話事業者やCATV電話事業者が本機能の費用負担をすることが現時点で合理的とは考えられない。従って、「基本的な接続機能」の特例的措置の対象として、本機能は加入者交換機能には含めず、独立の機能としてその利用見合いで費用負担をするものとするのが適当と考えられる。但し、この扱いについては、平成14年度の制度見直しの機会に高度サービスの普及実態等に照らして再検討することが適当と考えられる。」

意見53 PHS接続装置について、「基本的な接続機能」と位置付けて戴きたい。

既に網改造料の対象となっている全ての機能について再整理すべきと考えておりますが、対象機能の多くを占めるPHS関連機能のうち、PHS接続装置については、DMS-IやTCMと同様に基本的な接続機能と位置付けていただくことを要望いたします。

「接続の基本的ルールの在り方について(平成8年12月19日答申)」においては、「PHS接続装置のうちISDNと同様のインタフェースに係る部分」については基本的な接続機能に含まれると定義されましたが、最終的には以下のような考え方により網改造料として位置付けられております。

「PHS接続装置等については、ISM交換機能に係る接続料を支払っていないこと、会計処理上定率法で減価償却が行われている一方、現行接続料は定額法で算定されており、途中で負担方法を変更した場合には、投資額の回収漏れや、その結果として、PHS事業者以外の接続料の急激な変動を招く恐れがあり、これまで通り個別費用負担はやむを得ない。」
(平成10年3月20日付け、日本電信電話(株)接続約款案の意見及び再意見並びにそれに対する考え方 P75より抜粋)

長期増分費用方式による網使用料においては、ISM交換機能の接続料は加入者交換機と一体となっていること、また、今回の答申案では、「定率法と定額法の違い」、「投資額の回収漏れ」、「他事業者の接続料の急激な変動」など、PHS接続装置等と同様の課題を抱えるDSM-IやTCMが基本的な接続機能と位置付けられたことから、平成10年当時にPHS接続装置の個別費用負担を「やむを得ない」とした事由は、時間の経過とともにその扱いが変化してきたものと理解いたします。

また、新ノード装置においては加入電話、ISDN並びにPHSを同コストで収容していること、既にPHS回線の大多数は新ノード装置に収容されていること等から、PHS接続装置等は、本来は加入者交換機と一体であるべき機能が効率的な相互接続を前提としない網において追加的に必要となったものであると言えます。

その後、NTTコミュニケーションズにおいて本機能を利用する方式への転換がなされ、平成13年4月からはNTT東日本・西日本においても本機能を利用して信号網を使った高度サービスの提供を始めたことから、各々の会社の利用見合いの費用負担が行われている。

現時点では、本機能は信号網を使った高度サービスのために利用する機能としての「基本的な接続機能」の実を挙げていると言え、そのような扱いを行うことが適当である。

前述したように高度サービスは現在の段階で電話・ISDNの一般的なサービスとまでなっている訳ではないことから、携帯電話事業者やCATV電話事業者が本機能の費用負担をすることが現時点で合理的とは考えられない。従って、「基本的な接続機能」の特例的措置の対象として、本機能は加入者交換機能には含めず、独立の機能としてその利用見合いで費用負担をするものとするのが適当と考えられる。但し、この扱いについては、平成14年度の制度見直しの機会に高度サービスの普及実態等に照らして再検討することが適当と考えられる。」

再意見53 PHS接続装置は活用品PHS事業者が個別金額負担を「合意」した上で提供してきたものであり、アクセスチャージ化は費用負担の公平性の面から極めて問題。

PHS接続装置は、活用品PHS事業者の専有設備であり、当該事業開業時の協議において、「提供エリア」「提供時期」「回線数」等を活用品PHS事業者の側で決定したいとの要望があり、活用品PHS事業者の個別全額負担を「合意」のうえ、要望通りの設備量を要望時期に提供してきており、既に多大な設備投資を行ってきているところであります。

このようなPHS関連設備について、既に個別負担となっているものを基本的な接続機能として、加入者交換機能のアクセスチャージによる負担に変更することは、直接、PHS接続装置等を利用しない事業者にも負担を求めることとなり、活用品PHS以外の他事業者にとっては、多大な影響があること、また自らの網に当該装置を具備してきた接続型PHS事業者においては、PHS接続装置を自網に設置し、係るコストを100%負担している一方で、活用品PHS事業者用のPHS接続装置が基本機能とされ、アクセスチャージ化により一部費用をあわせて負担することになることは、費用負担の公平性の観点から、極めて問題であり、従来どおり活用品PHS事業者の個別負担とし、そのコストは活用品PHS事業者が自らのアクセスチャージ及び利用者料金で回収することが適

その後、NTTコミュニケーションズにおいて本機能を利用する方式への転換がなされ、平成13年4月からはNTT東日本・西日本においても本機能を利用して信号網を使った高度サービスの提供を始めたことから、各々の会社の利用見合いの費用負担が行われている。

現時点では、本機能は信号網を使った高度サービスのために利用する機能としての「基本的な接続機能」の実を挙げていると言え、そのような扱いを行うことが適当である。

前述したように高度サービスは現在の段階で電話・ISDNの一般的なサービスとまでなっている訳ではないことから、携帯電話事業者やCATV電話事業者が本機能の費用負担をすることが現時点で合理的とは考えられない。従って、「基本的な接続機能」の特例的措置の対象として、本機能は加入者交換機能には含めず、独立の機能としてその利用見合いで費用負担をするものとするのが適当と考えられる。但し、この扱いについては、平成14年度の制度見直しの機会に高度サービスの普及実態等に照らして再検討することが適当と考えられる。」

考え方53

PHS接続機能(PHSに特化した機能を除く。)については、既に平成8年に電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方」(平成8年12月19日)において、「基本的な接続機能」と整理されていたが、平成10年3月には網使用料とすることは急激な負担変動を招くものとして個別負担はやむを得ないとされていた。

本機能はISDNの交換のための機能と同等のものであり、「基本的な接続機能」であると理解されるので、適宜経過期間を設けて加入者交換機能に含める形に移行させることが適当と考える。

従って、本答申本文第3章(3)を改めて、新しい(5)の中で次の記述を行うこととする。

「PHS接続機能については、電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方」(平成8年12月19日)において、「PHS接続装置のうちISDNと同様のインタフェースに係る部分…については、『基本的な接続機能』に含まれると考えられる」としていた。

しかしながら、平成10年において、電気通信審議会答申書(平成10年3月20日郵通議

このような機能の個別負担を今後とも継続することは、指定電気通信設備の非効率性を排除するために、網使用料の算定において長期増分費用方式を導入する、という考えになじまないものと考えます。

以上から、今回の接続ルールの見直しにおいて、PHS 接続装置等を基本的な接続機能と位置付けることを要望いたします。

(D D I - P)

PHS 関連機能のうち、今後も網改造料の対象として取り扱う機能は、「本来は PHS 事業者が具備すべき機能を N T T 東日本・西日本殿のネットワークにおいて実現している機能」に限定し、その他の機能については「基本的な接続機能」として整理することを要望いたします。

答申案では、「指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が自らのサービス提供に際して現に利用している、或いは利用する予定があるか否かは、基本的な接続機能の要件とすべきではない (p98) 」と示されており、これにより N T T 東日本・西日本殿が接続事業者のためだけに提供する機能であっても、多くの機能が基本的な接続機能に該当するものと考えます。

しかし、そのような場合においても、接続事業者の個別機能（網改造料として負担）と整理することが適当な機能（ ）もあり、PHS 関連機能について言えば、本来は PHS 事業者が具備すべき機能を N T T 東日本・西日本殿のネットワークで実現していただいている機能が該当するものと考えます。

今後は、そのような機能に限定して網改造料の対象として扱うこととし、その他の機能については「基本的な接続機能」と整理することを要望いたします。

(具体例)

(9)PHS 網制御機能

(28)PHS 番号の 1 桁増加に係る付加機能

(33)活用型 PHS 事業者の PHS 接続装置跨がりハンドオーバー機能

(D D I - P)

意見 5 4 新しい判断基準により、PHS 関連機能等全ての網改造料対象機能について再検証を行うべき。

今回の対象設備 6 機能以外に、他の網改造料対象機能についても、基本的な判断基準に基づき、再検証を行っていただきたいと考えます。

(K D D I)

今回の答申案において、基本的な接続機能かの判断基準に基づいて 6 機能について検証されておりますが、現状において既に網改造料の対象となっているその他の機能（特に PHS 関連機能）についても検証することが必要と考えることから、答申に下記下線部の文を追加いただくことを要望いたします。

「第 章 接続関連費用の負担の考え方 (p99)

3 考え方

(3) 各機能の具体的取り扱い

今回の見直しにあたって関係事業者から具体的な整理が求められているのは、

～中略～

上記の水準に照らして以下各々について検討を行う。

また、その他の機能についても早急に検証を行い、基本的な接続機能と捉えられた機能については ～ の機能と同様に扱う。」

網改造料の取扱い（基本的な接続機能が否か）については、これまで N T T 東日本・西日本殿と接続事業者の間で意見が対立するケースが多く、また現在の接続約款において網改造料対象機能となっている機能は、判断基準が不明確だった頃に整理されております。

当であると考えます。

なお、PHS 接続装置については、減価償却後の費用負担の扱いはもとより、可能な限り早期除却に応じる等、最大限の協力を申し添えます。

(N T T 東日本・西日本)

第 1 4 3 号) 別添において、「PHS 接続装置等については、I S M 交換機能に係る接続料を支払っていないこと、会計処理上定率法で減価償却が行われている一方、現行接続料は定額法で算定されており、途中で負担方法を変更した場合には、投資額の回収漏れや、その結果として、PHS 事業者以外の接続料の急激な変動を招く恐れがあり、これまで通り個別費用負担はやむを得ない。」(7 5 頁) との考え方が取りまとめられ、PHS 接続機能に関して網改造料として扱った N T T 接続約款の認可が適当とされ、認可が行われたところである。

本機能は現在導入が進められている所謂新ノードにおいてはその機能に吸収されており、その外付けが不要となっており、平成 1 0 年において採られた扱いを現時点でこれ以上継続すべき理由も無くなったと考えられる。従って、PHS 接続装置のうち I S D N と同様のインタフェースに係る部分の機能は、これを「基本的な接続機能」と位置付け、加入者交換機能に含めて費用回収する形態へ移行させるべきと考えられる。」

再意見 5 4 (意見 5 4 同旨)

(再掲)

上記意見に賛同致します。

新たな「基本的な接続機能の判断基準」を設けることとなるのであれば、検証されていない機能についても再検証していただきたいと考えます。

(K D D I)

考え方 5 4

本答申においては、問題提起のあった 7 機能について「基本的な接続機能」か否かの検証を行ったところであるが、他の機能についても問題提起に応じて、或いは平成 1 4 年度を目途とした制度見直しに際して、必要に応じて見直しを行っていくことが適当と考えられる。

今回の判断基準をベースとし、現在網改造料に扱われている全ての機能について改めて検証を行うことが必要と考えており、それにより基本的な接続機能に位置付けられた機能については答申案で示された6機能と合わせて網使用料での負担に移行すべきだと考えます。

弊社において、接続関連機能に関しては平成8年の接続ルール策定時から一貫してその見直しの必要性を主張してきておりますことを改めてご理解いただき、特にPHSに関する機能の取扱いについてご検討いただきたくお願い申し上げます。

(以下略)
(DDI-P)

3 考え方 (4) 個別負担の接続料における算定方法の見直し

意見55-1 個別負担の接続料における算定方法の見直しについて、答申草案に賛成。

草案に賛成致します。
その算定方法については、引き続き議論していただきたいと考えます。
(KDDI)

弊社が「接続ルール見直しに関する意見書(平成13年2月9日)」において要望した内容であり、その実施に賛成いたします。

また、個別負担の接続料における算定の見直しについては、自己資本利益率だけでなく、以下の項目についてもご検討いただくことを要望いたします。

ア：設備管理運営費比率などの算定方法の見直し
イ：実利用期間に合わせた減価償却費の算定

網使用料と網改造料とでは、費用負担の方法こそトラヒックに合わせた負担と個別負担とで異なっておりますが、NTTへ接続するための料金という意味においては同様のものと認識しております。

網使用料については、NTTの非効率性を排除したLRICの導入により接続料の低廉化が図られましたが、網改造料についても、NTTの非効率性を排除して、低廉化が図られるような算定方法を検討すべきだと考えます。
(DDI-P)

意見55-2 同等の接続義務を有する網使用料と網改造料で自己資本利益率に差をつけることは問題。

規制上認められている設備投資リターン(報酬等)そのものが英米よりも大幅に低く設定されております。また、自己資本利益率は当該設備投資を行った場合に期待されるリターンを規定するものであり、同等の接続義務を有する網使用料と網改造料で自己資本利益率に差をつけることは問題であると考えます。

なお、昨今の通信事業者情勢を鑑みると、ポケットベルでの貸倒損失の発生のほか、DSLでも未回収リスクが発生しており、網使用料、網改造料にとも未回収リスクが発生していることから、現在は接続費用から除いている貸倒損失及び貸倒引当金繰入額については、接続費用に含めるべきであると考えます。

再意見55-1 網改造料の算定に用いる比率には一定の合理性があり、見直しによりより適切なものとなっている。

網改造料の年額料金の内訳となる、設備管理運営費(減価償却費以外)の算定については、当該装置に関する諸費用を個別年度毎に把握することは困難なことから、指定電気通信設備の取得固定資産価額に対する費用の比率を会計値から求め、当該装置の取得固定資産価額に当該比率を乗じて算定しております。これら会計上明らかとなった数字を用いた算定方法には、一定の合理性のあるものと考えます。さらに「接続料の算定に関する研究会」の報告書('99.7)に基づき、前年度会計値を基に算出する諸比率については、算定実態との乖離をできるだけ小さくするため、当該実績比率の推移を加味し、当年度における予測値を用いており、より適切なものとなっていると認識しております。

また、算定に用いている償却期間については、設備の使用実態に基づく耐用年数を適用しており、適切なものであると考えます。なお、法定耐用年数経過後については、かかるコスト(減価償却費)の請求は行なわないことから、仮に、これを償却後も利用するとしても、設備構築として出資額以上に設備のコストを回収しているわけではありません。(つまり他事業者の負担額の合計金額には変動はありません。)
(NTT東日本・西日本)

再意見55-2(意見55-1同旨)

東西NTTが述べられているとおり、「自己資本利益率は当該設備投資を行った場合に期待されるリターンを規定するもの」であると考えます。

しかしながら、「期待されるリターン」は投資リスクに応じて変動するもの(リスクが低いものは期待されるリターンも低い)と考えられますので、第二次答申案にあるとおり、そのリスクが異なる網使用料と網改造料で自己資本利益率に差を付けることに問題はない(むしろ差を付けるべき)と考えます。

考え方55-1

「設備管理運営費比率などの算定方法の見直し」については、郵政省からNTT東日本・西日本に宛てた「接続料の算定に関する事項について」(平成11年8月31日郵電業第101号)により平成11年度から各種比率は「当年度予測値」が採られており、更なる改善の必要があるのであれば具体的提案により随時議論されていくことが必要である。

考え方55-2

網改造料対象機能は基本的に個別のニーズに応じて投資し、費用の全額回収を確実にするための料金設定が行われており、そのリターンについて網使用料と差をつけるべきでないとする理由に乏しい。
又、建物、管路、とう道等に到っては、基本的に追加投資は行われていない。

報酬率の比較

	報酬率 (%)
日本 ¹	2.57
英国(BT) ²	12.5
米国 ²	11.25

1：平成12年度接続料金に適用する自己資本利益率の値

2：LRIC方式による接続料金に適用

(NTT東日本・西日本)

(DDI-P)

「同等の接続義務を有する網使用料と網改造料で自己資本利益率に差をつけることは問題」とありますが、以下の第二次答申草案の提言と接続義務はそもそも関係がなく、網使用料と網改造料の回収リスクを反映させるべきものと考えます。 二次答申草案にありますように、定額を一度に回収される網改造料、その他(工事費、料金回収手続費その他手続費、並びに場所が空いているときにのみ提供される建物、管路、とう道の料金)は、トラヒック動向によって回収額が変動する網使用料よりも明らかにリスクは低いため、網改造料、その他(工事費、料金回収手続費その他手続費、並びに場所が空いているときにのみ提供される建物、管路、とう道の料金)を算出する際の自己資本利益率については、網使用料を算出する時のそれよりも低くする必要がありと考えます。

(KDDI)

接続料金に関しては、一般ユーザと異なり対象が電気通信事業者であること、及び毎月精算していることなどから未回収リスクも低いと考えます。また、相互接続を行っていることから、接続事業者だけでなくNTT東西に対しても未回収リスクは存在しており、貸倒損失や貸倒引当金繰入額を接続費用の一方だけに認めるのは合理的ではないと考えます。

また、接続料金については双方リスク負担があるものですが、接続に関連する費用として調査費用、網改造費、コロケーション費用などはNTT東西から一方的に請求される費用であり、その明細については未だに提出いただけない場合がほとんどです。接続事業者としては迅速にサービスを提供していくためにやむを得ず明細がないまま支払う場合もあり、接続事業者にとって大きなリスク負担となっております。したがって、接続関連費用については接続事業者が要望する程度まで詳細な内訳を提出いただけるよう強く要望いたします。

(イー・アクセス)

現在定められている相互接続料金の報酬率は、日本の株式市場での期待報酬率に基づいて算定されており、そもそもの期待報酬率が英米に比べ小さいことから低く設定されております。期待報酬はリスクの大小によって設定されるべきであり、リスクの異なる網使用料と網改造料とで差をつけることは適当であると考えます。

NTT地域会社殿が指摘されている例は非常に稀なケースであり、トラヒック動向という不確定要素が大きい網使用料に比べ、網改造料における未回収リスクは小さいものと考えます。

(JT)

意見56 電力装置等については装置毎に料金算定されるべき。

3(4)において多数の装置を基本的な接続機能として捉えることとなったが、これらに伴う電力装置や空調設備等が個別料金算定の対象として捉えられ議論の対象となっているところである。本来電源は装置と密接不可分のものとして、装置毎等に明確に料金算定された接続料と考えており、この方法を採用されることを要望する。参考に申し添えるなら いかなる高級賃貸マンションをも及ばない月額賃貸料で、およそ20倍程という法外な金額である。
(大阪めたりっく通信)

意見57 番号ポータビリティの実現により便益を受ける事業者が限定されている現状を踏まえ、費用負担者は移転先事業者に限定すべき。

番号ポータビリティに関する一般ポータビリティ実現機能については、現在、その機能を利用する事業者(移転先事業者)に限らず、NTT東西と相互接続を行っている発信事業者に対しても適用され、網使用料の相当するとして全ての呼について接続料の回収がなされています。しかし、この番号ポータビリティの実現により便益を受ける事業者が限定されている現状を踏まえ、優先接続機能と同様の考えに立ち、限定された事業者(移転先事業者)に按分適用されるべきと考えます。
(OMP)

再意見56 電力装置等については装置毎に料金算定されている。

網改造料における電力設備・空調設備についての負担額については、接続約款 料金表第一表第二網改造料2料金額 2-1算出式に規定により、対象設備の使用電力量に応じ、対象設備の網改造料に含めて算定しています。
網改造料における電力設備・空調設備の設備使用料については、各装置毎(モジュールC、LD-SLT等)の仕様電流値に基づいて算定していることから、大阪めたりっく殿が言われている「各装置毎の料金」は実現していると考えます。
また、高級賃貸マンションと弊社のコロケーション費用の比較をされていると推測されますが、この場合には、弊社のコロケーション費用については、スペース相当の対価に加えて、共用電力設備等の設備使用料も加えた費用であるため、単純な比較は行えないと考えます。仮にスペース相当の対価のみの比較を行ったとすれば、例えば大阪北ビルにてコロケーションする場合のスペース相当の対価は、月額約3.6千円/m²(維持費等含)であり、近隣の賃貸マンションの相場とかけ離れた水準ではないと考えます。
またコロケーション時における電力設備・空調設備の設備使用料についても、他事業者からの申込電流値をベースとして接続約款に規定された計算式で算定しており、適切なものであると考えます。
(NTT東日本・西日本)

再意見57 一般番号ポータビリティ実現機能は加入者交換機能と同様の回収方法ということで整理済。

大阪メディアポート殿の意見は当該機能を利用見合いで負担する考え方であり、弊社としても原則として賛成です。しかしながら、一般番号ポータビリティ実現機能の適用については、郵政省(現総務省)の「番号ポータビリティの費用負担に関する研究会」報告書(1999.3)の「番号ポータビリティを実現する機能を基本的な接続機能と捉え、これに係る網改造費用については、「事業者間接続に固有の費用としてでなく、ネットワークが本来有すべき機能を備えるための費用」と見ることで、移転元となる指定設備設置事業者の営業部門と他事業者から公平に回収する接続料(弊社の接続約款における網使用料の相当。)により回収すること」とされ、事業法施行規則で端末系交換機能に含まれるものとされていることから、加入者交換機能と同様の回収方法としているところ です。
なお、接続関連費用の負担の考え方で示されている「基本的な接続機能」の判断基準による、「DSM-I」「TCM」等の費用負担については、本意見と同様に利用見合いの負担とすべきと考えます。

考え方56

電源等は現在装置毎に費用算定されている。しかしながら、具体的な算定方法について問題があるのであればルールの整備が必要である。

考え方57

地域番号ポータビリティの実現は呼の疎通を改善させる面から番号ポータビリティによる移転先の事業者のみならず、通話料金や接続料を得る事業者に広く受益があると考えられ、この点からも現在のように加入者交換機能を利用する全ての事業者によりその費用負担をすることには合理性がある。

(NTT東日本・西日本)

第 章 その他の事項

3 回線情報に関する措置

意見

意見58 O S Sの開放について早急に検討を行って戴きたい。

D S Lの適合結果について、フレッツA D S Lを申込みした場合は「線路距離が直線約2.7kmのため適合不可」となったお客さまが、その後、弊社に申込みされた際に「適合OK」となるがやはり距離が長すぎてA D S Lに向かない例が実際あるなど、N T T東西の適合基準やN T T東西の自社サービスであるフレッツのお客さまに対してだけ特別に情報を提供しているなど、公正競争上問題があるのではないかと考えます。

回線名義人の問題も含め、このようなことはO S S開放によりほとんどが解消できると考えますので、O S Sの開放について早期に検討を行っていただけるよう強く要望いたします。いつ頃ご検討いただけるかを明示いただけますようお願いいたします。

(イー・アクセス)

意見59 再販サービスに関しても名義人確認に関する改善措置が必要。

D S L加入に際し、東・西N T T殿への行政指導の対象となった「回線名義人と申込者名義の一致に関する確認とその手続き」に関する諸問題は、第二種電気通信事業者が「非接続」の形態で「異名義割引サービス」を利用して利用者に提供してきた再販サービスにおいても同様な問題があることから、これについても答申案又は行政指導で示された改善措置の考え方が適用されるべきである。

(理由)

D S L加入に際し、東・西N T T殿への行政指導の対象となった「回線名義人と申込者名義の一致に関する確認とその手続き」に関する諸問題は、東・西N T T殿のドライカップ等の提供を受けてサービスを営む競争事業者が生じたD S L加入の際の問題だけではない。

従来、第二種電気通信事業者は、第一種電気通信事業者(N T Tコミュニケーションズ等)が提供する電話料金の大口割引「異名義割引サービス」を利用して電話再販サービスを提供してきたが、ここでの「異名義割引サービス」の申込み時に同様な問題が発生してきた事実がある。

今回の答申案の「回線名義人情報の確認」の考え方に基けば、「異名義割引サービス」を利用して第二種電気通信事業者が再販サービスを提供する場合も、最終利用者について料金請求等の取扱いのために名義人あるいは電話番号の確認を行なうことは必要としても、優先接続の取扱いに鑑み、名義人の住所、押印等が記載された書面、いわゆるメンバ申込書の提出は不可欠とはいえない。

この問題は、O S Sの開放により、解決するものと考えられるところから、早期の開放を切望するものであるが、それまでの間、これらの手続きを不要とする実効ある措置を講じられるよう要望する。

(テレサ協)

5 接続制度全体の定期的な見直し

意見60 接続制度全体の定期的な見直しを行うことに賛成。

賛同いたします。今後のI Pサービスの拡大、卸電気通信役務など事業法改正後の新制度の進展状況などを踏まえ、接続ルールの定期的な見直しは必要と考えます。

(T T N e t)

再意見

考え方

考え方58

本答申本文第 章で述べたとおり、O S Sの開放については、本答申の後検討の場が設けられる必要がある。

再意見59-1(意見59同旨)

考え方59

先の意見書でも述べたとおり、D S L加入に際し、東・西N T T殿への行政指導の対象となった「回線名義人と申込者名義の一致に関する確認とその手続き」に関する諸問題は、第二種電気通信事業者が「非接続」の形態で「異名義割引サービス」を利用して利用者に提供してきた再販サービスにおいても同様な問題があることから、これについても答申案又は行政指導で示された改善措置の考え方が適用され、早急に改善を図ることをあらためて要望いたします。

(テレサ協)

再意見59-2 N T T東日本・西日本のサービスについては具体的な要望により協議していく。

N T T東日本・西日本において、総務省の行政指導「D S Lサービスの営業活動及び光ファイバ設備の接続における遅延等の改善について」(平成13年4月25日)に応じた改善措置が早急に行われる必要がある。又、O S Sの開放については、本答申の後検討の場が設けられる必要がある。

既存の「異名義割引サービス」に関しては、N T Tコミュニケーションズのサービスであり弊社としては、お答えできる立場にありませんが、弊社が今年10月提供予定の異名義向けワリマックスのサービスについては、具体的な要望を伺って協議していきたいと考えております。

(N T T東日本・西日本)

再意見60(意見60同旨)

考え方60

東京通信ネットワーク株式会社の意見に賛同致します。接続条件をより改善し、いっそうの接続の円滑

答申草案を支持します。
(J T)

接続条件をより改善し、いっそうの接続の円滑化と通信市場の発展を実現させ、お客様の利便性を向上させるためには、定期的な見直しは必須と考えており、草案どおり平成14年度に再度ルール全体を見直していただき、早急に見直すべき問題が生じた場合には、次回の見直し時期を待たずに適宜個別に対応していただくことに賛成致します。
(K D D I)

(その他)

意見6 1 光ファイバ設備との接続に関するルールを早急に策定する必要がある。

現にラストワンマイルのインフラを所有する東西NTT地域会社等の設備を有効利用することが、今後のITを普及させるために必須と考えます。
従って、光ファイバの敷設されていない箇所(接続義務が無い箇所)についても、NTT東西両地域会社が事業者要望を受け入れ、より早く・低料金等の好条件で提供する等のルールを以下の「接続ルール見直しについて(第一次答申)」を踏まえ、早急に策定する必要があると考えます。
(K D D I)

附 「接続ルールの見直しについて」第一次答申(草案)(平成12年11月17日公表)に対する意見(同11月17日から12月4日迄募集)及びそれに対する考え方
考え方2 1
…(略)…、NTT東日本・西日本においては、他の事業者の要望に応じ、可能な限り光ファイバ設備の需要喚起に貢献していくことが望まれる。光ファイバ設備との接続に関するルールについては、第一次答申(草案)においては、「必要なルールの作成に向けて、今後広く意見を徴して取組みを行うべきである」としたところであり、早急に取組みを開始する必要がある。

意見6 2 NTT東日本・西日本の管路等について接続約款に提供条件を規定すべき。

現在の東西NTT地域会社の接続約款の規定(義務的区間)は、局前の第一マンホールまでとなって

化と通信市場の発展を実現させ、お客様の利便性を向上させるためには、定期的な見直しは必須と考えており、草案どおり平成14年度に再度ルール全体を見直していただき、早急に見直すべき問題が生じた場合には、次回の見直し時期を待たずに適宜個別に対応していただくことに賛成致します。
(K D D I)

再意見6 1 - 1 (意見6 1 同旨)

KDDIの意見に賛成いたします。
NTT東西は光信号端末回線機能の接続料金を7年間の需要想定で見込んで算定していることから、需要想定で見込んだ計画を明確にし現在光ファイバの敷設されていない箇所についても接続事業者の要望に応じていただけるよう強く要望いたします。
(イー・アクセス)

再意見6 1 - 2 新規敷設の光ファイバ設備についてはルール化ではなく個別対応としたい。

KDDI殿のご指摘のとおり、現にラストワンマイルのインフラを所有する場合、IT普及のために弊社の設備を有効にご利用いただきたいと考えております。
しかしながら、これまでにファイバが敷設されていないところで新たに敷設するような場合には、建設工事規模や地域事情等によって、必要な工事期間や設備投資額等がそれぞれに大きく異なることも想定されることから、ルール化によって画一的に提供条件を定めるのではなく、状況に応じて個別に対応させていただきたいと考えております。
また、線路敷設権の整理と合わせて、他事業者においても弊社と同等にご用意いただくことが可能となっており、このような箇所においては、弊社だけに敷設の義務を課す必要はないものと考えます。
(NTT東日本・西日本)

再意見6 2 「義務的区間」以外の管路等にはボトルネック性がない。但し料金は他社に比べて遜色のないものになっている。

義務的区間(弊社通信用建物～工事可能な最も近

考え方6 1
光ファイバ設備との接続に関するルールについては、第一次答申を受けて、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成13年4月6日総務省令第59号)、接続料規則の一部を改正する省令(平成13年4月6日総務省令第60号)、電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令(平成13年6月8日総務省令第85号)において整備されてきたところであり、更なるルール整備の必要性については引き続き議論されていく必要がある。

考え方6 2
接続約款に規定されるべき管路等の提供条件に

おりますが、指定設備にアクセスするための東西NTT地域会社の管路等についても何ら位置づけが変わるものはないと理解しております。

従って、当該区間についても東西NTT地域会社の接続約款において規定していただきたいと考えます。

また、その際の費用については、東西NTT地域会社の接続約款に基づく、(正味)帳簿価額をベースとした料金としていただきたいと考えます。

以下の接続ルール見直しの第一次答申(平成12年12月21日付)の考え方65において、「、、、(略)、、それ以外のものの利用については、当審議会において、『IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について』の諮問を受けて、線路敷設権に関する議論の中で取り扱われている。」とありますが、以下の接続ルールの答申(平成8年12月19日付)においては、「、、、(略)、、また、不可欠設備の範囲については、接続ルールの見直し時に、実態を踏まえて見直すことが適当である。」と記載されておりますので、NTT管路については、接続ルール見直しの場において議論していただきたいと考えます。

附「接続ルールの見直しについて」第一次答申(草案)(平成12年11月17日公表)に対する意見(同11月17日から12月4日迄募集)及びそれに対する考え方
考え方65
、、、(略)、、それ以外のものの利用については、当審議会において、『IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について』の諮問を受けて、線路敷設権に関する議論の中で取り扱われている。」
【接続ルールの見直しについて(第一次答申)平成12年12月21日付~P.83~】

第 章 特定事業者に関する特別な接続ルール
第1節 総論
(略)
3. 特別な接続ルールの適用対象となる設備の範囲
、、、(略)、、また、不可欠設備の範囲については、接続ルールの見直し時に、実態を踏まえて見直すことが適当である。
【接続の基本的ルールの在り方について(答申)平成8年12月19日付~P.10~】

(KDDI)

意見63 接続協定が届出制とされるべきとされたが、運用で煩雑となっている面について議論が必要。

接続ルールの見直しの第一次答申(平成12年12月21日付)において「、、、(略)、、一定の条件の下で届出制とし、規制の緩和を行うべきと考えられる。(P.14)」とありますが、現在、運用面に煩雑となっている面が多々あるため、引き続き議論する必要があると考えます。

第 章 指定電気通信設備の範囲
第1節 移動体通信事業者の設備の扱い
3 考え方

いマンホール)については、弊社との相互接続に必要不可欠であり、他事業者が自ら設置困難な区間であることから、義務として帳簿(正味)価額をベースとした料金による提供を行っております。

一方、一般区間(義務的区間以外の区間)については、弊社通信用建物内の指定電気通信設備への接続を目的としたものとは異なり、自前掘削が可能であること、他の設備保有事業者からの管路等の調達が可能であること、専用線・ダークファイバー等による回線調達が可能であることにより、ルートを選定等も含め代替手段もあるため、常に弊社の管路設備のみを利用する必然性はなく、ボトルネック性もないことから、義務的区間における料金の適用が前提となるものではなく、あくまでも民民契約に基く再調達価格ベースでの提供が前提であると考えております。

一般区間については、平成13年4月1日に施行された「公益事業者の電柱・管路等の使用に関するガイドライン」に基づき、弊社も「標準実施要領」を作成・公表し、管路等賃貸の対応を行っているところでありますし、次ページにありますように、他社と比べても遜色のない料金であると考えます。

(参考)ガイドラインに沿った各社の管路賃貸における標準的料金

○各社ホームページで公表の内容(H13.6.15時点)より抜粋 単位:円/(年・条・m)

会社名	管路	とう道	算定方法	備考	
電気通信事業者	NTT東日本 (東京23区以外)	2,500円~3,500円	6,000円~11,000円	再調達価額ベース	一定の条件を満たせば、更にハーフダクト料金の適用が可能
	NTT東日本 (業務地区)	4,000円~8,000円	8,000円~12,500円		
	NTT西日本	1,500円~4,000円	4,000円~10,000円	再調達価額ベース	
	NTTコミュニケーションズ	2,500円~8,000円	-	再調達価額ベース	
KDDI	2,500円~8,000円	10,000円~18,000円	料金 再調達価額ベース		
JT	-	-	再調達価額ベース		
電力事業者	北海道電力	1,100円	3,780円	再調達価額ベース	ハーフダクト的料金
	東京電力	2,500円~7,500円	-	再調達価額ベース	
	中部電力	1,100円	-	再調達価額ベース	
	関西電力	-	-	再調達価額ベース	
中国電力	1,082円	-	再調達価額ベース		

- : 標準的料金の記載なし

(NTT東日本・西日本)

については、指定電気通信設備との円滑な接続に資するものに限定されることになるところ、それ以外の管路等については指定電気通信設備へのアクセスのためのものとは言えないことからルールの対象外になる。

電柱については本答申の提言により、配線区間との接続に用いられるものもこのルールの対象になることになるものと理解されるが、局舎から十分に離れた管路やとう道について、このルールの適用を受けるべきと考えるための材料は現在までに得られておらず、今後局外任意区間の細分化の議論の中で併せて検討されていく必要がある。

なお、電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方」(平成8年12月19日)で言う「不可欠設備」は現在の制度における指定電気通信設備にあたり、「電気通信事業法第38条の2第1項の規定に基づく指定に関する件」(平成13年4月6日総務省告示第243号)により所要の見直しは行われている。

考え方63

(第一種)指定電気通信設備との接続を除き、電気通信事業者間の接続に関して、協定の認可制は電気通信事業法等の一部を改正する法律により廃止されることになっている。

運用において煩雑な面があるのであれば、事業者間の協議を基本としつつ、そこで解決が図れないものがあれば随時問題提起がなされる必要がある。

、、、(略)、、、現行において個別協議の上で接続協定を締結し認可を受けている制度を、一定の条件の下で届出制とし、規制の緩和を行うべきと考えられる。
【接続ルールの見直しについて(第一次答申)平成12年12月21日付~P.10~】
(KDDI)

意見64 LRIC導入により回収できないコストにつき他事業者に応分の負担をして戴く必要がある。

現在中継系事業者の市内参入等をはじめとした他事業者からの接続要望により多大な設備投資を行なっているところではありますが、当該設備の構築後他事業者のトラフィック実績が予測値に満たなかった場合、過剰となった設備投資コストについてはLRIC導入により回収できず、現に他事業者のトラフィック実績が予測値に満たない状況が発生していること、更にGC接続からIC接続への切り替え等の要望も顕在化していることから、「トラフィック保証」や「最低利用期間」を設定し過剰設備の起因事業者へ応分の負担をしていただく必要があると考えます。
(NTT東日本・西日本)

再意見64-1 LRIC導入により回収されない非効率性見合いの費用を他事業者に転嫁するのは不当。

一般に電気通信サービスの提供においては、お客様からの情報も参考にして各事業者のリスクで行なった需要予測に基づき設備投資を行なっています。お客様からの情報を参考にした結果実需要が予測と乖離したとしても、我々事業者はお客様に過剰となった設備に関するコストの補償を求めたりしていません。競争市場においてそのような補償要求をする事業者はお客様に受け入れられず市場で勝ち残ることはできません。NTT東西の補償要求の主張は独占的事業者だからこそできるものです。他事業者にはまったく理解できない主張です。仮にこのような提供条件をNTT東西が設定しようとする場合には、NTT東西の市場支配力の濫用となるおそれがあり、適切に規制されなければならないと考えます。なお、一般の経済取引においては、購入量の保証や最低契約期間を定めた場合には、それに応じて割引が適用されるのが普通です。

なお、LRIC導入により回収できなくなったコストはNTT東西の経営の不効率性を表すものであり、これを「トラフィック保証」や「最低利用期間」の設定により他事業者に転嫁しようとの考えは不当なものと考えます。
(C&W IDC)

現在の長期増分費用モデルに見込まれているトラフィックは平成10年度分であり、実施される平成14年度のトラフィックが平成10年度を上回れば、見込み以上の収益を東西NTT地域会社にもたらすこととなります。また、接続事業者側は、長期増分費用方式導入以前の期間、経過措置期間において東西NTT地域会社の非効率部分を負担してきた経緯があります。

設備的には、東西NTT地域会社は申込回線数の査定が困難であるとしているが、逆に東西NTT地域会社網内がどのように設計され構築されているのか接続事業者側には情報がなく、期待収益額に対する増減額の確定において東西NTT地域会社の恣意的な判断を排除できないと考えます。また、回線申込方法について、現行の年一回の定期申込から複数回の随時申込へ東西NTT地域会社自らの努力により移行すれば、1回あたりの申込単位が小さくなり、予測との乖離リスクも小さ

考え方64

長期増分費用方式の導入に見合った費用回収は基本的に非効率性の排除により行うべきものであり、他事業者にその負担を負わせるのであれば長期増分費用方式を導入した意義が失われてしまう。

くなると考えます。

接続事業者側のトラヒックはNTTと比べ遥かに小さいこと、また、予測値に対しては減少だけではなく、増加もありうることから、接続事業者全体での影響額は更に小さくなると予想され、そもそも厳しい競争環境下に置かれている接続事業者にとって実績が予測を大きく下回ることはコスト増に直結するため必然的に経済的・効率的な申込回線数の判断が行われるのであって、接続事業者側の自主的な判断に委ねても予測の精度は担保可能と考えます。また、精査は困難というものの、明らかに作為的な申込に対しては現行接続ルールの中で排除可能であると考えます。

従って、**トラヒック保証のような個々の接続事業者にとって大きなリスク負担となり円滑な接続を阻害する要因となりうるルールの導入はポトルネック事業者との接続においては導入すべきでない**と考えます。

(K D D I)

GC接続からIC接続への切り替えの急速な流れは、長期増分費用方式導入という制度変更によりGC接続とIC接続の接続料金差が大幅に縮小したこと、一方で中継伝送機能専用型については、長期増分費用方式の導入がなされておらず、従来の実際費用方式では接続料の低廉化が不十分であったため、IC、GC接続の接続料、中継伝送機能専用型の接続料の従来のバランスが初めて大きく変動したことに起因しています。

従って、現在進められている長期増分費用方式の見直しにおいて中継伝送機能専用型に長期増分費用方式を導入し、十分な低廉化を行い、それ以後、IC、GC接続の接続料、中継伝送機能専用型の接続料のバランス及びその将来推移について接続事業者が十分に予測可能となれば、**接続形態の頻繁な変更はそもそも起こりえないものと考え、最低利用期間の設定は不要と考えます。**

仮にリスク負担のルールを導入するにしても、長期増分費用方式の見直しがなされ、導入時期が確定し接続事業者が接続形態の変更を行える十分な期間が確保された後とすべきであり、慎重な検討が必要と考えます。

なお、長期増分費用方式の導入初期により発生する切替については、接続事業者側に大きな費用負担を伴うものであるが、東西NTT地域会社側においては仮に発生したとしても**長期増分費用方式の完全実施までの経過措置の中で十分吸収可能であると考えられます。**

(K D D I)

「トラヒック保証」の設定は、新サービスのトラヒックを予測することは非常に困難であることから、特に新規参入事業者にとってのリスクの増大

を招くと考えます。特に、「トラヒック保証」の設定は実質的な参入規制へとつながり、このようなボトルネック設備を有する事業者の主導による「民営規制」は、電気通信分野の発展やサービスの多様化、公正な競争を阻害するものと考えます。

「最低利用期間」の設定は、そもそもその理由となっているG C接続からI C接続への切り替えが、中継伝送機能（共用型）とG C接続に用いている中継伝送機能（専用型）との接続料金の差に起因しております。中継伝送機能（専用型）の料金は、長期増分費用方式が適用された中継伝送機能（共用型）のみならず、ヒストリカルベースで接続料算定を行っている交換伝送機能に比べても同品目で2倍近い差があり、そのコスト算定の基となった設備構成等も明確になっておりません。このようにN T T東西地域会社殿の事情によるものについて、接続事業者が「最低利用期間」のようなリスクを負うことは適当でないと考えます。

（例）同一の単位料金区域に終始する場合

	中継伝送機能（専用型）	交換伝送機能
5 0 M b / s 相当	1,191,240 円	872,728 円
1 5 0 M b / s 相当	2,087,181 円	1,118,644 円

（ J T ）

再意見6 4 - 2（意見6 4 同旨）

弊社としては、L R I C 導入後において、以前に増して設備の効率化に鋭意努力しているところで

す。しかしながら、市内参入を契機とした他事業者からの要望により、多大な設備投資を行なったにも拘らず、現在のところ実績のトラヒックは予測値に対して半分以下となっております。また、来年度以降の設備構築に当たっては、G C 接続からI C 接続に切り替える等のご要望により、市内参入時に事業者の要望に基づき構築した回線数以上の設備構築が発生する見込みです。

従って、このような他事業者の要望により発生する過剰かつ非効率な設備投資を防止することについては、弊社に起因する非効率性を排除することを目的に導入された L R I C では考慮されていないことから、「トラヒック保証」や「最低利用期間」を設定し、起因事業者へ応分の負担をしていただく必要があると考えます。

（ N T T 東日本・西日本 ）

意見6 5 光ファイバ設備のメタル設備への収容替えを実施することを明確にすべき。

第 章として現在光設備に収容されている回線に関してである。メタリックケーブルへの収容替えについては、光設備への収容は利用者の意思で選択したものでなく、D S L サービスにおいてはサービス享受の機会不均等とも考えられる。ユーザ要望に沿った収容替えを実施することとされるよう明確に

再意見6 5 光収容回線のメタル収容回線への収容替えは制度化に向けて検討中。

光収容回線においても、メタル線路設備がある場合には、メタル線の撤去計画がある場合等特別なケースを除いて、収容替えに対応可能とするよう、

考え方6 5

光ファイバ化された回線のうちメタル回線への変更が可能である回線の電話番号が、既に「電気通信事業法施行規則第2 3 条の4 第3 項の規定に基

示されたい。以下に参考事例を列挙する。

設備に収容されているがビル MDF にはメタリックケーブルがない。しかし管路設備も空いており、直前 20 ~ 30 m でメタリックケーブルが導入できるが、敷設工事を実施しないという事例がある。

光設備からの収容替えするメタリックケーブルはあるが、直接電話局から接続されている対数に空き回線がない。この場合新設電話時には実施する柱上等での接続替えによる回線引き込みも DSL サービスでは実施しない。これは OCN、ISDN 等でも実施されていることであるという不公正極まりないことがある。

さらに極端な場合は空メタリックケーブルがあるにもかかわらず、現時点明確でない専用線や空き部屋さらには故障対策と称してメタリックケーブルを将来的に確保したまま、DSL サービスに提供しない例がある

(大阪めたりっく通信)

意見 6 6 「平成 8 年度 電気通信の番号に関する研究会」報告書の記述を本答申で追加して欲しい。

0120 または 0800 で始まる着信課金番号については平成 13 年 3 月にポータビリティが実施されましたが、00XY で始まるフリーフォンはポータビリティの対象外となっております。仮に、00XY フリーフォンの販売を積極的に行った場合は、公正競争を阻害することになります。番号に関する研究会が平成 9 年に出した報告書でも以下の記述がなされています。

(「平成 8 年度 電気通信の番号に関する研究会」報告書(平成 9 年 5 月) P 62)

「『0120』番号による着信課金サービスの番号ポータビリティの実施にあたって、長距離系事業者は、『00XY-SC』による現在の着信課金サービスの加入者及び新規加入希望者について、出来る限り『0120』番号空間への移行を促進し、着信課金サービスの番号ポータビリティの実効が上がるよう努めることとしている。」

着信課金番号ポータビリティの実効性・公正競争を確保する観点から、上記報告書と同様の記述を、草案 P 59 に(4)として追加することを要望します。

(4) 00XY フリーフォンの新規販売は原則として実施すべきでなく、00XY フリーフォンの既存加入者についても、番号ポータビリティの対象である 0120 または 0800 番号空間に可能な限り移行することが望ましい。

(NTT コミュニケーションズ)

意見 6 7 接続料が高額であると納得できる会計になっているか疑問。

第 3 節 2 における図表 12 の概念図に示されるごとくあるのが本来であろうと考えるが、DSL サービスにおいては接続事業者提供されるコロケーション費用・ルーティン伝送機能の接続料等はかなりの高額であるとしか理解出来ないところであり、これを十分国民に納得できる会計なり、説明が必要と考えることから、以下の事項に述べる各項目に即して納得できる根拠を示すことを要望する。

(大阪めたりっく通信)

その際の費用負担の考え方を含め制度化すべく現在検討を進めております。

光収容において残置メタルがある場合の取扱いについては、近々、本制度化すべく検討中であります。

ただし、収容局からユーザ宅の一部において、メタル線路設備が存在しない場合は、DSL サービスの提供に時間を戴くか、もしくは提供できない場合があります。

なお、需要が明確でない専用線や故障対策と称してメタリックケーブルを将来的に確保するという事実はありません。

(NTT 東日本・西日本)

づく情報の開示に関する件」(平成 13 年 6 月 8 日 総務省告示第 395 号)により情報開示されることになっている。これに併せて再意見 6 5 に示されているように必要な手続等が整備される必要がある。

考え方 6 6

本答申において、他の報告書の報告内容を繰り返す必要性が不明である。

再意見 6 7 (意見 6 7 同旨)

趣旨について賛同します。

これらの接続料などの算定において、明らかに必要性を疑わなければならない経費が計上され、現に裁定が発出されたり、「本当にこんな高い機械や高い水準の保守が必要なのか？」と思うようなものがないとはいえないのが、残念ながら事実のようです。

弊社としては、「必要なもの」についての支払いを忌避する意図は全くないことを重ねて申し上げますが、「必要」「不要」の判断において、さらに多くの情報に接続事業者やエンドユーザが接し、コンセンサスを形成することが必要であると考えます。

考え方 6 7

接続料の算定等については、図表で示されているとおり接続会計の適用がなされている。

<p>意見 6 8 ダークファイバの料金が基準に沿った算定となっているか疑問。</p> <p>第 3 節 3 における図表 1 3 では一項、六項のダークファイバは実際費用方式となっているものの今回申請のあった算出方式の考え方に相違があり、一項は将来の複数年度 六項は単年度をその根拠とするなど図表 1 3 と相違したものとなっていると考えられる。今回のようにケースバイケースの運用となっている感は拭えず、基準に沿った算定となっているかが疑問である。 (大阪めたりっく通信)</p>
<p>意見 6 9 特に G C 接続料については今後大幅な低廉化が必要。</p> <p>貴審議会は、更なる Z C / G C 接続料の低廉化の必要性を示唆されておられますが、弊社といたしましても貴審議会のご見解に全面的に賛同するものです。Z C 接続料についても更なる低廉化が必要なことは勿論ですが、特に G C 接続料については L R I C 方式導入後も Z C 接続料ほど顕著な低廉化はなされておらず、国際的水準の二倍以上となっています。また、2002 年度の Z C 接続料と G C 接続料では、その差はわずかに 0.28 円であり、Z C 接続料との比較においても G C 接続料の高さが際立っていると言わざる</p>

<p>具体的には、特にボトルネック性のある指定電気通信設備については、行政の情報開示の例にならない、その構成、設備の調達価格、管理体制とそのコストなどを請求に応じて原則としてすべて開示し、すべての利用者や接続事業者がそれをもとに適切性を検討できるようにすべきです。</p> <p>なお、マスコミをはじめとして一般世論が陥りがちである「安いことはいいことだ」「それを阻むのは NTT ある」の論理には、電気通信に求められる信頼性を確保する見地から強い抵抗を感じるものであります。</p> <p>本当に国民に必要な機能や信頼性水準を実装するためであれば、それを無視してまで「世論」が値下げの圧力をかけることは、結果として国民の利益にかなわないこととなります。</p> <p>弊社としましては、「適切な条件の接続を、適切な接続料で実現する」ことが最善であると考えます。もちろん、「適切な接続料」には、地域会社の適正な利益を含み、相互接続の推進が地域会社にも利益をもたらすべきであることは、いうまでもありません。</p> <p>こういった世論の迷走が起こりがちである背景には、残念ながら NTT 域会社と接続事業者、ひいては国民の間で接続形態や費用負担に関する情報があまり共有されていないことがあると考えます。大手マスコミでさえも、単に NTT がボトルネックであるという主張を超えられないように見えます。</p> <p>地域会社にあっては、相互接続にかかる情報の開示、接続手続の簡素化・迅速化などにより、国民の「NTT に対する誤解」を解消していただくよう要望いたします。ネットワークのオープン化は、このような「実務上の透明化」とあわせて推進されるべきです。 (Edit Net)</p>	
	<p>考え方 6 8</p> <p>接続料の原価算定に実際費用方式が採られる場合において、算定期間は原則として過去の 1 年間となっているが、需要増が相当見込まれる場合等には将来の複数年間によることも認められている。</p>
	<p>考え方 6 9</p> <p>Z C 接続の際の接続料と G C 接続の際の接続料との差額が小さいこと自体については、「G C 接続料の高さが際立っている」というよりは、中継伝送共用機能に係る接続料の水準が低廉化したものと評価されるが、加入者交換機能の接続料の今後の更</p>

<p>を得ません。従いまして、本答申において特にG C 接続料については今後大幅な低廉化が必要であるとの貴審議会のご認識を申し述べていただければ有り難く存じます。 (C & W I D C)</p>
<p>意見 7 0 長期増分費用方式をより広範囲に適用していくことを基本に検討を行っていくべき。</p> <p>貴審議会は、「長期増分費用モデルの見直し結果が出た後は、そのモデルの適用の是非を含め、新たな接続料の原価算定の在り方について検討が行なわれる。」と述べておられますが、この記述の意味するところが若干曖昧ではないかと思われま。解釈によっては「モデルで算定した接続料のレベルが特定事業者の経営にどの程度の影響をもたらすかを勘案したうえでモデルの適用の是非を判断すべき」ともとられかねない記述かと懸念いたします。従いまして、この記述はこのような趣旨のものではないことをご確認いただきたくお願いいたします。また、接続料の算定については今後長期増分費用方式がより広範囲に亘って適用されていくべきと考えますので、新たな接続料の原価算定の在り方について検討を行なっていく場合も長期増分費用方式をより広範囲に適用していくことを基本に検討を行なっていくべきと考えます。この旨ご答申いただきたくお願いいたします。 (C & W I D C)</p>
<p>意見 7 1 試験サービスの提供に先立ってそのサービスに対応する接続料が設定されるべき。</p> <p>弊社といたしましては、東西 N T T が試験サービスにより新サービスを提供する場合には、その試験サービスの提供（本格サービスの提供ではなく）に先立ってそのサービスに対応する接続料が設定されるべきと考えております。しかしながら、本草案の記述を見ると、これが明確にされていないように思われます。また、脚注 26 で言及されている東西 N T T 宛の指導文書においてもこれが明確にされていないように思われます。本格サービス提供時に接続料を設定すればよいということであれば、東西 N T T は新サービスについてはすべて試験サービス期間を設けることにより常に一年程度は他の事業者を競争から排除したまま独占的にサービス提供が可能となってしまいます。従いまして、貴審議会におかれては、試験サービスか本格サービスかに関わらず東西 N T T はサービスの提供に先立ってそのサービスに対応する接続料を設定すべきことをご答申いただきたくお願いいたします。 (C & W I D C)</p>
<p>意見 7 2 光ファイバの接続料については、予備芯線を除いた芯線数等で接続料を算定している等により問題がある。</p> <p>また、N T T 東西のこれまでの接続料算定方法では、回線数や芯線数、トラヒック数などを基準に算定されていますが、接続事業者への条件と N T T 東西の利用分の条件が異なっているのではないかと考えます。例えば、光ファイバの接続料については、予備芯線を除いた芯線数等で接続料を算定している</p>

	<p>なる低廉化が望まれる。</p>
	<p>考え方 7 0</p> <p>長期増分費用モデルを見直した後に行われる新たな接続料の原価算定方式のあり方についての検討に当たっては、様々な要素を総合的に勘案すべきであり、その方向性を現段階で決定づけることは適切ではない。</p>
<p>再意見 7 1 接続約款への規定は本格的なサービスの開始を目途に行う。なお、試験期間中でも協議は実施する。</p> <p>試験サービスについては、電気通信事業法施行規則第 1 9 条の 2 第 3 号または同第 2 1 条の 2 第 2 号ホに定められており、「利用者の範囲及び期間を限定して」提供することとされております。 接続約款に規定のない指定電気通信設備による新たな機能を利用して提供する利用者向けサービスについては、試験サービス期間中に当該サービスの受容性及び利用環境の把握、N W 輻輳等の影響の確認、収容設計・伝送品質等の検証を行うため、その諸条件の検証が十分になされた後でなければ具体的な接続条件等について接続約款に定めることは困難であることから、本格的な利用者向けサービスの開始と遅くともほぼ同時期に、その指定電気通信設備の新たな機能の利用に関し必要となる条件を設定し、これを接続約款に定めるよう努めることとしております。 なお、他事業者からの接続要望があれば、試験サービス期間中であっても、アンバンドル提供の協議を実施し、具体的な接続条件等について協議が整い次第アンバンドル提供を行う考えです。 (N T T 東日本・西日本)</p>	<p>考え方 7 1</p> <p>電気通信事業法施行規則第 2 1 条の 2 第 2 号ホの「利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務」(所謂試験サービス) にあたって利用する機能は、同役務の提供が継続されない可能性もあり、必ずしもその内容や原価が確定的でない。しかし、その接続条件の設定が遅れることは公正競争条件確保の観点から問題があることも事実であり、暫定的なものであっても、当該役務の提供とほぼ同時期にはこれを設定することが望まれる。 試験サービスとして事実上の商用サービスが提供されることのないよう、短期間・利用者限定での提供が厳格になされる必要がある。</p>
<p>再意見 7 2 予備芯線は接続料の原価に含まれている。保守等は 2 4 時間対応している。</p> <p>光ファイバの料金は、加入者回線として用いていない予備芯線（故障時の応急復旧用を含む全ての空き芯線）を含む全ての芯線コストを加入者回線</p>	<p>考え方 7 2</p> <p>光ファイバ設備の接続料は予備芯線の費用も含めて算定されている。 又、保守等の 2 4 時間対応については接続事業者の要望により自社における扱いと不公平にならない</p>

にもかかわらず、NTT東西は自社のサービス提供用に予備芯線を確保しており予備芯線はNTT東西しか使用できないため、いわばNTT東西は無料で予備芯線を使用しているのが現状となっています。また、局間ファイバの保守を接続事業者に対しては「24時間故障修理をしない」としているのに、NTT東日本で利用する場合には「24時間故障修理をしている」などの違いが見受けられます。このように利用条件および接続事業者との公正競争条件について疑問を抱かざるをえません。したがって、NTT東西の利用部門の利用実態についても接続事業者と同等の扱いが行われているかどうかを厳重に監視し、接続事業者は接続料に見合った内容を享受できているのかどうかについて公平性を確保する必要がありますと考えます。答申案 P.29 の図に「接続料は基本的に同一」との記載がありますが、付け区分けて「接続料に見合う接続内容も基本的に同一」になるよう強く要望いたします。
(イー・アクセス)

意見73 Bフレッツに関して、事前の技術開示に誤りがあった。

NTT東日本は、「光IP接続(Bフレッツ)サービス」を平成13年7月から本格サービス開始予定ですが、弊社はGC局内での相互接続を要望しており、平成13年2月より3回にわたって打合せ等を行ってきました。打合せで最も重要だった情報が、技術的インターフェースでしたが、NTT東日本は、平成13年3月18日の時点ですら「Bフレッツベーシックタイプ」の局内装置のインターフェースが確定しておらず、また、平成13年5月24日になって「前回、5月18日の打合せにおきまして、Bフレッツファミリータイプで用いる局内装置については、現在の試験サービスで用いている装置と同様であり、接続のインターフェースについても同様に10BASE-Tと申し上げましたが、その後、社内にて再度確認いたしましたところ、本格サービスとしてのBフレッツファミリータイプの提供にあたりましては、基本的に用いる装置は同じですが、装置のもっている接続のインターフェースは100BASE-TXに変更になるということが判明しました」と相互接続に最も重要な局内装置のインターフェースを直前になって変更するなど、事前の技術開示が非常に不十分です。
(イー・アクセス)

として提供している芯線で賄う料金算定を行っております。従って、予備芯線のコストは、弊社も他事業者も使用する芯線数に応じたコスト負担をしており、弊社のみが負担している訳ではありません。
故障時の応急復旧用として一定数確保している芯線については、加入者回線を利用する全事業者(弊社を含む)に対して、故障時の応急復旧用に提供されるものであり、公平な利用がなされます。
(NTT東日本・西日本)

現在の加入者線の保守は、基本的に、故障受付は24時間対応で、故障修理は営業時間内での対応を行っており、今回の光信号端末回線伝送機能の接続料は、その保守レベルに対応したものであります。
24時間の故障修理対応については、実際の故障発生状況等を注視しながら、今後検討していく考えです。
現在の中継伝送路は基本的に24時間保守を行っており、他事業者へ提供する中継ダークファイバについても既存の保守体制で対応可能であることから、同様の24時間保守を実施する考えです。
詳細な保守運用内容については、事業者間協議のなかで説明させていただきます。
(NTT東日本・西日本)

再意見73 今後誤った情報を伝えることのないよう励行する。

平成13年3月18日の時点ですら「Bフレッツベーシックタイプ」の局内装置のインターフェースが確定していなかったとのご指摘ですが、弊社が「Bフレッツサービス」(本格サービス)に関する他事業者向けの説明会を実施いたしましたのは、4月16日および18日であり、3月18日の時点ではイー・アクセス様とは試験サービスの収容局接続メニューにおける接続インターフェースに関する協議をしており、試験サービスの接続インターフェースに関しては、本格サービス時に変更する可能性がある接続インターフェースとしてご説明差し上げております。
イー・アクセス殿との本格サービスにおける収容局での接続に関する協議は、4月23日、5月18日と2回行い、ベーシックタイプ、マンションタイプ、ファミリータイプの3種類の接続インターフェースについて説明いたしました。5月18日に接続点のインターフェースの情報として、ベーシック、マンションの2タイプについては正しい情報をお伝えしましたが、ファミリータイプのインターフェースについては、試験サービス時と同様と思い込み誤った情報をお知らせしてしまいました。その

いようになされる必要がある。

考え方73

平成13年5月15日の接続約款変更の認可申請において、局内装置のインターフェースは既に100BASE-TXになっており、正確な情報提供の励行が望まれる。

	<p data-bbox="112 380 1299 449">意見74 Bフレッツに用いる設備との接続について、NTT東日本による反競争的ともとられかねないような行為が見受けられる。</p> <p data-bbox="112 520 1335 1024">インターフェースが決まらなければ事前調査申込書すら提出できません。弊社はNTT東日本から「Bフレッツファミリータイプ」の局内装置のインターフェース変更があった翌日（平成13年5月25日）すぐに事前調査申込書を提出しておりますが、NTT東日本が接続条件の設定をするのは、Bフレッツサービスの開始に大幅に遅れる見通しです。NTT東日本と全く同じインターフェースで同じ接続点で接続するため、設備の改造など一切かからないのですが、それでも、NTT東日本によれば事前調査は約1ヶ月程度かかる予定とのことでした。一方で、NTT東日本が地域IP網を介した相互接続（フレッツADSLおよびBフレッツ）の場合は非常に多数の接続事業者に対して1～2週間で事前調査の回答をしており、相互接続に関して恣意的な運用を行っているのではないかと懸念を抱かざるを得ません。総務省より平成13年1月31日に「指定電気通信設備を設置する事業者においては、自社のサービス開始より前に、或いは少なくともほぼ同時期に接続条件の設定を行うよう努めるべきである」と行政指導が行われたばかりですが、指定電気通信設備である「Bフレッツ」とのGC局接続で現在、NTT東日本による反競争的ともとられかねないような行為が見受けられます。NTT東日本は光ファイバの接続算定において、平成19年度には平成11年度の実に約2.2倍もの需要を想定しており、そのうち何割かは接続事業者の利用分も見込まれていることとは思いますが、現状のようなNTT東日本の相互接続の対応では到底達成することはできない目標と考えます。</p> <p data-bbox="112 1031 1335 1129">したがって、指定電気通信設備との相互接続に関する事前の技術開示および接続料金の設定に関して、公平性を確保していただけるよう迅速な対応を強く要望いたします。 （イー・アクセス）</p>
<p data-bbox="112 1709 1299 1745">意見75 フレッツADSLに関して、接続料が利用者料金を上回っている。</p> <p data-bbox="112 1814 1335 1942">第3節 6の図表18においては利用者料金向け料金と接続料の比較があり、あたかも接続料が下回っているかに見えるが、料金個々に見た場合にその実感はない。それはNTT殿の利用者料金の根拠となる項目・内訳が不明であって何が包含されているのが不明である。例えばルーティング伝送機能（5月15日申請）のようにフレッツADSLでは800円/1.5Mと低額であるのに対し、54800/1.5Mと</p>	

<p data-bbox="1644 142 2249 310">後誤りに気づき、早速ご説明後一週間以内の5月24日に訂正させていただいた次第です。 今後誤った情報をお伝えすることの無いよう、正確な情報提供の励行に努める所存です。 （NTT東日本）</p>	
<p data-bbox="1644 380 2220 485">再意見74 Bフレッツのメディアコンバータ方式については収容局接続メニューを設定する考えはない。</p> <p data-bbox="1644 520 2249 716">事前調査期間につきましては接続約款に基づき一般的な目安としてお伝えしたものであり、1ヶ月にとられることなく、鋭意調査を進め結果が取りまとめ次第直ちに回答するという点につきましては、いずれのお申込みにつきましても全く同様です。</p> <p data-bbox="1644 722 2249 1024">弊社は、「接続ルールの見直しについて」答申案（平成13年5月18日）を受け、現在試験提供中の「光・IP通信網サービス（仮称）」の本格提供に先立ち、加入者光ファイバをシェアリングして使用する最大10Mb/sのシェアドアクセス方式を利用する光アクセスラインの収容局接続メニューを電気通信事業者向けに提供することとし、平成13年6月11日にその接続料金等の提供条件について認可申請を行っております。</p> <p data-bbox="1644 1031 2249 1430">なお、ベーシックタイプ・マンションタイプに用いるメディアコンバータ方式については、既にアンバンドル提供している光ファイバと市販装置であるメディアコンバータおよびSWHUBを組み合わせて、現在でも他事業者にて容易にサービス提供が可能であり、サービス提供の同等性が確保されていること、またメディアコンバータおよびSWHUBは技術革新の激しい分野の機器であり、他事業者の継続利用が受けられない場合の設備リスクをNTTのみが負うこととなることから、あらかじめ接続約款に収容局接続メニューを設定する考えはありません。</p> <p data-bbox="1644 1436 2249 1640">仮に、ダークファイバとメディアコンバータをセットで接続を要望される場合には、メディアコンバータについては、設備リスクを回避する提供条件（最低利用期間の設定等）を設定する考えです。 （NTT東日本・西日本）</p>	<p data-bbox="2258 380 2398 415">考え方74</p> <p data-bbox="2258 520 2875 688">NTT東日本・西日本はシェアリングタイプを除いてBフレッツの提供に用いる設備をアンバンドルした接続料の設定を行わない等、光ファイバ網のオープン化に積極的であるとはいえ、総務省よりそのオープン化を早急に求める必要がある。</p>
<p data-bbox="1644 1709 2220 1780">再意見75 サービス全体として接続料の水準は利用者料金の水準を下回っている。</p> <p data-bbox="1644 1814 2249 1942">利用者向け料金はサービス開始時に予想される原価と需要を基に算定するのに対し、接続料は毎年の接続会計実績等をベースに把握したコストや、実績の需要等を基に算定するなど算定方法が</p>	<p data-bbox="2258 1709 2398 1745">考え方75</p> <p data-bbox="2258 1814 2875 1942">図表で示されている利用者向け料金と接続料の水準の比較では個々の料金体系まで亘った比較はしていない。ルーティング伝送機能に関して、「800円」は1利用者当たりの利用者向け料金（但し</p>

いう高額な接続料となっており、実際とは乖離していると考えざるを得ない。
(大阪めたりっく通信)

異なり、また料金体系も異なるところではあります
が、サービス全体としては、接続料の水準が利用
者向け料金の水準を下回っており、問題ないも
のと考えます。

なお、例示されているルーティング伝送機能の
料金額(54,800円)はユーザ単位の接続料
ではなく、ポート単位の接続料を1.5M換算(8
77,840円÷(24Mb/s÷1.5Mb/s))
したものであります。

また、フレッツADSLの800円という金額
についても販売費用を含む利用者向け料金のフレ
ッツADSLとADSL接続サービスの差分を指
していると考えられ(次ページ(参考)参照)地
域IP網部分(ルーティング伝送機能相当)の料
金相当を正確に表しているものではないため、こ
れらの数値を比較して、ルーティング伝送機能の
接続料と利用者向け料金との検証を行うことは意
味がないと考えます。

(参考)

「フレッツADSL(4,600円)」と「ADSL接続サービス(3,800
円)」の差額800円は、利用者向け料金には営業費
を含む上、上図のとおり「事業者振分装置」分が
正確に対応していないため、地域IP網の料金とは
一致しません。

(NTT東日本・西日本)

実際には「800円+振分装置相当額」であるの
に対して、「54,800円」はポート1.5Mb
psあたりの接続料であり、比較のベースが異なっ
ている。

意見76 電力設備等の費用の見込み等が議論になっている。

第7節 2のコロケーション負担額は、表記の建物等については一定の方向が見えてきたが、**電力設
備、空調設備、共通利用設備や共通スペースの占有度等については、答申の主旨に沿った運用とは言い
難く費用面で、これらの見込み・算定方法が議論の対象となっている。**したがって 現在の約款に示さ
れている算出根拠が不明で、事業者間にも不均衡が生じているとの疑念をもつ負担額の算出とするので
はなく、例えばDSLAM等実績があるものは架別の費用を明示する等 第三者にも明確であるものとする
ことを提案する。さらに共通利用設備や共通スペースは基本的な接続機能の一つとして整理し、サービ
ス事業毎・ビルごと設備設置により明確にすべきものとする。
(大阪めたりっく通信)

再意見76 電力費用等は個別に算定してい
る。

コロケーションに係る電力・空調費用の算定につ
いては、他事業者の設置する設備毎に必要な電力
量(発熱量)に応じて、個別に算定を行っており
ます。

コロケーション実績があるものの架別の負担額
については、設置を要望される設備の大きさ・使
用電力等が区々であるため、単純な比較は困難で
あると考えます。

(NTT東日本・西日本)

考え方76

電力設備等については費用負担額の見通しがつ
ききたいものとなっており、できる限り具体的な額
が早期に接続事業者に対して提示されるようにす
る必要がある。

又、その負担額の算定方法と電力設備の稼働との
関係等明らかでない点も多く、総務省においてNT
T東日本・西日本に算定の詳細について報告を求め
ることを要望する。本答申本文の第 章には、新し
く「5」として、次の文章を加えることとする。

「5 電力設備に関する負担額の算定方法

指定電気通信設備との接続に際して、接続事業者
の費用負担において、電力設備に関する負担額につ
き、その算定方法が不分明であり、額自体も高額で
あるとの指摘がなされてきている。負担額の算定方
法と電力設備の稼働との関係等明らかでない点も
多く、総務省において指定電気通信設備設置事業
者に算定の詳細について報告を求めることが要望さ
れる。

意見77 コロケーション費用におけるイコールフットリングを強く要望。

考え方77

<p>NTTの利用者料金に占めるコロケーション費用相当分も明確にし、第 3 章第 3 節 2 に示すごとく接続事業者と指定電気通信設備所有の事業者とのイコールフィッティングを強く要望するものである（大阪めたりっく通信）</p>	<p>意見 7 8 意見招請に関しては最低 3 0 日間、又可能であるなら 6 0 日間の期間を設けるべき。</p> <p>米国は考慮されている政策変更を公に知らしめ、関係各方面の意見を募集するという同省の努力を注目するとともに、評価します。しかしながら、私たちが何度も申し上げているとおり、このような短い期限（今回は 2 週間）では、手続きへの全ての人の参加は制限され、日本政府には果たして関係者の考えを完全に聞いて頂けるものか、疑問を生じるものです。関係各所からの意見を完全に聞き取ることの複雑さと重要性を鑑み、この期限は不適切であり、延長されるべきであります。私たちは、日本政府に対し、将来の政策提言については、関係者が意味ある意見を準備するため十分な時間を与えられるよう求めるとともに、最低 30 日間、また可能であるなら 60 日間の期間を設けるよう提言いたします。</p> <p>米国は答申案に対しコメントできる機会を得たことを感謝いたします。しかしながら、これらの案件は複雑であり、二週間というとても短い期限ではこれらの案件を完全に探求するには不十分であったことが残念です。将来的には、日本政府は期限を最低 30 日間保証すべきであり、可能であれば 60 日間に延長すべきで、パブリックコメント手続きにも沿う方法でコメントをさせるべきです。また、コメント募集の通知は速やかにホームページに掲載していただけるよう、要請いたします。</p> <p>（米国大使館）</p>	<p>意見 7 9 審議会がアンバンドル化された光ファイバの料金を導き出した方法は不明確。</p> <p>審議会は、アンバンドル化された光ファイバーに対し料金の大幅な引き下げ提案を行っており、それは賞賛に値します。しかしながら、これらの料金は 20 年間一芯 2 ドル/メートルの I R U が普通である米国標準から見ると依然高いものであります。（参照：www.telekomnet.com/writer_allan/7-20-00_dar_kfiber_faq.asp）。審議会がこれらの料金を導き出した方法は依然として不明確で、NTT 東西がファイバーに用いるべき方法は、より透明でコストに基づく方式によるべきと私たちは考えています。</p> <p>（米国大使館）</p>	<p>意見 8 0 NTT 東日本・西日本の屋内配線のアンバンドルについて要望する。</p> <p>光ファイバの接続義務について、第 1 次答申では、上記のような考え方となっていますが、NTT 東西が B フレッツの商用サービスを開始すれば、ユーザに対して端末系光ファイバを利用して同様のサービスを提供する形態での接続要望がでてくると考えられます。その際に、公正競争条件が担保されるように、下記の点についても明確化していただきますよう要望いたします。</p> <p>屋内配線の取り扱いの明確化</p> <p>NTT 東西がすでに屋内配線を設置しており、空き芯線がある場合はアンバンドルの対象設備とすることを要望いたします。</p> <p>NTT 東西が屋内配線を設置していない場合、B フレッツでのユーザからの要望に対する取り扱いと他事業者からの引き込み要望と同等の取り扱いをすることを要望いたします。</p> <p>（イー・アクセス）</p>
---	---	--	---

	<p>コロケーションの費用については、NTT 東日本・西日本の利用者料金で採られていたのと同じ簿価ベースで算定されている。</p>
	<p>考え方 7 8</p> <p>本答申（草案）について、意見招請は第 1 回（平成 1 3 年 5 月 1 8 日～ 6 月 4 日：1 8 日間）、第 2 回（同 6 月 8 日～ 6 月 2 2 日：1 5 日間）併せて 3 3 日間の期間を設けて行ったところであるが、今後共十分な期間を設けられるよう努めていくこととする。</p> <p>なお、本審議会における「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 9 7 号）附則第 1 5 条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の審議に関しては、平成 1 2 年 1 0 月 1 0 日から 2 3 日、1 1 月 1 7 日から 1 2 月 4 日、1 3 年 1 月 1 8 日から 2 月 9 日、2 月 2 2 日から 3 月 2 日にも意見招請が行われ、期間は総計で 9 7 日間に及んでいる。</p>
	<p>考え方 7 9</p> <p>本答申では光ファイバ設備に係る接続料の算定は行っていない。</p>
<p>再意見 8 0 既設の屋内配線は接続約款に基づき提供する。</p> <p>光信号端末回線伝送機能とあわせて、弊社が既に屋内配線を設置しており空き芯線がある場合は、接続約款に基づき提供する考えです。</p> <p>しかしながら、弊社が屋内配線を設置していない場合については、</p> <p>屋内配線は、端末設備として基本的にはお客様にご用意頂くこととしていること</p> <p>敷設に当たったの諸条件は弊社と他事業者では同等と考えられること</p> <p>等の理由により、弊社が他事業者のために屋内配線を敷設してまで提供する義務はないものと考えます。</p> <p>（NTT 東日本・西日本）</p>	<p>考え方 8 0</p> <p>指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が現に設置している屋内配線の提供については、既に平成 1 3 年 4 月の電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成 1 3 年 4 月 6 日総務省令第 5 9 号）により利用条件を接続約款に規定すべきことが定められている。</p>

意見 8 1 NTT東日本・西日本が何を保守用・予備芯線と捉えるかを明らかにし、光ファイバ設備の提供につき恣意的な運用が行われないようにすべき。

保守用芯線・予備芯線の取り扱いの明確化

保守用や予備芯線の運用方針があいまいであれば、例えば他事業者の要望に対して空き芯がないと拒絶しつつ、Bフレッツユーザに対してはこれらの芯線を流用するような恣意的な運用がおこなわれる懸念があります。保守用芯線・予備芯線の考え方及び実態を開示し、自らのサービスに対し便宜を図るなどの恣意的な運用を禁止することを要望いたします。

(イー・アクセス)

意見 8 2 固定発携帯着と携帯発固定着の料金格差の是正に向けて、文書指導後の状況を注視し、措置することを要望。

1. 現状

固定発携帯着には、NTT地域発信のものだけでなく、当社の直収サービス ユーザ等から携帯へ発信するものがあり、いずれも料金設定は携帯事業者が行っています。

平成11年度における市場規模は7,000~8,000億円と推計され、国際電話市場(2,550億円)の約3倍の規模になっています。

一部の事業者を除き、依然として固定発携帯着は携帯発固定着の料金と比較して2倍程度の格差があります。(参考1〔略〕参照)

2. 市場特性

固定側のユーザはどの携帯事業者に発信しているかわからないことが多く、携帯事業者側に競争インセンティブが働きにくく、行政による値下げ指導に示されるように競争が十分機能していないものと思われれます。

再意見 8 1 保守用・予備芯線は他の目的に流用しない。

保守用芯線、故障予備芯線については、他事業者や弊社に係わらず、共用の保守・故障対応用の芯線として光ファイバ設備の支障移転や故障時等に使用されるものであり、当該芯線を他の目的に流用することはありません。

なお、既に、中継光ファイバ設備に関して弊社が提供可能な芯線数についてはwwwにて情報開示されており、加入光ファイバ設備の設置状況についてもエリア単位で、順次、情報開示させていただいております。

(NTT東日本・西日本)

再意見 8 2 (意見 8 2 同旨)

前回の意見招請で述べさせて頂いたとおり、事業形態が複合化する通信業界における公正競争の確保、及び弊社直収サービスユーザの利便性確保の観点から、固定発携帯着の料金に問題があると考えております。

固定発携帯着料金の是正については、情報通信審議会の第一次答申において「今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要と考えられる。」とされ、これを受けて総務省は文書指導を行っていますが、具体的内容の公表を行っておりません。情報通信審議会の第二次答申におい

考え方 8 1

光ファイバ設備との接続の請求に対しては、恣意的な遅延等が生じないよう、適正な手続が採られる必要がある。これについては、電気通信事業法及び接続料規則の一部を改正する省令(平成13年6月8日総務省令第85号)により所要の手続が接続約款に規定されることとされており、その中で適正な手続が定められる必要がある。

又、手続等の同等性を確保するため、光ファイバ設備の利用・接続について社内外で様式と手続を同一のものとし、利用の申込の先後が透明に判断出来るよう、ルール整備をすることが有用と考えられる。

従って、本答申本文の第 章に新しく「2」として、次の文章を加えることとする。

「2 光ファイバ設備の利用に係る手続等の内外無差別適用

- (1) 光ファイバ設備との接続等、その利用については、手続の運用によっては接続事業者に対する対応において不当な遅延が生じる等の事態が生じかねない。
- (2) 所要の手続等については、既に電気通信事業法及び接続料規則の一部を改正する省令(平成13年6月8日総務省令第85号)によって整備されることとなっているが、その適用において内外の同等性がこれによって担保されたとはいえない。
- (3) これを改善するために、光ファイバ設備の利用・接続について、指定電気通信設備を設置する事業者の社内における手続や様式を接続事業者のものと同じとし、利用の申込の先後が透明に判断出来るようルール整備を行う必要がある。

考え方 8 2

移動体通信事業者の料金の改善については、平成13年2月6日に文書指導が行われており、これを受けた措置につき注視する必要がある。

固定事業者側が料金設定を行っている英国においても、Of telによる料金是正の取組みが行われています。(参考2〔略〕参照)

3. 当社から見た問題点
 公正競争上の問題
 中継系事業者と携帯事業者の合併・系列化・提携、サービスのパッケージ化等の動きの中で、競争が十分機能していない市場の存在は、公正な競争を歪めるおそれがあります。
 固定発携帯着は市場の規模も大きく、通信市場全体に与える影響も小さくありません
 利用者利便確保上の問題
 一部の携帯事業者が設定する料金を除き発着料金が非対称で、当社の直収ユーザが負担する料金が割高となっていることから、利用者利便を損ねています。

4. 当社の要望
 公正競争と利用者利便の確保の観点から、文書指導後の状況を注視し、料金格差是正に向けて的確で迅速な措置を要望します。
 措置を講ずるにあたっては、透明性の確保を要望します。
 (NTTコミュニケーションズ)

意見83 接続ルールの運用につき、監視が必要。

基本ルールの見直しにおいて、“ISDNから電話への同番移行”事件から数件の指導・省令整備が行われているものの依然として、ルールの無視・曲解から接続事業者からの是正要望があること、公正取引委員会からの警告があること、不公正・不自然・不可思議という巷間の声もあることから、常設の第三者機関による監視が必要と考える。
 (大阪めたりっく通信)

意見84 携帯電話事業者と固定通信事業者との間の料金設定権の整理について、付加価値サービスの場合は一般呼の場合とは異なることを明示して欲しい。

1. サービス接続の現状

サービス接続とは、SCP 1を用いた付加価値サービスを提供するために他事業者と接続するもので、当該サービスはマイライン登録の対象外となっています。(例：VPN・フリーダイヤル・ナビダイヤル・テレドーム等)

固定発固定着においては、郵政省によるVPN接続命令(平成6年12月28日)で、SCPを利用するサービスについてSCP事業者が料金設定できると整理されております。

当社サービスの携帯網との接続については、サービス毎に携帯事業者と協議していますが、一般呼に関する料金設定権への波及を懸念することもあり、当社が料金設定を行うことに対する携帯事業者側の抵抗が強く、協議が長期化する傾向があります。

「創意工夫により情報通信の多様なサービスを提供する」ためには、合計で6,200万加入(H13.4末現在)まで普及している携帯各社の網との接続は不可欠です。

1: Service Control Point 高度サービスを支える通信基盤であり、番号変換機能・接続制御機能・課金制御機能等を有する

ては、総務省により行われた具体的な指導内容等を盛り込み、総務省による取組みを明らかにして頂くことを要望します。
 (NTTコミュニケーションズ)

昨年から弊社の接続料金にLRICが導入され、接続される他事業者の負担が大幅に軽減され、固定電話の市内通話等も値下げてきていることを考慮すれば、固定電話利用者のサービス性向上のためにも、携帯事業者様が設定する固定発携帯着の利用者向け料金も更に低廉化されることが期待されます。
 (NTT東日本・西日本)

再意見83 (意見83 同旨)

基本的な趣旨について、賛同いたします。
 公正競争の担保のため、NTTエンドユーザ向けサービスは、新興事業者と同一の条件で利用できるべきです。これを阻害する事例については、早急な指導の発出、是正勧告などの措置が取られることを強く要望します。
 その具体的な方法については、大阪めたりっく社が要望する「第三者機関」に限らず、情報通信審議会における方法のほか、電気通信事業法第96条の2の規定による意見の申出手続を二種事業者が積極的に活用できるような施策を充実させるなどの方法が検討されるべきと思います。
 (EditNet)

再意見84 (意見84 同旨)

NTT comの意見に賛成いたします。
 今後、VoIP及びサービスの統合などでサービス接続がますます発達していくと考えますので、料金設定は柔軟に行えるよう強く要望いたします。
 (イー・アクセス)

考え方83
 接続に関する紛争処理については、第 1 章第 1 節 2 に述べるように総務大臣による命令や裁定の手続が従来より設けられている。これに加えて、電気通信事業法等の一部を改正する法律により斡旋・仲裁を行う機関として電気通信事業紛争処理委員会が設立されることになっており、接続ルールの適正な運用の確保につき、引き続き迅速且つ的確な対応がなされていく必要がある。

考え方84
 料金設定権の所在は基本的に事業者間協議結果が尊重される。

2. 当社の要望

料金設定権協議における摩擦を緩和するために、サービス接続と一般呼接続の料金設定権の整理はそれぞれ独立したものであることを、答申の中で明確に示して頂くようお願いいたします。これによりサービス接続協議の円滑化が図られるものと考えます。

なお、サービス接続に関する当社の考え方は次のとおりです。

- ・付加価値をつけたサービスを開発した事業者によるエンドエンド料金設定が実現されるべき。
- ・特段の理由がない限り、固定網と携帯網で料金設定の方法は同一としたい。

(理由)

コストをかけて開発した自社サービスの料金をコントロールでき、メニューの多様化・柔軟な料金適用が可能となることで、ユーザ利便の向上につながる。また、ユーザから見てわかりやすい。

(NTTコミュニケーションズ)

意見 8 5 ソフトウェア開発期間(18ヶ月以内)も短縮すべき。

2. ソフトウェア開発着手後の「18ヶ月以内」の短縮

期間全体についての短縮の検討について

ソフトウェア開発着手から提供開始までの期間(「18ヶ月以内」)についても、短縮すべきと考えます。

公表からソフトウェア開発着手までの200日間についての議論だけではなく、ソフトウェア開発着手後の期間を含めた、全体の期間について短縮を検討することにより、早期のサービス提供を実現すべきと考えます。(P.32参照)

(2) ソフトウェア開発について

ソフトウェア開発から提供開始までの「18ヶ月以内」の期間短縮について、NTT東西地域会社側の努力が十分であるとは考えにくいのが現状であります。

従って、今後において、主に以下の2点について継続的に議論する必要があると考えます。

A. ソフトウェアの規模等に応じて、可能な限り開発期間の短縮をはかる

B. ソフトウェア開発の受託先を複数にすることで競争促進をはかる

* ソフトウェア開発の委託先については、NTTコムウェアだけでなく、NTT東西地域会社との資本関係の有無に関わらず、他社にも委託すべきと考えます。

例えば入札制等により、業者間の競争促進をはかり、価格や期間等の面について効果を発揮すべきと考えます。

再意見 8 5 ソフトウェア開発期間の短縮には努力する。

ソフトウェア開発期間については、早期サービス提供及び他事業者への早期機能提供に向け、平成9年度着手分より、24ヶ月から18ヶ月に短縮してきたところです。

ソフトウェアの開発は、要望項目毎の単独開発ではなく、プログラム相互間の連携をはかる必要があることから、開発効率をあげるために、他事業者要望のみならず、弊社計画に基づく開発も含め、接続約款に規定する期間(18ヶ月)及び年2回の着手(7月,1月)のルールに基づき運用を行っているものです。

しかしながら、ご要望に対しては、弊社並びに他事業者とも音声系サービスの開発要望が減少し、全体の開発量が減少している状況等により、開発コスト低減に向けて、開発体制の縮小を図ることが必要となってきているところではありますが、その体制の範囲内で開発期間を短縮する工夫を行い、その実現に向け努力する考えです。従って、開発するシステム、ソフトウェアの開発規模、開発の容易度等により短縮可能な開発につきましても、開発期間の短縮化を実施する考えです。

なお、個別の開発内容毎の検討は必要であることから、開発するシステム、ソフトウェアの開発規模、容易度等により18ヶ月間かかることもあり得ることを申し添えます。

ソフトウェア開発の委託先については、既存システムの改良・改版は、当初システム開発委託先に委託することが効率的と考えております。新規システムについては、機器選定を含め広く検討し、選定しているところです。

(NTT東日本・西日本)

一連の情報開示の位置づけについては、【別紙2】のとおり考えており、検討のフェーズにあわせ、順次必要な情報を開示していくものと考えております。

- ・装置の外販許諾、設備対応、設備調整

考え方 8 5

接続用ソフトウェア開発に要する期間は従前より長期に亘り、今回の意見招請に当たってNTT東日本・西日本はむしろこれを理由として事業者向け割引料金の拡大に消極的な意見を出す等、多方面において障碍となっている。

この短期化へ向けて、NTT東日本・西日本において、ソフトウェアの規模等に応じた期間短縮の措置について、総務省へ報告を行うこととするよう要望する。

上記については、本答申本文第 章において次のとおり記述する。

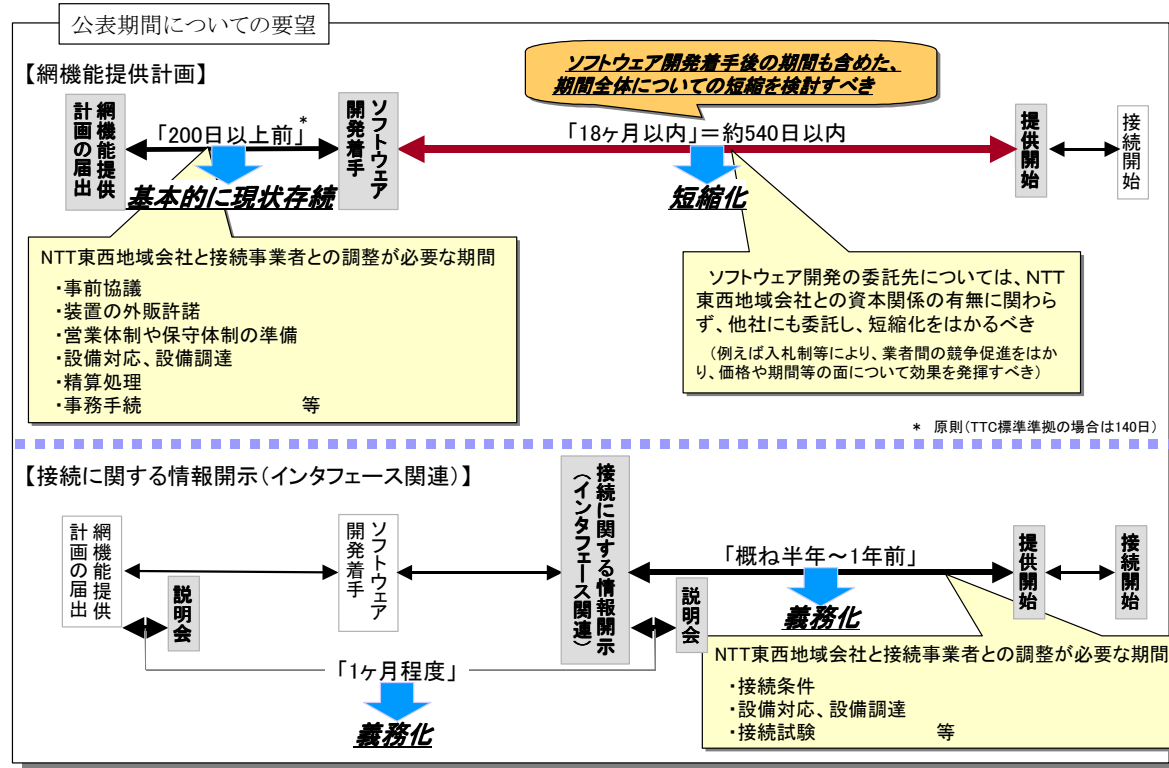
「4 接続用ソフトウェア開発期間の短縮

NTT東日本・西日本の指定電気通信設備との接続において、多くの場合接続用ソフトウェアの開発が必要となる。

従前よりこのソフトウェア開発は年2回(1月又は7月に)着手し、開発着手後18か月以内に接続が行われることとされている(NTT東日本・西日本現行接続約款第38条第1項(3))。

接続が円滑に行われ、新しいサービスが実現される上で、この接続用ソフトウェア開発期間の短縮化は喫緊の課題であり、NTT東日本・西日本において、ソフトウェアの規模等にも考慮して期間短縮の措置を採ることが求められる。」

また、機能毎に、NTT コムウェア、 それ以外の NTT グループ会社、 その他の業者、それぞれへの委託比率を示していただき、今後の改善に向けて努力すべきと考えます。



(KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet)

弊社の機能仕様を良しとした前提での、接続開始に向けた調整事項であり、開発着手に向けた調整事項ではないと考えます。

- ・営業体制や保守体制の準備

接続開始 = サービス開始に向けた他事業者の社内調整事項であり、開発着手に向けた「機能仕様」の調整事項ではないと考えます。

- ・精算処理、事務手続

接続に向けた種々の運用上の事業者間確認事項で扱っている事項であり、開発着手に向けた「機能仕様」の調整事項ではないと考えます。

(NTT東日本・西日本)